

第四五號

0315

土月二五結

防備

陸軍

軍事

軍事

軍事

極秘

現品別送

支那(支那)

朝鮮密第九五

八口浦附近特別警戒記録送付ノ件

昭和十三年十月廿七日 朝鮮軍參謀長 北野

陸軍次官 東條英機 殿

昭和十二年十月全羅南道八口浦附近特別警戒記録 (全羅南道作製)
別冊ノ通リ一部送付ス

案

陸軍省 13.11.10 293 防備課

陸軍省 13.11.8- 27 防備課

13.11.9 96 軍務部

陸軍省 13.11.10 防備課

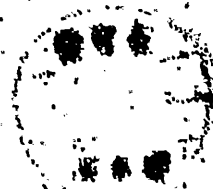
軍

9180

拾參冊内第參號

下巻 本冊中ニ在リ

八戸藩特別警戒録上巻



十月十六日早朝官舎ニ來客アリ。警務局北村事務官突然ノ來訪デアリ。何事ナラント應接室ニ迎フレバ上司ノ命ヲ受ケ今回ノ重大任務ノ傳達ト之カ實施ニ關スル打合ノ爲メ極秘ノ出張デアリ。任務ノ内容ハ本道多島海ノ一部相當廣大ナル區域ニ亘リ一定ノ期間該區域内ト他トノ間ノ交通ヲ全ク

序文

遮断シ通信ニモ嚴密ナル取締ヲ加
 ヘ以テ皇軍ノ重大ナル作戰ニ關ス
 ル機密ヲ保持スルコトデアル。
 水道トシテハ今回ノ支那事變ニ關
 シテハ既ニ海軍航空隊ノ重要ナル
 基地ヲ濟州島ニ設置セラレ之ニ對
 スル警備ニ軍需品ノ供給斡旋ニ將
 又慰問激勵ニ我等關係官民ハ聖戰
 ノ第一線ニ立チ直接支援參加シ得
 ルノ光榮ニ感激シツツ最善ノ努力

ラ梯ヒツツアツタノデアルガ今又
 戦局ノ全體ヲ左右スルニ足ル重大
 ナル作戰ノ一部ニ參與スルノ重任
 ラ授ケラル我等ノ任タルヤ真ニ重
 且大ト云フベク我等ノ光榮タルヤ
 又之ニ過グルモノナカラシム
 勇躍此ノ大任ニ邁進スベク直ニ管
 内出張中ノ齋藤警察部長ニ至急歸
 任ヲ促スコトトシ小官ハ北村事務
 官ト共ニ登廳警務高等兩課長並ニ

水野警部ヲ召致シテ任務ヲ傳ヘ極
 秘裡ニ計劃ノ樹立ニ着手セシム。
 午後警察部長歸任シ主務者トシテ
 關係課長主任ヲ指揮統括シ一方北
 村事務官ト連絡ヲ保チツツ全般ノ
 計劃ヲ進ム。
 凡ソ警備警戒ハ性質上秘密ニ行ハ
 ルベキモノナルガ特ニ今回ノ警備
 ハ極秘裡ニ行ハサケレバナシイ。
 秘密ヲ生命トスル警備デアル從テ

之ガ爲メニ種々ナル困難ト苦心ヲ
 餘儀ナクシタノデア尔多數ノ船舶
 ト多數ノ應援警察官ヲ要スル而シ
 之ヲ他道ニ求ムルコトハ秘密ノ漏
 洩ノ虞ナシトセナシ。船舶モ人員モ
 凡テ道内デ都合スルコト、シ船ノ
 備上ゲヲ最少数ニ止メル爲メ出
 來ルタケ官公有船ヲ使用スルコト
 トシタ。而シテ官公有船ヲ使用スル
 ニ當リテモ船舶監督者ニモ目的ヲ

示サズニ引上ゲタノデア。又本警
 備實施ニハ數萬圓ノ經費ヲ要スル
 勿論豫算ノ配賦ハ受ケテ居ナイ。假
 リニ流用シ得ル豫算アリトスルモ
 正當ト支出手續ヲトルコト自体が
 秘密確保ト立シナイノデ斯ル支
 出ニ依ルワケニ行カナイ。而モ費用
 ハ直ニ數萬圓ヲ要スル之ガ調達ニ
 モ非常ナル苦心ヲシタノデア。又
 本警戒ニ関スル事項ハ計劃ノ中樞

ニ参劃スル^{極々}少数ノ警察部幹部以外
 ニハ絶対ニ内容ヲ知テシメザルコ
 トトシタ爲^{警察部長以外}道部長警察部ノ一部
 課長ハ何等カ事大事件ノ動キヲ感
 知シタルヤニ思ハル、又一切語ラ
 ズ、殊ニ應援警察官ニハ其ノ家族ニ
 對シテモ何等ノ事情モ洩サシメズ、
 應援中ノ通信モ禁ジタノデアアルガ
 也等ノコトハ上部ノ者トシテ部下
 ニ對シ一時的ノコトトハ云ヘ心若

シキ思フシタノデアル。
 計劃ハ樹立セラレ實施ノ準備ハ着
 々ト進メラレ愈明日ヨリ實施ト云
 フ時ニ當リ十月二十日突然一軍船
 水浦港ニ入港シ輸送指揮官志賀中
 佐之ニ搭乗シ居リテ水浦港ニ於テ
 多量ノ食糧品ヲ購入積込ヲ爲スト
 ノ意向ナルハ不欺驚キ且ツ困惑
 シタノデアル。大量ノ食糧品調達積
 込ト云フコトハ軍ノ機密保持ト全

相容レザル行爲ナルガ故デア
 直ニ本府ヲ通ジ朝鮮軍ノ意見ヲ確
 メタルニ朝鮮軍カラハ食料積込ハ
 爲サシメザル方針ナル旨回示アリ
 タルニ一方現地ノ軍部ハ又中央ノ
 指令ニ基キ食料ノ積込ヲ敢行スル
 旨主張シ道ニ對シ食糧品ノ調達幹
 旋方ヲ要望シテ止マズ道トシテハ
 其ノ間ニアリテ頗ル苦慮シタルガ
 現地出張ノ齋藤警察部長ラシテ北

村事務官ト共ニ極力朝鮮軍ト現地
 派遣軍トノ間ニ食糧積込問題ノ解
 決ニ付キ斡旋ニ努メシメ一百万一
 積込ヲ決行スルコトニ落付クヤモ
 計難キヲ慮リ農務課長ヲシテ所要
 ノ食糧品ノ供給ノ下準備ヲ進ムル
 コト、セリ。而シテ此ノ食糧積込問
 題ハ朝鮮軍ト現地派遣軍トノ間ニ
 容易ニ解決セズ派遣軍側ニ於テハ
 時日切迫セル爲メ一部積込ニ着手

スル^{コトナレ}リ重大ナル作戰途上ノ
 極メテ大切ナル時期ニ於テ眞ニ深
 憂事ト云ハナケレバナラヌ。日夜之
 カ田滿解決ヲ念願シタルガ天佑ナ
 ル哉。二十六日夜ニ到リ難問題モ無
 事解決シ數日ニ亘ル暗雲一掃漸ク
 愁眉ヲ開クニ到ツ。十月二十日警
 備計劃ノ準備全ク成リ翌二十一日
 ヲ期シ警戒ノ實施ニ這入リタルガ
 實施ニ當リテハ幾多ノ豫想セザル

難事ニ達着シ就中通信ニ對スル措
 置ニ関シ通信當局トノ間ニ円満ナ
 ル連絡協調ノ下ニ處理スルコト能
 ハズ警備當局トシテハ獨自ノ立場
 ニ於テ必要ナル措置ヲ強行スルノ
 已ムヲ得ザルニ立到ツタコトハ聊
 カ遺憾トスル所デアルカ其ノ他全
 般ヲ通ジ何等ノ事故ナクサシモ困
 難ヲ豫想サレタル警戒極テ良好
 ナル成績ヲ以テ終了シ皇軍ノ重大

ナル作戦ニ貢献シ得タコトハ偏ニ
 上 陛下ノ御稜威ノ然ラシムル
 所洵ニ ~~素懼~~ 慙激措ク能ハザル所デ
 アルガ又本警戒ニ従事シタル警察
 部長警察部幹部諸君ヲ初メ現地ノ
 配置ニ付キタル ~~警察官~~
 全部が何レモ盡忠報國一死報公ノ念
 燃エ一致團結シテ或ハ不削ノ海
 上勤務ニ或ハ不便ナル島嶼勤務ニ
 當リ終始緊張旺盛ナル士氣ノ下ニ

克ク 困苦欠乏ニ堪ヘ 職責ヲ全ウシ
 タル 結果ニ依ルモノニシテ 眞ニ感
 激ノ 極ミデアル 尚又 交通遮断区域
 内ノ 官民及ビ 警戒期間中 区域内ニ
 立入リタル 爲メ 記ヲ得ズ 期間中一
 定ノ 場所ニ 止留セシメタル 五百有
 餘隻ノ 船舶ト 多数ノ 旅行者が 何レ
 モ 時局ノ 重大性ヲ 認識シ 皇道精神
 ヲ 發揮シ 皇國ノ 爲メ 自己ヲ 犠牲ニ
 シテ 克ク 當局ノ 指導ニ 従ヒ 警戒ノ

目的達成ニ協力シタコトハ洵ニ感
謝ニ不堪ヘナイ所デアル。

金羅南道知事

新貝

肇

一、上巻ハ主トシテ海上警戒ノ状況ヲ記
 録セリ。
 一、本警戒ハ機密保持ニ重點ヲ置キタル
 爲メ海上本部ヨリ各小隊ニ發セル指
 令等モ燒却セシメタルモアリ資
 料完備セズ且各人ノ行動迄モ記録ス
 ルニ於テハ頗ル浩瀚トナルヲ以テ主
 トシテ警察部長ノ行勅ヲ中心トシ
 件ノ概略ヲ記録スルニ止メタリ。
 一、下巻ハ陸上警戒ノ状況ヲ記録セリ。

一、警戒期間		二、警戒區域	
始期	解除	場所	區域
昭和十二年十月二十一日	昭和十二年十一月八日	全羅南道務安郡ノ一部	(慈恩、岩叢、安佐、飛禽、長山、荷衣、黑山、面牛耳島ヲ圍ム海上及島嶼)並木浦港
			區域内面積(海陸ヲ含ム)
			五百八十九平方哩六四八
			區域内陸地人口(木浦ヲ含マズ)

		警戒線，延長		五萬九千三百十名
		九十七哩		
		三、警戒從事者		
		(1) 海上部隊		
		イ、警察官		警察部長以下百七十七名
		ロ、其他		〔技師開係者百三十二名〕
		ハ、警戒從事船舶		
		警備船	三隻	
		公有船	八隻	
		民有船	十五隻	
計			二十六隻	

(2) 陸上部隊
 不 警察官
 只 其他
 計
 四 抑留者
 人員
 船舶

四 百 十 八 名
 四 百 二 十 九 名
 二 千 二 百 五 十 九 名
 五 百 七 十 六 隻

石一〇〇	一、海南警察署長上道 一、濟州島へ出張中ノ土屋保安課長ニ十月十日迄改廳を豫電命ス。 一、勝元憲兵大尉北村事務官警察部幹部部長室ニ集合現 地調査事項及保安課ニ於テ調査セシ海上及陸上交通手係等 ヲ綜合シ警戒ニ對スル具體的計劃ヲ樹立ス。
前九三〇	一、珍島署長及政務總監來道打合ノ為上道セル麗水署長ニ對シ 警戒及護送ニ關スル具體的指示ヲ與ヘタリ。 一、警備員ヲ割當輸送物資ノ積込現地に到着後ノ措置ニ付キ 更ニ協議ス。
石六〇〇	一、警備員應援隊當各警察署長ニ暗號ヲ以テ打電ス。(光州署長 ハ官舎ニ招致シ警戒員並護送方法等ヲ指示ス) 一、警察部警戒隊遣員及宿直員一同ヲ部長室ニ集合セルメ 本件警備ニ付テ訓示ス。
前九〇〇	一、警察部員全部ヲ會議室ニ召集シ特別警戒ニ對スル訓 示ヲ與フ 一、北村事務官水野警部ト共ニ岡田巡查ノ操從偽裝番號 金南四五八號車ニテ水浦ニ向フ午後三時水浦着 一、署長官舎ニ南一運轉會社專務取締役金聲振氏ヲ招致 シ今社所有船全部ヲ借上グ尚徳田洋行所有船江慶丸 ヲ備上ゲタリ。
石四〇〇	一、道水産試験場所屬燕等山丸ヲ警備船トシテ備上グ 一、應召警備員羅州九名長城五、咸中四、更岩五、長興七、水浦 一名計三十二名到着永里署部ヲ指揮セシメ直ニ現地 ニ派ス。 (其ノ他警備員ハ麗水經由ニ十日未明現地ニ密航ス ルコトニ決定)

水浦泊

一〇、二〇 (水)	前九、三〇 后六、〇〇	一、水野警部同伴安佐ニ向フ午前十時三十分安佐着。 一、安佐面々長普通學校校長金剛但合理事ヲ招致シ警戒實 施ノ要旨ヲ懇談ス。 一、二十一日配置スベキ一ヤノ警備計劃ヲ樹立午前三時 一、至リ就寢ス。 一、麗水經由ノ應援警備員赤間警部補以下八十名ハ鶴丸 一、護照凡第三三號丸ニ乗船シ安佐着。 一、瀋川漢拿山丸麗水高麗丸勝安先丸、水産會所有船 一、ヲ警備隊階上ゲ、各郡守署長ニ先打電ス。 一、警備員全部ヲ安佐署所ニ集合セシメ訓示並服務心得 一、ヲ指示シ直ニ各勤務ニ配置ス。 一、水浦ヲ經テ政務總監閣下御米道出迎、為政廳ノ全ヲ着ク 一、水浦着賜元憲兵大尉北林事務官ト今後ノ措置ニ休キ 一、限議ス。	安佐泊
一〇、二一 (水)	前五、〇〇 后三、五〇 后九、〇〇	一、水浦着午前十時三十分光州着。 一、政務總監閣下ヲ出迎萬屋ニ於テ情況ヲ報告ス。 一、北林事務官兼訪御用船華陽丸乗組輸送指揮官志頃三 一、郎中佐ヨリ水浦ニ於テ食糧積込依頼ヲ受ケ急遽米光 一、直ニ知事官舎ニ同道積込問題ニ休キ限議ス。 一、北林事務官兼訪食糧積込問題ニ関シ協議ス。 一、協議ノ結果ヲ北林事務官ニ知事ト連絡方ヲ枕シ水浦 一、一、向ケ出發ス。 一、水浦着賜元大尉及朝鮮運輸株式會社支店長ト食糧問題 一、ニ付協議ス。 一、賜元憲兵大尉ト支店長ト共ニ船団指揮官志頃中佐ト 一、面接スベク安佐ニ向ケ出發ス。	
一〇、二二 (金)	前六、〇〇 后五、〇〇 后一、〇〇	一、水浦着午前十時三十分光州着。 一、政務總監閣下ヲ出迎萬屋ニ於テ情況ヲ報告ス。 一、北林事務官兼訪御用船華陽丸乗組輸送指揮官志頃三 一、郎中佐ヨリ水浦ニ於テ食糧積込依頼ヲ受ケ急遽米光 一、直ニ知事官舎ニ同道積込問題ニ休キ限議ス。 一、北林事務官兼訪食糧積込問題ニ関シ協議ス。 一、協議ノ結果ヲ北林事務官ニ知事ト連絡方ヲ枕シ水浦 一、一、向ケ出發ス。 一、水浦着賜元大尉及朝鮮運輸株式會社支店長ト食糧問題 一、ニ付協議ス。 一、賜元憲兵大尉ト支店長ト共ニ船団指揮官志頃中佐ト 一、面接スベク安佐ニ向ケ出發ス。	
一〇、二三 (土)	前八、三〇 后八、三〇 后一、〇〇	一、水浦着午前十時三十分光州着。 一、政務總監閣下ヲ出迎萬屋ニ於テ情況ヲ報告ス。 一、北林事務官兼訪御用船華陽丸乗組輸送指揮官志頃三 一、郎中佐ヨリ水浦ニ於テ食糧積込依頼ヲ受ケ急遽米光 一、直ニ知事官舎ニ同道積込問題ニ休キ限議ス。 一、北林事務官兼訪食糧積込問題ニ関シ協議ス。 一、協議ノ結果ヲ北林事務官ニ知事ト連絡方ヲ枕シ水浦 一、一、向ケ出發ス。 一、水浦着賜元大尉及朝鮮運輸株式會社支店長ト食糧問題 一、ニ付協議ス。 一、賜元憲兵大尉ト支店長ト共ニ船団指揮官志頃中佐ト 一、面接スベク安佐ニ向ケ出發ス。	

一〇、 (日) 二五	前二〇〇 右一五	一、安佐署警備状況及食糧問題ニ于シ協議ス 一、南正凡ニテ昭元憲兵大尉の支店長水野警部安藤三查部 長ヲ帶同志賀中佐ニ面接ト金南軍事後援聯盟ヨリ船 團ニ對スル慰問品傳達ノ及出發ス 一、荷衣面薪島沖ニ碇泊中ノ華陽丸ニ志願中佐ヲ訪ヒ食 糧問題ニ于シ應々打合ヲ遂グ 一、華陽丸ヲ歸去レ不浦ニ直行ス 一、不浦着警備計劃ノ變更ノ必要アリ第一ニ次警備計劃ヲ 樹立ス 一、食糧調達手配中ノ處上磯中ノ北村事務官ヨリ知事花 食糧積込中止トナル 一、忽ルニ志賀中佐ハ軍ノ既定方針ナルヲ以テ中止セバ 積込ムコト、ナリタルヲ以テ食糧問題トハ別ニ警察 トシテ警戒ヲナスコト、セリ 一、現地派遣員並抑留者中ニ疾患者アリ匡療ノ必要アリ 一、道ニ宮技師ヲ派遣スルコト、セリ 一、志賀中佐部下沖少尉ト不浦署長官舎ニ於テ食料積込 問題ニ休協議ス 一、會計係等同ヲ必要トスルヲ以テ藤岡部長ヲ現地ニ派 遣スルコト、セリ 一、不浦発着際時光州着知事官舎ニ入リ知事此山警務課 長北村事務官等ト食糧積込問題ニ関シ協議ス 一、光州發着後五時三〇分不浦署署長官舎ニ於テ昭元憲 兵大尉沖少尉必谷不浦憲兵分駐所長ト食糧問題ニ于 シ協議ヲ遂グ	水浦泊
一〇、 (日) 二四	前二三〇 〇六〇〇 〇〇〇	一、安佐署警備状況及食糧問題ニ于シ協議ス 一、南正凡ニテ昭元憲兵大尉の支店長水野警部安藤三查部 長ヲ帶同志賀中佐ニ面接ト金南軍事後援聯盟ヨリ船 團ニ對スル慰問品傳達ノ及出發ス 一、荷衣面薪島沖ニ碇泊中ノ華陽丸ニ志願中佐ヲ訪ヒ食 糧問題ニ于シ應々打合ヲ遂グ 一、華陽丸ヲ歸去レ不浦ニ直行ス 一、不浦着警備計劃ノ變更ノ必要アリ第一ニ次警備計劃ヲ 樹立ス 一、食糧調達手配中ノ處上磯中ノ北村事務官ヨリ知事花 食糧積込中止トナル 一、忽ルニ志賀中佐ハ軍ノ既定方針ナルヲ以テ中止セバ 積込ムコト、ナリタルヲ以テ食糧問題トハ別ニ警察 トシテ警戒ヲナスコト、セリ 一、現地派遣員並抑留者中ニ疾患者アリ匡療ノ必要アリ 一、道ニ宮技師ヲ派遣スルコト、セリ 一、志賀中佐部下沖少尉ト不浦署長官舎ニ於テ食料積込 問題ニ休協議ス 一、會計係等同ヲ必要トスルヲ以テ藤岡部長ヲ現地ニ派 遣スルコト、セリ 一、不浦発着際時光州着知事官舎ニ入リ知事此山警務課 長北村事務官等ト食糧積込問題ニ関シ協議ス 一、光州發着後五時三〇分不浦署署長官舎ニ於テ昭元憲 兵大尉沖少尉必谷不浦憲兵分駐所長ト食糧問題ニ于 シ協議ヲ遂グ	水浦泊

一〇、二六 (火) 前一〇、〇〇	一、知事ニ重要指示ヲ仰ガベク密書ヲ水浦署並原署部補ヲシテ光州ニ送ス 一、水浦署長官舎ニテ北村事務官稲田署長沖少尉ト共ニ食糧問題ニ関シ協議中大邱憲兵隊長村野中佐来訪賜議シ沖少尉ハ華陽丸ニ連絡、乃チ辭去更ニ松谷水浦合駐所長ヲ加ヘ協議中笠原署部補酌量不重要協議ヲ遂ゲタル後村野中佐ハ上部ト打合せ、乃チ午後七時發到車ニテ京城ニ向フ。 一、船團、行動ニ伴ヒ萬全ヲ期スツメ水浦海事出張所山口港頭ヲ官舎ニ召致シ七發島燈台者只燈台下島島燈台ニ對シ萬國信託ニ依リ孟買水道航行方ヲ手配ス 一、食糧ヲ積込ミタル御用船ニ隻令十艘六隻ハ鍋地ヨリ碇泊地新島附近ニ引揚ゲタリ。 一、朝鮮軍參謀岩崎中佐水浦署長官舎ニ來訪警備状況ヲ説明ス 一、食料積込ミ係港灣警戒ヲ解除ス 一、水浦發令ニ縣ニテ介飲光ス 一、戦後新願參列ノ為光州神社ニ参拜ス 一、水浦ヨリ赤松ノ北村事務官ト種々打合せヲ及ス 一、會計係主任トシテ長島警部ヲ現地ニ派遣ス 一、知事北村事務官ト會合警戒解除後ノ措置ニ休打合セヲ及ス 一、北村事務官ハ右打合ノ結果連絡、タメ歸城 一、知事ト解除後ノ措置ニツキ種々打合ヲ遂ゲ 一、午後乘馬(明日)現地出張スルカハフ(ラジエ)ス 一、北村事務官ヨリ解除ニ関シ期限道民ニ對スル聲明及	一〇、二七 (水) 前八四〇 后一三〇	一〇、二八 (水) 前一〇、〇〇 后一三〇	一〇、二九 (金) 前一〇、〇〇 后一三〇	一〇、三〇 (土) 前一〇、〇〇 后一三〇

一〇、 (日) 三	二一 (月) 一	
前八 三〇	前九 〇〇	〇、 〇〇
流言盛語、取締ニ對シ指示アリ。 知事官舎ニ通信局監理課長岩男が氏ヨリ水浦倉電話ニテ安佐現地、郵便物檢査ニテ抗議アリタル旨告ケラレタリ依ツテ同問題ニ依テ協議ス 光州發午前十時三十分水浦倉福田署長池宮警部補脇元憲兵大尉ト解除後ノ措置ニ依テ合ヲナス 第一鶴丸ニテ安佐ニ向ス 安佐着現地ニ於ケル諸種ノ状況ヲ聴取ス 水浦署長ヨリ英國郵船航行ノ旨大邱憲兵隊ヨリ入電アリタル趣通報アリ 右情報ニ基テ真相調査ノ必要上水浦ニ向ケ出發 途中股元憲兵大尉ト連絡ノ要アリ今大尉、乘船ヲ追ヒ安佐ニ引込ス 脇元憲兵大尉ト連絡打合セ、上御用郵船華陽丸ニ連絡スルコトニ決ス 通信局監理課長岩男省ニ未訪郵便物檢査抑留問題ニ依テ抗議アリ同問題ハ一蹴セリ 英艦同盟連絡ノ為脇元憲兵大尉薩本巡查シ同行南度丸ニテ八口浦ヲ佐野島ニ至ル 八口浦至島附近ニ於テカノ工艦團六隻ヲ見指揮官砲兵檣垣少佐石田部隊長井手砲兵大佐並艦長ニ會ヒ英國船同題其地ニ依テ協議ス 令艦ヲ解去野島沖ニ何ノ途中牛耳島及新島沖ニ於テ軍艦及御用船四十隻位ヲ見ル 華陽丸ニ志質中佐ヲ新ヒ山本海軍少佐ト英國船同題ニ依テ協議ス	光州泊 安佐泊	

一、軍艦由良一連絡スベク令艦ヲ訪ヒ主任參謀山内中佐 ト面接英國艦問題ニ休協議ノ結果飛行機ヲ以テ八厘 四方ヲ捜索シ發見ノ際ハ其ノ情況ヲ明日午前中ニ無 電ヲ以テ亦浦署長宛直報スルコトニ協議決定ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス	艦中泊
前六三〇 六三〇	一、起亦南慶丸上甲板ニ於テラヤ才体操ヲ行ス 一、上陸亦浦署長官舎ニ入り軍艦由良ヨリノ情報ヲ待ケ ツ、協議ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス
前六三〇 六三〇	一、軍艦由良ヨリ里表ナヤ肯意電通報ニ接ス 一、出谷亦浦署長官舎所長末訪英國艦問題ニ関シ情報ヲ 齎ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス
前六三〇 六三〇	一、英艦由良ハ今日正午出港志願中佐ハ補給艦十 シ隻ト共ニ新島沖ニ後命ヲ待チツ、アル旨通報アリ 一、英國艦問題判明セルヲ以テ水野警部ハ安佐ハ小官ハ 敬光ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス
前六三〇 六三〇	一、知事訪問セルニ遞信局岩男課長更ニ郵便物問題ヲ 抗議セルニ一蹴セル旨ニラ協議ノ結果漸平之ニ應ズ ル準備ニ次ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス
浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス	浦署長宛發水浦入港艦中ニ宿泊ス

一 (木) 四	前八四六	一、水浦署長ヨリ支那汽船會社ニ于テ措置方経伺アリ、直ニ電報ヲ以テ本府ニ経伺ス
〃零	〃	一、右ニ于テ北村事務官ヨリ指示及警戒解除後ニ於ケル措置ニ對スル指示ヲ受ク
〃六二〇	〃	一、水浦署長ヨリ船團ノ一部出航ノ旨電報ヲ受ク
〃五三〇	〃	一、水浦署長ヨリ船團ノ状況報告ヲ受ク
〃五〇〇	〃	一、水浦署長ヨリ變更船團ノ状況ヲ受ク
〃六四〇	〃	一、船團全船ハ午出航セル旨電報ヲ受ク
〃六〇〇	〃	一、高利高等課長石田岩部補ヲ招致シ警務局長花前龍一ヲ打電ス
一 (金) 五	前一〇〇〇	一、在京城山田通信局長ヨリ知事宛電報ヲ以テ郵便物問題ニ于テ抗議アリタリ
〃	〃	一、防空監視所隊駐同並視察ノ為メ後海要塞司令官石原少將未道
〃九二八	〃	一、北村事務官ヨリ郵便物搜索及び郵便物押当問題ニ于テ指示アリタリ
一 (土) 六	前六二二	一、解除後、措置ニ于テ打合、及上城ス
〃九三〇	〃	一、京城着備前座ニ入リ北村事務官ト打合ス
〃一〇三〇	〃	一、本府出張員藤澤警務課長三橋警務局長ニ面接是迄ノ情況ヲ報告ス
〃一〇三〇	〃	一、參謀本部ヨリ(五日午後五時三十分)解除ノ命令アリタル旨軍部ヨリ連絡アリ
〃零五	〃	一、水浦署長花前龍一ヨリ郵便物ノ措置ニ對シ打電ス
〃零五	〃	一、警務局長ヨリ解除後ノ措置ニ對シ指示ヲ受ク
〃	〃	一、柳留青ニ對シテ損失補償ノ事スル件
〃	〃	一、柳留青ニ對シテ損失補償ノ事スル件

列車中泊

列車中泊

(月)八	(日)七	
八〇〇 五〇〇 四四五	前八一五 二〇〇 四三〇	六四〇 四〇〇 三〇〇
一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二、警務局長、招宴ニ出席ス 三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 二十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 三十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 四十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 五十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 六十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 七十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 八十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十一、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十二、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十三、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十四、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十五、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十六、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十七、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十八、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 九十九、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現 一百、警務局長官舎ニ於テ小松孝謀ト會見、顯未ヲ報告現	一、光州着 二、大原、隔落、秋、捷、報告、祭、禹、光州、神社ニ参拜ス 三、知事ト京城ニ於ケル打合、情況、説明、解除後ノ具體的方 針ヲ決定ス 四、水浦ニ向ケ、出發、午後三時、水浦着 五、第一、鶴、孔ニテ、安佐ニ向フ、午後五時、十分、安佐着 六、解除、指令、及、第一、任、務、指令ヲ作成ス 七、解除、通告、傳達、系統ヲ決定ス 八、安佐、面、邑、洞、道ニ至リ、學校、面、全、組、職員ヲ召集シ、解除ニ 對スル、示達ト共ニ、期間中ニ於ケル、務ヲ、牒ス 九、解除、通告、指令ヲ、傳達ス、ベク、各、組、必、然、ス 十、警務、局長、宛、解除、式、奉行、日時ヲ、通報ス 十一、釜山、通信、分、會、局、下、斐、人、書、記ヲ、招キ、本部、員ト、祝杯ヲ 舉グ	一、道民ニ對スル、知事ノ、聲明書、件 二、通信、檢索、新聞、鑑別ノ、件 三、流言、蜚語ノ、取締ニ、関スル、件 四、移動、警察、解除ノ、件 五、會計、事務ニ、関シ、警務、局長、唐、甲、元、氏、來、道、ヲ、初メ、八月、午 前、水浦、着、旨、水浦、署、長ニ、打、電ス 六、朝鮮、軍、司令、部ニ、小、松、孝、謀ヲ、訪問、概況、報告、後、解除、後ノ 措置ニ、打、合セ、久、納、奉、謀、長、一、接、拶、上、辭、去、ス 七、警務、局長、官、舎ニ、於テ、小、松、孝、謀ト、會見、顯、未ヲ、報告、現 金、壹、萬、圓ヲ、伊、藤、善、孝、課、長、ヨリ、受、取、ス 八、警務、局長、招、宴ニ、出席ス 九、京城、出發ス
解除、通告、傳達 釜山、通信、分、會、局、下、斐、人、書、記ヲ、招キ、本部、員ト、祝杯ヲ 舉グ	安佐泊	車中泊

二九 (火)	二〇 (水)	
七〇四〇	前〇〇〇	二一〇
四〇〇〇	七〇〇	四〇〇〇
一 警務局長宛解除終了、旨打電ス 一 吉利高等課長宛解除終了後、機密保持ニテスル指示ヲヤス 一 高等課長ヨリ警務局長ノ祝電、及訓示電報アリタル旨通報アリ右ニ對シ指示ス 一 警備員全部安佐ニ散ル 一 安佐面長金組理事、郵便所長公匠ヲ駐在所ニ招キ其ノ帶ヲ賜フ 一 國民精神作興週間第一日ニ相當シ行事アリ安佐普校ニ片山警務課長、水浦署長ヲ派シ講話セシム 一 面長局ニ對シ戦捷祝賀會費、一部トシテ金産鼓青年團一金一封ヲ送ル 一 警備員一同ヲ駐在所裏山ニ召集シ左記ニ依リ解散式ヲ舉行ス (1) 同式、拜 (2) 警務局長祝電訓示朗讀 (3) 新貝知事訓示代讀 (4) 齊藤警務部長訓示 (5) 賜元憲兵大尉挨拶 (6) 福田水浦警察署長挨拶 (7) 同式、拜 一 今所ニ設備セシ野宴、翌日一時間ニシテ皇軍ノ萬歳ヲ三唱シ解散シ各ニ散出配屬船ニ乗込ラ終了ス 一 駐在所首席夫妻及本部員ト記念撮影ヲナシ無事山丸ニ乗込ム 一 警備員ト共ニ安佐出航水浦ニ向ス		

一、 (木)	前六〇〇	一、 不浦務署署長安部守等其他の干係方面へ挨拶廻りヲ為ス	不浦泊
一、 (金)	右三〇〇 前九三八	一、 不浦務署署長ヨリ「敵機襲来」ノ電報ヲ受領直ニ必要ナル 手配ヲ了ヘテ府及道ニ打電通報ス 一、 不浦港午後六時光州着 一、 特別警戒、関係諸要索、為水野長島兩警部ヲ帶同上 概ス	光州泊 車中泊
一、 (土)	前六二二 右九三〇	一、 不浦府ニ出張ニ際シ、不浦務署局長及各課長ニ互リ解除ノ状況 ヲ説明シテ予算関係ニ就キ説明終ツテ大野政務總監閣 下及南總督閣下ニ情况ヲ報告兩閣下ヨリ慰勞ノ詞ヲ 頂戴ス 一、 憲兵司令部ヲ訪ヒ馬田中佐及二宮憲兵司令官ニ挨拶 ス	京城泊
一、 (日)	右一八〇	一、 朝鮮軍司令部訪問、小松参謀岩崎参謀ニ経過説明、小 磯軍司令官ニ挨拶ス 一、 夜、小松参謀ノ招宴ヲ受ク 一、 京城出發	車中泊
一、 (月)	前二二〇	一、 光州着	
一、 (火)		一、 朝鮮軍人納言、不浦港視察ニ及来、不浦港ニ乗船、特別警 戒ニシテ援助ヲ受ケ、道中、不浦官民有志ヲ不浦東雲樓ニ招待 セ、道中、小官及信原山崎参謀長、水野長島兩警部出席ス	

十月十六日 土曜 晴天

初度巡視ノ爲メ順天高興麗水ニ出張中
 十月十六日午前十一時頃麗水憲兵分駐
 所邑事務所等へ挨拶スベク分駐所前ノ
 道路ニ差懸リタル折麗水署員ヨリ『急
 需アリ直グ歸レ知事ナル電報ヲ受取リ
 タリ。當日ハ恰モ歸廳日ナリシモ豫定ノ
 行事ヲ一部省畧シ午後零時過ギ全地ヲ
 辭シ午後四時敝廳セリ。
 『意用ノ意味ニ就キテハ種々想像シタル
 トコロナルガ或ハ當時光州中學校生徒
 動搖シ居リ一觸即發ノ状態ナリシ爲或

ハ愈々盟休ニ入リタルコトカ、又ハ南總督閣下ノ御來道カ等想像セリ。敢廳後直チニ知事室ニ入リタルニ人影無ク隣室ノドアヲ開ケ、バ新貝知事以下警務課長、高等課長、警務局北村事務官等一葉ノ地圖ヲ中心ニ凝議中ナリ。其席上北村事務官ヨリ左ノ如キ命令ノ傳達アリタリ。

『軍事上ノ機密保護ノ必要ニヨリ昭和十二年十月二十一日ヨリ十一月三日マデ別紙地圖ニ示サレタル地區(全羅南道務安郡慈恩面、岩叅面、安佐面、長山面、荷衣面、黑山面ノ内、牛耳群島及珍島

郡島島面加沙島ヲ包含スル東北南ノ
 海上ヲ警察力ヲ以テ極秘裡ニ封鎖シ
 談地域外トノ交通ヲ遮斷シ右警戒地
 區内ノ軍ノ行動ヲ絶對外部ニ漏洩セ
 ザル様警戒スベシ
 右ハ軍ノ依頼ニ基_ルノモノナリ。
 通信檢索ハ遮信官署ニ於テ水浦(無電
 ヲ含ム)海南、靈岩、鶴橋、靈光ニ於テ檢索
 ヲ實施スル筈ナルヲ以テ之ト連絡ヲ
 採リ機密漏洩防止上萬遺憾ナキヲ期
 スベシ。_ル
 右命令ニ附加シ北村事務官談。
 本作戰ハ上海攻略ヲ目的トスルモノ

ノ如ク之ガ成否ハ國ノ安危ニモ係ル
 極メテ重要意義ヲ持ツモノナリ。輸送
 部隊ハ十月二十三日右地區ニ集結シ
 十一月二日項目的地ニ向フモノ、如
 ク想像セラレ警戒開始ヲ十月二十一
 日ヨリ十一月三日トナシタルハ若干
 ノ猶豫ヲ見タルモノナリ。
 尚本警戒ハ極秘裡ニ運ブ必要上一切
 ノ報告連絡ハ口達ヲ原則トシ本府へ
 ノ聯絡通報ハ自ラ之ニ當ルヲ以テ道
 ヨリノ文書報告ハ必要ナシ。
 本警戒ニハ相當ノ人員ヲ必要トスル
 コト、思料スルモ他道ヨリノ應援ヲ

求メズ全羅南道ノ警察官ノミヲ以テ
實施セラレ度シ。

以上ノ如キ命令ヲ受ケ直チニ保安課山
本警部補ヲシテ多島海ニ於ケル船舶ノ
發着狀況ノ机上調査ヲ行ハシメ之ヲ一
表ニ纏メ上グルト共ニ珍島警察署長ニ
對シ珍島ト多島海方面トノ交通關係ヲ
調査シ私服ニテ極秘裡ニ上道スル様、又
海南警察署長ニ對シ私服ニテ極秘裡ニ
上道スル様命令ヲ發シ更ニ午後五時稻
田水浦警察署長ヲ招致、主旨ヲ傳達ス
ルト共ニ現地調査ノ爲メ警務課水野警
部ヲ同行セシメ午後八時水浦ヘ向テ出

發セシム。兩名ハ午後十時木浦ニ到着。直
 子ニ署長室ニ入リ木浦警察署警務主任
 永里警部、高等主任池宮警部補ヲ召集折
 良々訪問セラレタル大田憲兵分隊長、良
 元大尉ト共ニ現地調査ノ計畫ヲ左記ノ通
 リ樹立シ午前十時三十分打合セテ終了。
 翌朝未明ニ出發スルコト、シ散會セリ。

- 一 交通遮断ノ地畧及範圍
- 二 遮断區域ト區域外トノ交通通信其他
- 三 連絡狀況
- 四 區域内住民ノ職業及生活狀態
- 五 區域内住民其聽外來者ノ思想狀況
- 六 區域沿岸漁業ノ狀況
- 七 區域内所有船舶
- 八 警戒區域ニ於ケル天候ト海上ノ關係
- 九 交通遮断ニヨリ區域内住民ノ生活ニ及ボス影響
- 九 其他參考トナルベキ事項

十月十七日

日曜 曇天

警察部ニ於テハ午前九時半ヨリ警察
部長室ニ警察部長片山警務課長吉利
高等課長本府北村事務官等會同シ水
浦署長及水野警部、現地調査ノ報告
ヲ待チツツ對策ニ付種々協議セリ。
午後一時招致セル海南警察署長出頭
シタルヲ以テ海南郡ヨリ多島海方面
ヘノ漁船等ノ出入狀況ヲ訊シタルニ
殆ンド該當十キ旨ナルヲ以テ一般
警備針ヲ授ケ特ニ海南郡ノ港灣警
戒ニ留意スル様指示スルト共ニ海南
水浦間ノ定期航ニ刑事ヲ乘込マシメ

一面時^時々棉花販賣期ナルヲ以テ夜
 陰ニ乘シ木浦ニ行キ棉花ノ密賣買ヲ
 爲スモノ多キ風評アリ木浦棉花會社
 ニ於テモ之カ取締實施方希望シ會社
 所有船ヲ提供スルモ差支ナキ趣キナ
 ルヲ以テ也レト連絡シ如何ニモ警察
 カ棉花密賣取締ニ乗出シ居ルカ如ク
 裝亡本警戒ノ目的ヲカムフラージュス
 ル一助トセリ
 尚近ク大野政務總監閣下御來道ノ關
 係モアリテ濟州島へ出張中ノ保安課
 長ヲ二十日迄ニ敎廳スル様電命スル
 外警備船相互間ニ用フル各種ノ信號

一 察旗百旒ヲ注文セリ。
 一方午前五時水浦署配屬警備船第一
 鵜丸＝福田木浦署長水野永軍警部池
 宮警部補脇元大田憲兵大尉木浦憲兵
 介遣所長出谷軍曹^{等來報}密＝出航先ツ目
 的地タル務安郡安佐面＝至リ全所駐
 在所首席水馬實夫巡查ヲ警備船ニ召
 致シ約ニ時間＝亘リ調査事項＝付實
 情ヲ聴取シ更＝岩恭面＝赴キタルガ
 漸次天候險惡トナリ波浪高ク難航ヲ
 續ケ午後三時過キ岩恭面瓦村里＝到
 着道＝全面駐在所首席ヲ召致セムト

シタルモ不在、為次席張判水巡查ヲ
 召致シ、全標調査事項ヲ聴取シ、更ニ飛
 禽面ニ赴クベリ、出航シタルハ、天候愈
 々、險惡トナリ、而モ夕刻迫リ、夜ニ入レ
 バ、全方面ハ暗礁多ク、航行極メテ危険
 ナルヲ以テ、已ムナク、目的ヲ變更シ、尔
 余ノ調査事項ハ、水浦ニ於テ、関係方面
 ニ付、調査スルコト、シ、水浦ニ向ヒ、夕
 ルニ波浪高ク、警備船容易ニ進行セス
 途中、四時間、余ヲ費シ、午後八時、敢テ直
 ニ警察署長室ニテ、記録、其他、関係方面
 ニ付キ、必要事項シ、調査シタル處、大體
 次ノ結果ヲ得ルニ至リ、夕リ。

			一		交通遮断ノ地区及範圍
			交通遮断地区ハ通稱多島海ト稱スル		
			地区ニシテ全羅南道務安郡慈恩面岩		
			恭面安佐面長山面荷衣面黒山面ノ内		
			牛耳島及珍島郡島面加沙島ヲ包含		
			スル區域ニシテ右區域内面積人口職		
			業別船舶數左ノ通り		
			二		交通遮断區域面積人口等
			(1) 區域總面積		四百八十平方哩一七五
			警戒線延長八十六哩		
			(2) 戸數一萬八百九十一戸		
			(3) 人口五萬九千三百十名		

(總括表ト符合セザルハ本表ハ第一
次計畫ノ數字ニシテ總括表ハ
第二計畫ノ數字ニ依リテ)

山 職 業 別 戸 数	イ 農 業 九 千 八 百 三 戸	ロ 漁 業 六 百 三 十 五 戸	ハ 半 農 半 漁 業 四 百 五 十 三 戸	カ 船 舶 数	キ 汽 船 七 十 四 隻	ク 帆 船 (汽船以外) 百 九 十 隻	コ 端 舟 (渡舟、合) 三 十 五 隻	三 交 通 遮 断 区 域 ト 区 域 外 ト ノ 交 通 通 信	其 ノ 他 連 絡 状 況	(イ) 交 通 遮 断 区 域 ト 区 域 外 ト ノ 交 通 開	標	今 次 交 通 遮 断 区 域 ヲ 主 要 部 分 ト ス
-------------	-------------------	-------------------	-------------------------	---------	---------------	----------------------	----------------------	-----------------------------------	---------------	-----------------------------------	---	-------------------------------

ル多島海に於ケル定期航路ハ水浦
 麻徳田洋行ノ經營ニ係ル前衣長山
 航路ヲ除ク外殆ンド水浦南一運輸
 株式會社ノ經營スル獨占航路ニシ
 テ之ヲ航路別ニ掲グレバ
 〇〇 黒山航路
 水浦黒山島間ノ航路ニシテ毎月
 四八一四一八ニ四ニ八日ノ六回
 往復ニシテ寄港地ハ水浦發安佐
 面安昌箕佐八倉岩恭面ノ南江荅
 恩面ノ南津飛禽面ノ堂頭水雄官
 廳都草面ノ梅實都草黒山面ノ牛
 耳島多村大黒山梅柳島若島小黒

(2)

山 = 寄港シ翌日之ヲ逆 = 小浦 =
 敢港スルモノ = シテ南信丸六六
 噸八九五 = 當ル

飛禽航路

小浦飛禽ノ定期航路 = シテ毎日

午前九時小浦發途中安佐面箕佐

島八禽島岩恭面ノ南江飛禽面ノ

堂頭水雄都草面ノ梅實都草飛禽

面ノ官廳 = 至リ一泊翌日全ツ一

スヲ逆 = 取リ小浦 = 敢航スルモノ

ノ = シテ南一會社所有船南火丸

(三六噸九四)之 = 當ル

(3) 一週航路

(4)

本浦ヲ基トスル一周航路ニシ
 テ奇數日ハ本浦發南廻リ即チ安
 佐面安昌箕佐八箇慈恩面南津開
 雲智島面前曾島岩恭面唐沙島新
 石押海面、宋孔ニ寄港本浦ニ旣
 港偶數日ハ本浦發北廻リニテ前
 記逆ツースヲ取リ本浦ニ旣航ス
 ルモノニシテ南一會社所有船南
 一丸(三)噸六ニ又ハ南正丸(三)八
 噸七〇ヲ以テセニ當ツ。
 荷衣長山航路
 本航路ハ本店ヲ大阪ニ有スル德
 田洋行本浦代行所經營ニ係ルニ

四
區
域

内住民ノ職業及生活状態

頁集配所八ヶ所アリ

珍島郡島島面加沙島ニ郵便物請

衣面慈恩飛禽面都草面黒山面及

邑洞運ニ郵便所一箇所長山面前

便局ノ管轄ニ属シ安佐面箕佐島

警戒区域内ノ通信機關ハ水浦郵

口
通
信
状
況

(一噸九)也ニ當ル

浦ニ廻航スルモノニシテ江慶丸

伏虎里長山面前衣面ニ寄港シ水

終末トシ毎日水浦ヨ登シ安佐面

ノニシテ水浦ヨ起末トシ荷衣ヲ

前記ノ通り交通遮断区域内住民ノ
 大部ハ半農半漁ニシテ生活状態ハ
 ハ陸地寒村ニ比シ稍々豊カナル生
 活ヲナシ居リ一ヶ月内外ノ交通遮断
 カレハ直ニ生活ニ支障ヲ來ス力如
 キコトナシ警戒区域ニ隣接セル大
 黒山島ハ殆ンド漁業ヲ以テ本業ト
 シ米其ノ他生活必需品ハ前掲南一
 會社定期船ニヨリ木浦ヨリ購入シ
 ヲ、アル状態ニシテ前記場所ノ交
 通ヲ遮断スル場合ハ木浦ヨリ遠ク
 慈恩面北岸ヲ廻航スル外ナク相當
 不便ヲ來スモノト認メラル其他區

五區

域内必需品ニ對シテハ警戒船等ニ依リ輸送供給スル必要アルヲ認ム。域内住民其他外來者ノ思想狀況ハ區域内ハ島嶼ナルニテ亦浦珍島方面トノ交通繁ク人智モ相當進歩シ居ル一面思想的ニ他ノ島民ニ比シ純朴ナラザルモノアルヲ認ム

六區

域内及沿岸漁業ノ狀況ハ區域内ニ於ケル漁場トシテハ飛禽面元坪漁業全面官廳漁場岩恭面草蘭漁場等ニシテ區域内出入漁船ハ何レモ是等漁場ニ於ケル漁期間ニシテ盛漁期ニ於テハ一漁場三百隻

七 警

以上ノ集合ヲ見ルコトアルモ漁期
 ヲ終レバ殆シド四散シ只僅ニ近海
 漁業者運搬船等ニ過キス区域内ノ
 以上ノ漁場ハ既ニ大部分終了シ各
 漁船ハ何レモ移動シツ、アリ然レ
 共モ注意ヲ要スヘキハ本区域外ニ
 於テ雑漁業ニ従事スルモノ相當ア
 リ暴風其他天候險惡ノ場合ハ飛禽
 都尊面附近ニ避難スルモノ數百隻
 ニ上ル場合アリト
 警戒区域ニ於ケル天候ト海上ノ關係
 警戒区域中岩荅長山荷衣面ハ東南
 ニ位置スルヲ以テ暴風雨等ノ場合

三於テモ波浪等影響ヲ受クルコ
 ト比較的歎キモ甚思ノ一部飛禽
 都草黒山鳥島面ハ何レモ外海ニ面
 シ秋ヨリ冬季ニ亘リ西北ニ風多ク
 小型船ヲ以テハ航行不能ノ場合多
 ク且ツ島嶼間ノ水道ハ潮流急ニシ
 テ航行不能ノ状況十リ高暗礁多ク
 地理不案内ノモニ在リテハ航行
 相當困難ナルヲ認ム。

十月十八日

月曜

晴天

午前八時三十分警察部幹部、脇元大田憲兵分隊長、本府北村事務官等警察部長室ニ集合シ、現地ニ於ケル調査事項及保安課ニ於テ調査シタル海上及陸上交通関係等ヲ綜合シ、左記ノ如キ具体的計劃ヲ樹立シタリ

記

一、今次特別警戒ノ重要性ニ鑑ミ、軍ノ行動ヲ完全ニ秘匿スルカタメニハ之ガ警戒モ極秘裡ニ實施スルノ要アリ

二、警戒用船舶警戒員所要見込数、警戒區域内ヲ完全ニ交通遮断ヲ為ス

- 夕メニハ別紙配船圖ノ如ク少クトモ
 (イ) 警戒専用船周圍ハ隻ハ内ニ十噸級
 五隻五十噸級三隻
 (ロ) 亦浦及現地間ノ連絡船一隻ハ三十
 噸級
 (ハ) 運搬船一隻ハ五十噸級
 (ニ) 遊動船三隻ハ五十噸級
 (ホ) 七ト夕ボト二隻
 (ヘ) 警戒本部附一隻ハ優秀船
 程度ノ警戒専用船ヲ配備スル必要ア
 リ尚之ニ要スル警戒員トシテ
 (イ) 交通遮断区域警戒船來込五十六名
 ハ内周圍警戒船ハ遊動三隻ハ何レモ

三、警戒用船舶ノ調達
 (一) 幹部警部二名警部補四名ヲ要ス
 (二) 警戒本部員及予備員六名
 智島面二名巡査二 佐子面二名巡査二
 慈恩面六名巡査長二 押海面二名巡査二
 安佐面六名巡査長二 岩茶面五名巡査長二
 荷衣面八名巡査長二 長山面五名巡査長二
 飛禽面五名巡査長一 都草面五名巡査長一
 八黒山面牛耳島五名巡査長一
 五十一名
 (四) 警戒地區内島嶼及隣接地ノ査察員
 其他船舶二八二名宛來込
 巡查部長一名巡查三名計四名宛トシ

警戒用船舶ハ警備船ノ外水産試験場
 漁業組合其他主トシテ該地區ヨリ目的
 トシテ航行スル船舶ヲ借上グルノ他
 テシ
 四 交通遮断ノ方法
 (1) 定期船ニ對スル措置
 警戒地區ト警戒地區外ト、交通ヲ阻
 止連航スル定期船ハ警戒期間中
 停止シ該船ヲ借上ゲ警備ニ使用スル
 カ若クハ定期船ハ其ノ儘連航セシメ
 一旦警戒地區ニ入りタルモノ警戒
 地區ニ抑留スルカ又ハ警戒區域ノミ
 除外シテ連航セシムルノ外ナシ

- (四) 警戒地内ノ漢船其他ノ措置
警戒地内ニ在ル総テノ船舶ハ之ヲ
一定ノ地ニ集結監視シ地區外航行ヲ
阻止スルコト。
- (ハ) 警戒地區外ヨリ警戒区内ニ航行セシ
トスル船舶ハ可及的速ヲ地區外ニ廻
航セシメ若シ警戒線内ニ入り警戒地
区内ニ抑留スルコト。
- (ニ) 地區内ヨリ地區外ニ發送スル一切ノ
郵便物ハ水浦郵便局ニ於テ警察官憲
兵協力ノ下ニ嚴密ナル檢索ヲ實施シ
地區内ニ搬入スル郵便物ハ從來通り

(ホ)

送達スルツト。

其他考究スベキ事項

(1) 警戒艇ト他艇トノ區別標示方法

(2) 柳番艇員柳留者ニ對スル生沽補償

ノ問題

(3) 柳留ニ依ル損害補償ノ問題。

各署長宛

警察部長

尚極秘裡ニ多島海ト珍島郡トノ交通関
 係ヨ調査携行セル珍島警察署長及政務
 總監閣下警衛打合セノ爲メト称シ上道
 ヲ命ジタル(正服)麗水警察署長ニ對シ警
 備並警戒員輸送ニ對スル具體的指示ヲ
 與ヘタリ
 更ニ關係各警察署ニ對シ(光州警察署ハ
 署長ヨ警察部長部員官舎ニ招致シ)左記
 ノ通り暗號電報ニ依リソレゾレ集結地
 ニ召集ヲ電命セリ
 記(暗號電報)

- 左記ニ依リ應授員派遣ノコト
 (一) 出張先等ハ總テ嚴秘。漏洩シタルモノ
 ハ嚴罰ニ處ス
 (二) 服裝携帶品
 (三) 途中ハ私服トス
 (四) 正服、正帽、卷脚絆
 銃器、彈藥三十發(警部補以上ハ拳銃)
 懐中電燈毛布ヲ外部ニ露見セザル様携帶スベシ
 (ハ) 到着後ノ旅費ハ不用
 (ニ) 人員内地人警部補 名内地人巡查
 部長 名内地人巡查 名鮮人巡查

右應援員ハ（麗水十九日午後十時）マテニ（麗水）警
 察署ニ密行シ署長ノ指揮ヲ受クベシ
 光州警察部、潭陽和順、宣城、高興、順天、谷
 城、求禮、光陽、麗水警察署ハ麗水ヘ集合
 長興、羅州、康津、靈岩、咸平、長城、莞島署ハ
 木浦ヘ集合
 次イテ警察部警戒派遣員ヨ午後八時
 警察部長室ニ召集シ本件警備ハ極メ
 テ重要ナル事項ニシテ機密ノ漏洩防
 止ヲ圖ル必要アルヲ以テ他人ハ勿論
 同僚家族等ニモ一切其ノ行先ヲ嚴秘
 ニ附シ現地ヨリノ通信モ一切之ヲ爲
 サザルコト其ノ他右警戒ノ爲メ出張

中ナルコトヲ他ニ察知セラル、が如
 キ一切ノ言動ヲ慎ムベク嚴重注意ヲ
 與ヘ若シ違反シタルモノハ嚴罰ニ處
 スヘキ旨指示セリ
 今日夜警察部赤間警部補及光州警察
 署湯田警部補ヲ警察部長室ニ召致シ
 両名ハ明午前七時三十五分他ニ感知
 セラレガル様麗水ニ至リ其ノ後ノ行
 動ハ麗水警察署長ノ指揮ヲ受クベク
 密命出發セシム
 西警部補到着後現地に到着迄ノ状況。
 午前七時三十五分新光州駅發途中列
 車ノ都合ト人目ヲ避クベク順天歌ニ

下車シ自動車ヲ驅リテ午後二時麗水
警察署ニ到着直ニ集會應援員ノ收容
方法物資ノ調達等ニ就テ左ノ通リ協
議決定ス

記

一、警戒船舶ハ警備船鳩丸(一七噸七八)麗
水南面間定期船第三鶴丸(三五噸五九)
麗水高興間定期船麗興丸(三四噸三ノ
三隻ヲ借止ゲ傭船ニ對シテハ請書ヲ
呈シ船員ニ對シテハ恰モ臨時検査ノ
爲メ釜山出航ト命シ待機セシムルコ
ト
二、糧食其他ノ準備食料品ニ就テハ麗水

六六

防空監視哨長が雜貨商ナルヲ以テ備
 船主ヲシテ島嶼部ニ配給ノ爲メト称
 シ購入セシメ茶碗箸等ハ濟州島署ヨ
 リ購入方依頼アリタリトノ名義ニテ購
 入。煙草二千個等一時ニ購入スルニ於
 テハ露見^{ハ露見}虞アルヲ以テ警備船長室
 谷喜久治ノ家族が煙草小賣人ナルヲ
 以テ同人名義ヲ以テ出征警察官ノ慰
 問品ト称シ千個其他千個ハ露水店^各ヨ
 リ莫々ト買集メタリ
 罐詰類ハ水産學校ニ命シ之レ又出征
 警察官ノ慰問ナリト稱シ購入。當會ニ
 連バシム

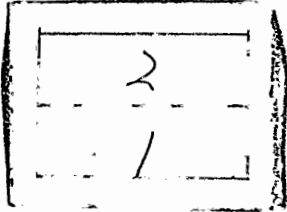
- 三到着警察官ノ收容
 麗水駅長ヲ訪問旨ヲ含メテ協力援助
 ヲ依頼シ駅員ニハ政務總監閣下島嶼
 部巡視ノ爲メ警察官出張ノ要アル旨
 傳達シ
- (1) 應援警察官ノ乗車セル列車ハ麗水
 駅止メナルモ他ノ乗客降下ヲ待ツ
 ラ麗水港駅迄運轉シ各硝子庫ハ鎖
 戸ヲ下スコト
- (2) 夜陰トナレバ列車カ麗水驛ニ到着
 乗客降下ト共ニ燈火管制ヲスルコ
 ト
- (3) 麗水港驛ノ鍵ヲ署長ニ渡シ其ノ使

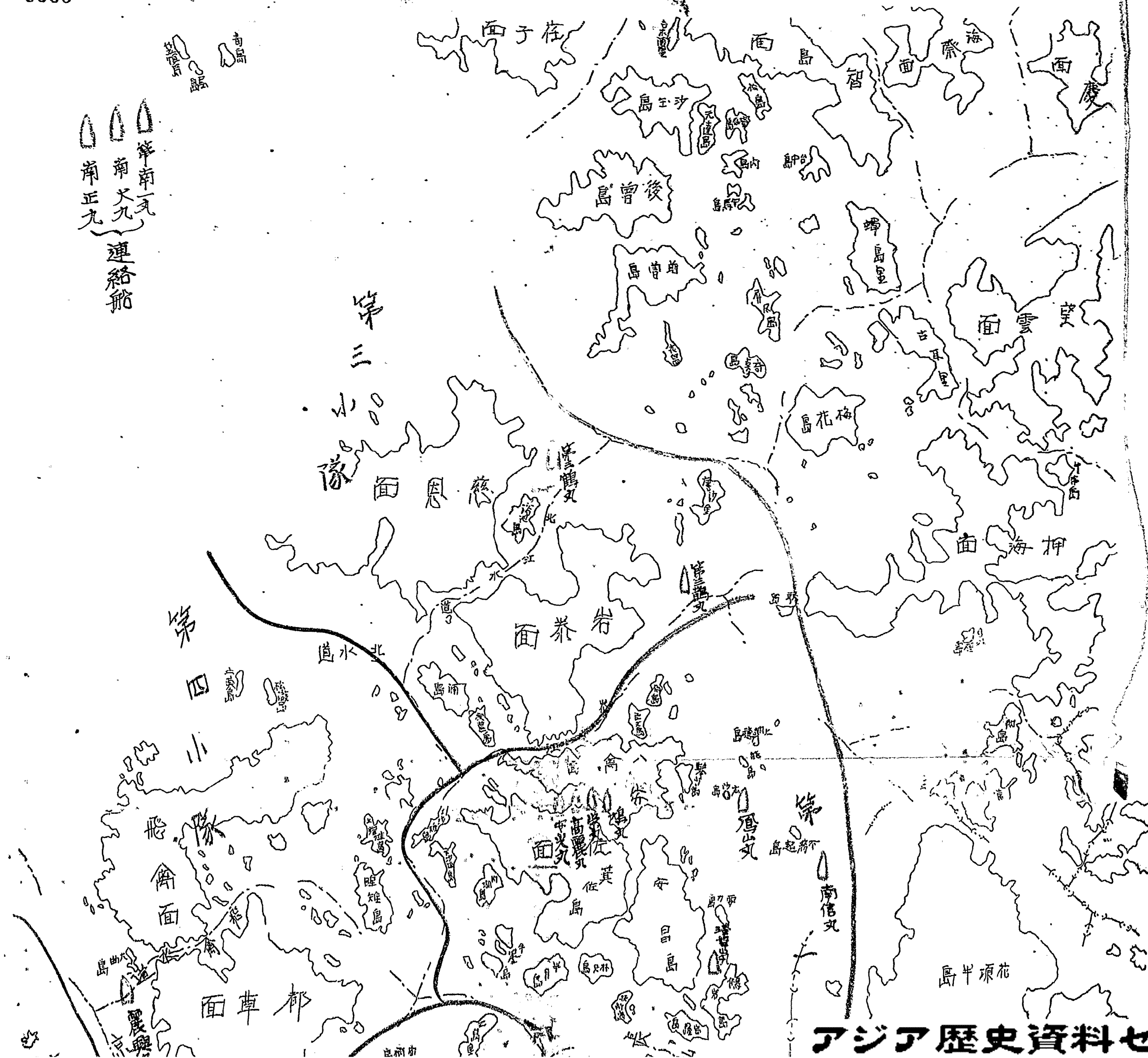
用ヲ一任スルコト
 (4) 前記ノ趣旨ヲ徹底スル爲メ驛長ハ
 美坪又ハ德陽驛迄出張機關車ニ來
 車シ機關手ト連絡ヲ執ルコト
 以上ノ計畫ニ依リ應援警察官ノ到着
 ヲ待ツニ午後三時光州署員七名到着
 セルヲ以テ集合時間迄散歩セシム午
 後五時五十分着列車ニテ三十二名到
 着セルヲ以テ各員ニ対シ下車ヲ禁シ
 所謂罐詰トセリ午後八時三十分全員
 ヲ收容シ燈火管制ノ中ニ夕食ヲ給シ
 午後九時四十分附近ノ靜謐ヲ待ツテ
 麗水港待合室ニ全員ヲ集合セシメ點

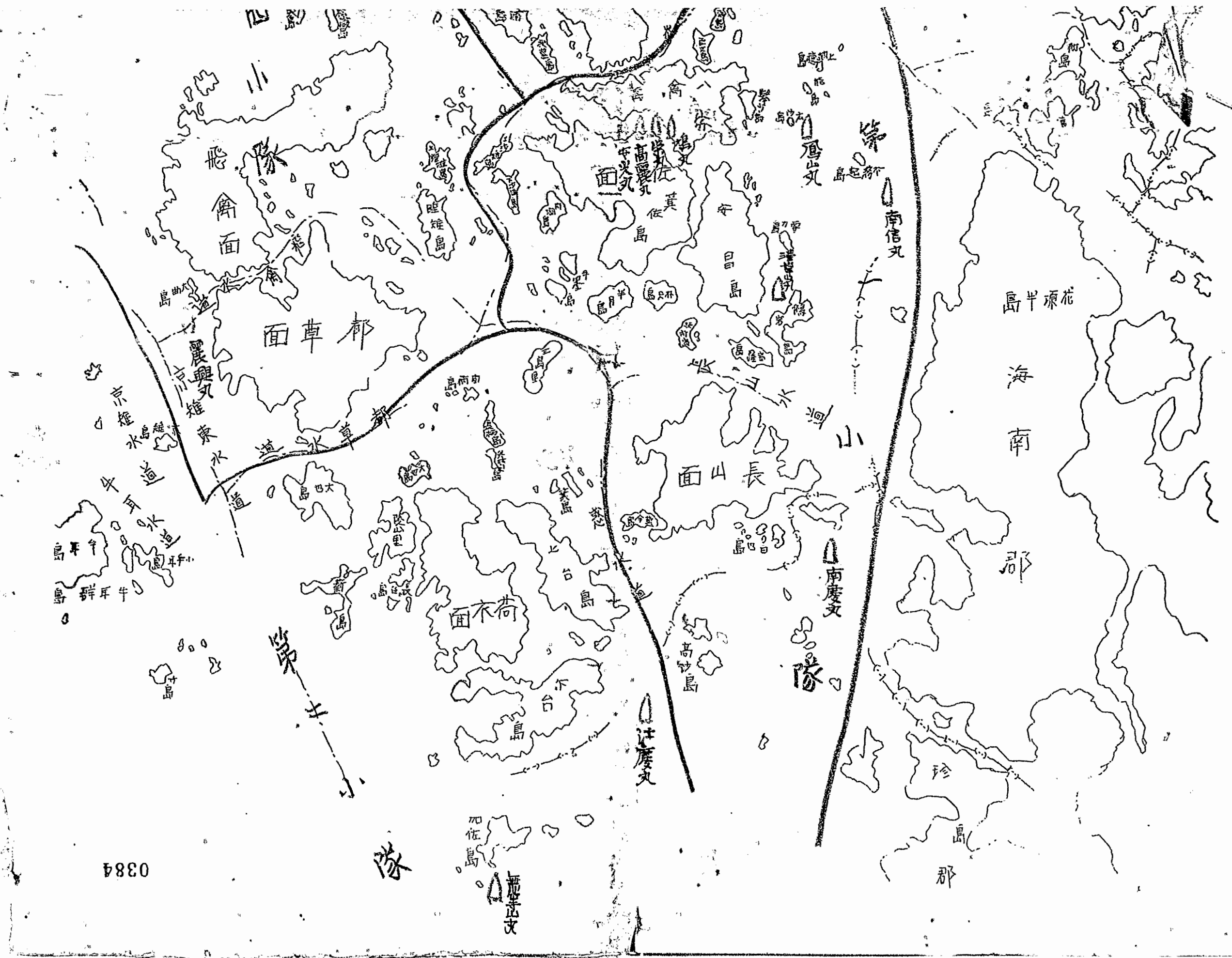
檢シ午後十一時驛棧橋裏側ヨリ
 警備船鳩丸、麗水署八名
 第三鶴丸、部光州、光陽、順天、署三十六名
 麗興丸、潭陽、谷城、求禮、高興、寶城、和
 順署三十六名
 ノ乗船ヲ了シ出航。將軍島沖合ニテ一
 應集結シ鳩丸船長ニ對シ密ニ務安郡
 安佐ニ向フベキコトヲ告知セルニ全
 方面ノ航海ノ經驗ナク全然安佐ナル
 地名サヘハ判然セザル状態ナルノミ
 ナラズ航海危險ナリト主張スルモ押
 シテ出航セシメ莞島右水營方面ニ向

フベク第一段ノ手段ヲ講シ航行中十
 月ニ十日午前九時頃ニ至リ幸ニシテ
 廢棄處ハ陳シタル古キ海圖中ヨリ
 多島海ノ圖ヲ發見シタルヲ以テ自
 的地ヲ明ラカニスルヲ得途中他船ノ
 追従ヲ避ケツ、午後十一時安佐ニ到
 着也。

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	
分割撮影 した 理 由	A3判以上のため
上記のとおり分割撮影したことを 証明する 4 年 9 月 30 日 主務者又は 撮影立会者 加部東 保夫 	





0384

十月十九日

火曜

晴天

午前九時警察部員全部ヲ道會議室ニ召集シ或ル重要警戒ノタメ警察部ヨリ相當數ノ應援員ヲ出勤セシメツ、アルガ本件ハ特ニ嚴秘ヲ要スルヲ以テ部員相互間ニ於テ應援員ノ行動ハ勿論應援派遣ノ事實ヲモ部員相互間ノ話題トナシ或ハ家族ニ告グル等ノコト無ク所謂見ザル聞カザル言ハザルノニ猿主義ヲ嚴行スルコト、若シ違反セバ嚴罰ニ處スル旨訓示セリ。

午後一時警察部長、本府北村事務官、水野警部、岡田巡查、操從セル偽裝全南第

四五八號(本備ハ全南第一。〇。號)ニテ光
 州發午後三時本浦警察署長官舎着直ニ
 南一運輸株式會社專務取締役金聲振ヲ
 招致シ會社所有船五隻ノ提供ヲ承諾
 セシメ更ニ德田洋行所有船江慶丸(本浦
 長山荷衣間定期船)ノ借上方ヲ本浦署長
 ヲシテ交渉セシム次イデ全羅南道水産
 試驗場船無等山丸才木船長ヲ招致シ午
 後十一時迄ニ極秘裡ニ出航準備ヲ整ヘ
 税關棧橋ニ待機スル様命ジタリ然ルニ
 無等山丸ハ麗水水産學校實習生徒セ名
 訓導一名ヲ乘セ實習中ナリシ爲メ生徒
 等ハ取敢ズ水産試驗場宿直室ニ假泊セ

シムルコト、シ爾後ノ措置ニ就テハ道
 ニ於テ手配スル様知事ニ依頼セリ。
 午後十一時應召警備員、羅州署九名、長城
 署五名、咸平署四名、靈岩署五名、長興署七
 名、木浦署一名、計三十一名到着セルヲ以
 テ、永里警部ヲ指揮者トシ差當リ必要ナ
 ル食糧、燒料、其他物資、調達手配ヲ完
 了シ、午後十一時二十分税関棧橋ニ待機
 中ノ無等山丸ニ乗舩セシメ、極秘裡ニ現
 地ニ密航セシム。

十月二十日

水曜

晴天

午前九時半警察部長、水野警部ハ定期船
 南信丸ニ應召警備員七名ハ定期船南慶
 丸ニ何レモ一般旅客トシテ便乗現地ニ
 向ヒ午前十時半安佐ニ到着セリ。一般
 旅客ハ一應全部下船セシメ安佐ニ抑留
 スルコト、セリ。

現地ニ於テハ前日、計劃ニ基キ午前五
 時二十分安佐面箕佐島馬津里ニ到着シ
 スル永里警部以下三十一名ハ一應安佐
 駐在所ニ集合道ニ所在地箕佐島、各船
 船ヲ集結シ同島ニ多数警察官乗込ミ夕
 ル亭裏ヲ他ニ傳播セザル様交通遮断ヲ

行フ。警察部長ハ午後一時安佐面々長安
 佐公立普通學校長、安佐郵便所長、安佐金
 融組合理事等ヲ駐在所ニ招致シ警察上
 ノ必要ニ依リ當分間(約三週間位)附近島
 嶼ノ交通遮斷ヲ行フヲ以テ了解セラレ
 度尚此度ノ警戒ハ犯人檢舉等ノ必要ヨ
 リ爲スモノニ非ラザレバ島民ハ安ンジ
 テ生業ニ服スル様周知セシメラレタキ
 旨懇談セリ。
 更ニ警備用船舶不足スルヲ以テ濟州、高
 興、麗水、務安各郡水産會所屬船舶ノ手配ヲ
 片山警務課長ニ電命セリ。警務課長ハ直
 ニ關係警察署長及郡守ニ宛テ

『水産會所屬船ハ務安郡安佐面ニ向ヒ警
 察部長ノ指揮下ニ入ルベシトト命ジ
 タリ。
 一方ニ十一日實施スベキ一切ノ警備計
 劃ヲ左ノ通り樹立中午後九時十分麗水
 經由ノ警察部赤間警部補ノ指揮セル警
 備員八十一名到着セルヲ以テ明朝午前
 五時安佐駐在所ニ集合スベク命ジ夫々
 警備船及馬津假宿泊所ニ分宿セシメ午
 前三時安佐駐在所ニ於テ就寢セリ。安佐
 面馬津里ハ警備員及建期船其他ヨリ抑
 留セル船客ニテ朝食用及洗面用ノ水ニ
 不足ヲ期タシ大混雜ヲ呈セリ。

一、警備計画

記

(1) 警戒計画

ノ根本方針

(1) 軍ノ行動ハ勿論警備状況ヲ又外部

ニ察知セラレザル方法ヲ講スルコ

ト

(10) 主トシテ警戒地区ト警戒地区外ト

ノ交通ノ夕ノ運航スル定期船舶ハ總

テ之ヲ權上ゲ要スレバ之ヲ警備ニ

充當スルコト

(11) 警戒地区内ニ在ル總テノ船舶ハ之

ヲ一定ノ地ニ集結監視シ地区外航

行ヲ阻止スルコト

(一) 警戒地区外ヨリ警戒地区内ニ航行
 セントスル船舶ハ可及的之ヲ地区
 外ニ廻航セシメ若シ警戒線内ニ入
 リ警戒地区内ノ状況ヲ見聞シタル
 モノハ之ヲ地区内ニ柳留監視スル
 コト
 (ホ) 水浦ニ寄港シ又ハ警戒地区附近ヲ
 航行セムトスル遠洋航路船舶ニ對
 シテハ七發島燈台下島燈台者只(港門)
 燈台ニ於テ長竹水道ヲ通過スルコ
 トナク竹島燈台ヲ廻航スル様旗航
 信號ヲナサシムルコト
 (ハ) 地区内ヨリ地区外ニ發送スル一切

郵便物ハ警察官憲兵協力ノ下ニ
 嚴重ナル檢索ヲ爲シタル後亦浦ニ
 送付スルコト地區外ヨリ地區内ニ
 搬入スル郵便物ハ從來通り送達ス
 ルコト
 (一) 各警戒船舶及抑留船舶監視所ニハ
 警察旗ヲ備ヘ信號ニ用フ夜間ハ赤
 色燈火(懐中電燈)ノ點滅ニヨルコト
 (二) 抑留者ニ對シテハ原則トシテ一食
 十五錢以内ノ範圍ニ於テ食糧(米麦菰
 必要缺クヘカラザル副食物)ノ現品給與ヲ爲シ船
 舶又ハ旅人宿飲食店等適當ナル者
 ヲシテ共同生活ヲ爲サシムルコト

(1) 警備用船舶ノ消耗品及警備従事員
ノ生活資料ハ共同購入ノ上配給ス
ルト。

而シテ右根本方針ニ基キ左ノ如ク具
体的警備計画ヲ樹立シタリ。

第一海上交通遮断ノ實施方法

一、交通遮断ノ區域

海上交通遮断ノ區域ハ命令ニ基ク

全羅南道務安郡慈恩面西岩恭面安佐

面長山面荷衣面黒山面ノ内牛耳群

島及珍島郡島島面加沙島ヲ包含ス

ル區域

二、警戒員並警戒船ノ配置

現地ノ實況ニ鑑ミ警戒區域ヲ
 第一區 安佐面 長山面
 第二區 荷衣面 鳥島面 黒山面
 第三區 慈恩面 岩恭面
 第四區 飛禽面 都草面
 ノ西區ニ分テ警戒本部ヲ安佐面箕
 佐島安佐警察官駐在所ニ置キ更ニ
 警戒部隊ヲ
 總司令 全羅南道知事
 司令長 全羅南道警察部長
 副官 一名 (警部)
 海上部隊本部 司令長警察部長兼任
 本部長

警 戒		部 主 参	
分 午 之 二 別 紙 圖 面 / 如 夕 必 要 ナ ル		員 任 謀	
班 ヲ 第 一 小 隊 ヨ リ 第 四 小 隊 ニ		一 名 二 名	
豫 備 員		(陸上地方部隊長及司令長副官兼任)	
警 戒 班		(警 部)	
船 舶 事 務 及 物 資 調 達 係		一 名	
廣 務 記 録 係		(警 部 補 長 一 名 二 名)	
會 計 配 給 係		(警 部 一 名 巡 査 二 名)	
衛 生 救 護 係		(救 師 一 名 巡 査 部 長 一 名 巡 査 部 長 一 名)	
炊 事 係		(巡 査 部 長 一 名 巡 査 部 長 一 名)	
連 絡 係		(巡 査 部 長 一 名 巡 査 部 長 一 名)	
若 干 名		(巡 査 部 長 一 名 巡 査 部 長 一 名)	

警戒船ヲ配置シ必要ナル警戒員ヲ交
 互乗船セシメ交通遮断ヲ爲サシム。
 警戒ニ要スル警戒船並警戒所要人員
 別表部隊編成表配置ノ如シ
 三、交通遮断ノ實施方法
 (1) 定期船ニ對スル措置
 警戒地區ト警戒地區外トノ交通ノ
 タメニスル定期船ハ其ノ大部分が
 木浦南一會社所有船ナルヲ以テ先
 ツ警戒期間中右會社所有船ヲ雇上
 ゲ總テ之ヲ警戒船ニ充當シ木浦島
 興間ハ一部定期ヲ假裝シ一般ノ注

目ヲ避クル方法ヲ講ズルコト
 南一會社以外ノ船舶ニシテ警戒地
 區ニ寄港スルモノニ對シテハ警戒
 期間中ニテ阻止スルコト
 尚多島海附近ヲ航行スル遠洋航路
 船舶ニ對シテハ燈台ヲシテ英國
 信號ニシリ區域外ヲ迴航セシムル
 樣信號セシムルコト

(2)

斯ルシテ區域外ヨリ區域内ニ各種
 船舶ヲ努メテ近寄ラシメサル方法
 ヲ講シ尚此ノ警戒網ヲ犯シテ區域
 内ニ侵入シタル船舶ハ總テ之ヲ區
 域内一定ノ場所ニ柳留監視シ以テ
 區域内狀況ノ漏洩防止ヲ圖ルコト
 一般漁船其他區域内船舶ニ對スル
 措置
 警戒區域外漁船ハ一切警戒區域ニ
 入ラシメサルコト、シ一旦區域内
 ニ入りタルモノハ前項同様區域内
 所定ノ場所ニ柳留監視スルコト
 警戒地區内ノ船舶ハ漁船タルト共

三

(1) 柳

他、船舶タルトヲ問ハス警戒開
 始ト同時ニ總テ之ヲ所定ノ場所ニ
 引揚ケ監視シ區域内ト雖モ濫ニ航
 行セシメサルコト
 留者並島民ニ對スル措置
 抑留者ノ措置
 抑留者ハ各警戒區域内數ヶ所ニ通
 當ナル監視所ヲ設ケ指定ノ場所ニ
 宿泊セシメ監視員ヲシテ之ヲ監視
 セシメ時局並警戒ノ承旨ヲ懇諭認
 識セシメ之ヲ慰撫スルコトニ努メ
 柳留者ノ食費ハ總テ官ノ負擔トス
 ルコト

(2)

抑留船 = 對シテハ之ヲ監視所附近
 = 繫留シ期間中ニ之ヲ使用セシメサ
 ルコトヲ原則トシ必要ニヨリ之ヲ
 警戒船ニ雇上ケ使用スルコト
 抑留ニヨリ消極的損害ハ一切之ヲ
 辦償セサルコトトシ積載荷物(鮮魚
 等)ニシテ抑留ノタメ腐敗其ノ他ノ
 タメニ生シタル損害ハ慰謝金等ノ
 名目ヲ以テ最少限度ニ辦償スルコ
 ト。

島民ノ措置
 島民ニ對シテハ機會アル毎ニ時局
 重大性並特別警戒ノ本旨ヲ説明

(3)

シ軍ノ機秘密漏洩防止ニ進ンテ協
 カセシムルコトニ努メ交通遮断ニ
 ヨル生活必需品其ノ他物資ノ缺乏
 等ヲ防止スル爲メ区内受持職員ヲ
 シテ常ニ民情ヲ查察セシメ警備用
 連絡船ニヨリ物資供給ノ円滑ヲ圖
 ルコト。
 交通遮断中ノ保護施設
 警戒区域ニ適當ナル医療機関十
 ヲ傳染病等ノ發生ニヨリ輸送部隊
 ニ影響ヲ來ス力如キコトアラムカ
 重大問題ナルミナス警戒員並
 抑留者ノ健康保持ノタメ道ヨリ衛

四 通 信 検 索 ノ 實 施

生技師及係員ヲ現地ニ派遣シ區域
 内ノ保健ニ當ラシムルコトシ尙同
 時ニ一般島民ノ傷病療養ニ當ラシ
 メ以テ關係者ノ不安ヲカラシム
 ルコト。
 今次海上交通遮断ノ重要性ト其ノ
 目的達成ノ完璧ヲ期スルヲ一方
 通信ニ依ル機密漏洩防止策トシテ
 遞信官署側ニテ水浦其ノ他数ヶ所
 ノ郵便局所ニ於テ郵便檢閲ヲ實施
 サル、コト、ナリ居ルヲ前記基礎
 調査ニアル如ク警戒区域内ノ一郵便

便所ハ郵便請負集配所取扱ニ係ル
 郵便物ハ總テ南一會社所有船ニヨ
 リ大部介安佐ヲ經テ全部本浦郵便
 局ニ遞送サル、コト、ナリ。凡ルヲ
 以テ是等郵便物ハ安佐郵便所ニ於
 テ檢索スルヲ最モ理想トシ而モ本
 浦郵便局ニ於テハ郵便檢閲ニ警察
 官及憲兵ノ協力ヲ阻止スルガ如キ
 態度ナルヲ以テ安佐警戒本部ニ於
 テ地元郵便所長ト連絡ノ上郵便檢
 索ヲ實施シ以テ通信ニヨル機密漏
 洩防止ノ萬全ヲ期スルコト。
 五、警戒員ノ召集及部隊ノ編成

別表

警戒船並警戒員所要人員表

第一隊		警部補一名	
小南信丸	(警部長一名 巡查八名)	八南慶丸	(巡查部長一名 巡查八名)
只榮丸	(巡查部長一名 巡查一名)	六漢擊山丸	(巡查 二名)
		六鳳山丸	(巡查 二名)

各署、定員ニヨリ警戒所要警察官
 警部補四名 巡查部長二十三名 巡查
 九十二名 (内鮮人巡查三十七名) 計百
 十九名ヲ別表編成表ノ通リ配介シ

第二小隊
警部補一名
不 無等山丸
江慶丸
(巡查部長一名 巡查十一名)
(巡查部長一名 巡查八名)

第三小隊
警部補一名
不 第三鵲丸
第三鶴丸
(巡查部長一名 巡查八名)
(巡查部長一名 巡查七名)
第四小隊
警部補一名
不 第三鵲丸
第三鶴丸
(巡查部長一名 巡查七名)

連絡船

南一丸 (巡查部長一名 巡查一名)
南大丸 (巡查部長一名 巡查一名)

南正丸 (巡查部長一名 巡查一名)

其、他 (黑山、押海、智島、莊子、馬津、伏虎、旧谷里)
(巡查部長三名 巡查一六名)

以上

海陸軍

海上部隊編成表

(昭和一二・一〇・三現在)

水部長

(兼任司令長)

齊藤

警察部長

參謀

(兼任陸上地方部隊長)

稻田

警視

參謀

(兼任司令長副官)

水野

警部

主任

永里

警部

本部員

庶務記録

赤間

警部補

(部)

松本

部長

(宝城)

比岡

部長

(不浦)

安藤

部長

(部)

藤岡

部長

(シ)

中西

(元) 巡査

(摩)

李利根

巡査

(不浦)

會計配給

警備船鳩丸

船長

炊事
連絡船
整理

機長

監視員

高麗丸

船長

機長

富永部長(部)

藤本巡查(〃)

山本三部長(和順)

金秀岩巡查(宝城)

室谷喜久治

千葉隆三

竹腰部長(部)

中西(道)巡查(部)

渡邊(明)巡查(〃)

宣貴安巡查(光州)

金正煥

崔旭吉

安光丸

監視員
船長
機関長兼

金 森

炳 巡

彬 査(麗水)

01カ0

豫備員

堀切	王利	福島	一法師	島根
巡	巡	巡	巡	巡
査(長興)	査(吳岩)	査(長興)	査(羅州)	査(吳岩)

第 一 小 隊					別隊小
安 佐 長 山 面 管 内					區責小 城任隊
宇 都 宮 警 部 補					小隊長
丸山鳳	丸山擘漢	丸慶南	丸 榮	丸信南	職名
職長 安光輝 其長 李贊錫 其他 二名	職長 高景和 其長 金啓潤 其他 三名	職長 尹尚榮 其長 金南基 其他 四名	職長 金京順 其長 朴正德 其他 三名	職長 荒武眞平 其長 石場盛吉 其他 五名	屬 職員
金 仔 金 占 同 巡 查 查	黃 村 永 上 岩 巡 巡 查 巡 查	金 福 煥 井 洙 巡 巡 查 巡 查	宮 立 承 山 巡 部 查 長	金 久 錫 安 成 信 巡 巡 查 查 查 查	氏 監 視 員
光 州	光 州	光 州	光 州	光 州	部 署
		鄭 金 江 小 潤 安 崎 馬 根 善 野 場 巡 巡 巡 添 巡 巡 巡 巡		張 金 金 近 小 春 結 南 藤 縣 培 珠 模 巡 巡 巡 巡 巡 巡 巡	氏 警 備 員
		澤 光 谷 光 陽 陽 城 陽		羅 和 順 順 州 順 天 天	部 署
					備 考

隊 小 三 第				隊 小 二 第			
内 管 恭 岩 恩 慈				内 管 (島 身 牛) 面 山 黒 衣 荷			
補 部 警 田 湯				補 部 警 藤 工			
丸 鶴 三 第		丸 鶴 三 第		丸 慶 江		丸 山 等 無	
船長 岡橋 竹一 警長 藤山 吾市 其他 三名		船長 馬場 博之 警長 田中 清太郎 其他 三名		船長 出口 基松 警長 權性 永 其他 三名		船長 才木 小太郎 警長 伊藤 長雄 急電係 清水 豊 其他 九名	
梁 在 述 巡 査 田 辺 巡 査 前 田 巡 査 中 村 部 長		朴 亨 魯 巡 査 廣 田 巡 査 佐々木 巡 査 藤 原 部 長		宋 鍾 光 巡 査 山 田 巡 査 皆 川 巡 査 遠 藤 部 長		朴 秉 奎 巡 査 佐 藤 巡 査 早 崎 巡 査 坪 池 部 長	
〃 〃 津 陽 〃 〃 光 州		〃 〃 津 陽 〃 〃 光 州		〃 〃 龍 水 〃 〃 龍 水		〃 〃 龍 水 〃 〃 龍 水	
宗 崎 巡 査 河 彩 珠 巡 査 園 村 巡 査 今 長 谷 部 長		申 慶 植 巡 査 金 測 珠 巡 査 崔 學 奉 巡 査 山 本 巡 査		金 桂 洙 巡 査 金 芳 述 巡 査 金 斗 千 巡 査 渡 邊 巡 査		丁 宗 男 巡 査 金 宗 石 巡 査 金 判 同 巡 査 松 岡 巡 査	
西 興 巡 査 龍 水 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査		康 津 巡 査 高 興 巡 査 長 興 巡 査 〃 〃 巡 査		〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城		室 〃 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査	
西 興 巡 査 龍 水 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査		康 津 巡 査 高 興 巡 査 長 興 巡 査 〃 〃 巡 査		〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城 〃 〃 谷 城		室 〃 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査 〃 〃 巡 査	

隙					
馬津 査察	旧金里	伏虎里	津裡 (所)	馬監	智島
金永台 巡査 羅州	丁春桂 巡査 〃	河祥圖 巡査 長興	生野部 巡査 長城	李慈厚 巡査 羅州	神田 巡査 霞水

十月二十一日

水曜

晴天

午前五時全員ヲ安佐駐在所前庭ニ集合
 セシメ齋藤警察部長ヨリ左記ノ通り警
 備員ノ任務及服務心得ニ付詳細ナル訓
 示ヲ注意ヲ與ヘ東方遙拜ノ後午前七時
 夫々計畫ノ任務ニ就カシム。

左記

一、訓示

今回吾々ハ最モ困難ニシテ~~最モ~~光榮ア
 ル任務ニ就クトニナツタ。
 務安郡管内ノ慈恩岩恭安佐長山荷衣黒
 山都草飛禽ノ島嶼ヲ一定期間約三週間
 位完全ニ他ノ地域カラ隔離シ之等ノ區

域ト他バ區域トノ聯絡ヲ完全ニ断ツラ
 區域内ヲ罐詰ニシラ了フコトが目的デ
 アル其ノ爲指定區域ト其ノ他ノ區域ト
 通信聯絡ノ虞レアル船舶ハ全部拿捕シ
 テ了フ官廳用タルト何タルトヲ問ハナ
 イ區域内ニ侵入スルニ區域内ノ秘密ヲ
 窺カレル虞無クシカニ區域内ニ寄港セ
 ザルコト明白ナル船舶ハソノ儘看過ス
 ル交通遮断ノ結果區域内ノ住民ノ生活
 ハ非常ナル不自由ヲ來スコトナルカ
 ソレモ已ムヲ得ナシ。島内カラノ通信ハ
 警察官が検査ヲシテ我々ノ行動及軍ノ

機密 = 全然觸レナ
 ル通信関係 = 就テ斯ル厳格ナル方針ヲ
 執ルノハ吾々ノ此ノ苦心此ノ勞苦及島民
 ノ大ナル犠牲モタツタ一片ノ通信一言
 ノ口頭連絡 = 依ツテ凡テ水包 = 歸シテ
 了ラカラデアル吾々ガコレ大々ノ大任
 事ヲマツテ居テ又區域外ノ人々ニハ誰
 ニモ介ラナイ様ニスルト云フノガ與ヘ
 ラレタ任務デアアル
 私ハ諸君ト共ニ此ノカ、ル重大且ツ困
 難ナル任務 = 服スルコトハ男子ノ本懷
 = 存ズル
 神明ノ加護ヲ祈リツ、身命ヲ賭シテ任

務遂行ニ萬遺漏ナキヲ期シ度キ覺悟デ
 アリマス。
 諸君モ警察官トシテノミナラズ否一生
 再ビ遭遇シ得ザル非常ナル場合デア
 ルコトヲ覺リ己ヲ空シウシ如何ナル困
 苦欬乏ニ堪ヘ覺レテ後己ムノ悲壯ナ
 ル決意ト覺悟ヲ以テ事ニ當ラレ度イノ
 デアリマス。
 各小隊各船ノ具體的任務ニ就テハ別途
 指示スルガ共通點ハ
 乗組員ハ全部私服トス。
 武器ハ目立タヌ様船内ニ匿シ置クコト。

ॐ नमो भगवते वासुदेवाय

然
リ

(五) 勤務ハ當分間晝夜共海上勤務トシニ名
宛交代ス。

區域外ヘノ上陸聯絡ハ勿論絶對ニ禁
止スル。

(六) 食料等ハ出來ル大々現地調辨トス。
(七) 抑留セラレタル人々及島民ニ對シテハ
出來ル大々凡ユル不自由ヲ國家ノ爲御
辛捧願ヒ度キ旨周知シ銃後ニ於ケル大
日本國民タルノ自覺ヲ促スコト。
(八) 船舶不足ニシテ食料飲料等ノ配給困難
ナルヲ以テ駐在所面事務所ト聯絡シ島

〔二〕

民ノ協力ヲ求メ之ガ弱點ヲ補フコト。

(1) 本部

(イ) 總司令ハ全羅南道知事

本警戒ノ根本企劃並警戒實施ニ對

スル一切ノ指揮監督ニ當ル

(ロ) 司令長ハ全羅南道警察部長

總司令ノ命ヲ受ケ本警戒ニ関スル

一切ノ企劃ヲ爲シ警戒部隊ノ指揮

ニ當リ總司令不在ノ場合之ヲ代理

ス。

(ハ) 司令長副官ハ司令長ヲ補佐シ司令

長ノ命ニ依リ警戒部隊ノ指揮ニ任

(2) 海上本部

- (イ) 海上水部長全羅南道警察部長
ハ海上警備ニ關スル一切ノ企劃ヲ
爲シ海上部隊ノ指揮ニ當ル。
- (ロ) 參謀ハ水部長ヲ補佐シ且ツ其命ヲ
受ケ海上部隊ノ指揮ニ當リ水部長
不在ノ場合ニテ代理ス。
- (ハ) 主任ハ水部長ノ命ヲ受ケ海上警戒
部隊ノ指揮ニ任ス。
- (ニ) 船舶事務及物資調達係ハ水部長ノ
命ヲ受ケ水警戒實施ニ要スル一切
ノ物資調達ニ當ル。

- (ホ) 義務係ハ警備警戒ニ関シ他班ニ属セザル一切ノ事務ヲ處理ス
- (ヘ) 會計配給係ハ警戒ニ関スル一切ノ會計事務ヲ處理シ警戒員並被抑留者ニ對スル食糧燃料用水其他一切ノ物資配給ニ從事ス
- (ト) 炊事係ハ本部員並本部所在地警戒員ニ對スル食物ノ調理ニ當ル
- (チ) 本部附警戒船ハ常時本部所在地抑留船舶ニ對スル海上監視ニ當ルノ外隨時必要方面ノ警備ニ任ズルヲ以テ主タル任務トナシ兼テ連絡配給ノ任ニ當ル

(3)

各小隊、任務

(1) 連絡係ハ本部各小隊各警戒船各監視所間ノ命令傳達並連絡ニ任ズ

(又) 船舶整理班ハ馬津里監視所抑留船舶ノ整理ニ任ズ

各小隊ハ全警戒區域ヲ左ノ通り分轄シ警戒區域内外一切ノ連絡ヲ遮断スルノ外受持区内民心ノ動搖防止流言蜚語ノ取締其他凡ユル警察事故防止ニ任ズ。

第一小隊(安佐面、長山面管内)

第一分隊南信丸(不務起島附近)

第二分隊榮丸(馬津里監視所海上監視)

(4) 別働班

。第一班（水浦安佐間定期航路）

水浦港警戒地、区内安佐、岩茶、飛禽間定期航路南一丸、及南大丸ニ乗務シ船員迄

第三分隊南慶丸（珍島郡島面海上）

第二小隊（荷衣面黒山面内牛耳島群島管内）

第一分隊無等山丸（珍島郡島面海上）

第二分隊江慶丸（長山面ト荷衣面トノ中間慈水道）

第三小隊（慈恩、岩茶面管内）

第一分隊第三鵲丸（梅島ノ北方押海面宋孔里トノ中間海上）

第二分隊第三鶴丸（慈恩面至島トノ智島面羽田里トノ中間海上）

第四小隊（飛禽、都草面管内）

第一分隊麗興丸（飛禽水道入口）

船客ニ依ル機密漏洩防止ノ任ニ當ル。

(水浦安佐間定期航路ハ警戒開始後ニ從來ノ通運航ヲ許シ地區内ヨリ
地區外ヘノ輸送ノミヲ一切禁止セリ)

。第二班(押海、智島、荏子面)

警戒地區隣接地域タル押海、智島、荏子
管内ニ於テ地區内警備員ト連ル外側
ノ警備ニ當ル。

。第三班(馬津里、伏虎里、旧岱里)

馬津里、伏虎里、旧岱里船舶抑留所ニ在
リテハ抑留船舶並船員ノ監視ニ任ズ。

。第四班(査察)

馬津里ニ於テ一般住民並被抑留者ノ
動向査察ニ任ズ。

〔三〕

警

戒從事員心得

。第五班（豫備員）
非常時出勤要員＝充ツルノ外隨時雜
用＝任ズ。

(1)

從事員ハ常ニ其職責ノ重大ナルヲ自
覺シ且嚴密周到ナル用意ヲ以テ敏速
事ヲ處スルノ覺悟アルヲ要ス。

責任區域ノ査察檢索及交通遮断ハ最
モ周到ナル注意ヲ拂ヒ以テ些ノ間隙
アルベカラズ。

(2)

民衆ニ對シテハ親切丁寧ヲ旨トシ制
止説諭其他強制力ヲ用ユル場合ト雖
モ穩ニシテナシ徒ニ反感抗辯ヲ招ク

か如キ所爲ヤルベカラズ。

(3) 勸務ハ警察部長訓示ニ依ルベシ。

(4) 左ノ各號ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ制止シ或ハ抑留スル等ノ措置ヲ講スベシ。

(イ) 警戒線ヲ突破侵入又ハ脱出セムトスルモノ。

(ロ) 抑留場所ヲ脱出セムトスルモノ。

(ハ) 挙動不審ノ船舶及人物ニ對シテハ調査完了迄停船檢索等ノ措置ヲ講スベシ。

(カ) 報告通報連絡

(イ) 事故發生シタル時ハ出來得ル限り

- (6) 銃器ノ使用
- (イ) 銃器ノ使用ニ就イテハ特ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ必要以上ニ使用セザルト。
- (ロ) 一日一回以上ハ隣接小隊トノ連絡保持ニ努ムベシ。
- (ハ) 小隊トノ連絡ヲ保持スベシ。
- (ニ) 事案ノ内容ニ依リ必要ニ應シ隣接受クベシ。
- (ホ) 小隊長ヲ經テ本部ニ報告シ指揮ヲ擴大防止ニ努ムルト共ニ直ニ所屬自ラ處理シ應援ヲ受ケ又ハ指揮ヲ仰グヲ必要ト認メタル時ハ事件ノ擴大防止ニ努ムルト共ニ直ニ所屬小隊長ヲ經テ本部ニ報告シ指揮ヲ受クベシ。

(四) 船舶抑留場所 = 於テハ銃器ヲ所持
スルコト。

午後三時五十分齊藤警察部長ハ前記計
劃 = 基ク一般警備警戒ノ遂行ヲ水野警
部及永里警部 = 命ジ政務總監閣下十月
二十二日御來道豫定ノ夕メ歸廳スベク
午後三時五十分南正丸 = テ出發シ途中
安佐面不務起島附近 = テ南信丸 = 乗換
ヘ木浦 = 向ヒタルモ潮流關係 = テ遅レ
午後九時到着脇元火田憲兵分隊長木府
北村事務官ト木浦警察署長官舎 = 於テ
今後ノ措置 = 關シ協議シ署長官舎 = 泊
ル。

十月二十二日

金曜

晴天

午前十時警察部長ハ水浦發午前十時
 光州着午後五時政務總監閣下ヲ一般有
 志ト共ニ出迎ヘ萬屋旅館ニ於テ本日迄
 ノ警備状況ヲ報告セリ。

午後十一時本府北村事務官御用船華陽
 丸ニ於テ輸送指揮官志賀三郎中佐ト會
 見セルニ船團ニ於テ食糧ヲ水浦ヨリ補
 給セガ積込依頼ヲ受ケタルトテ急據歸
 光ノ趣知事官舎ニ於テ食糧積込問題ニ
 關シ協議ヲ遂ゲ。

(1) 積込依頼食糧ハ

。生魚 壹萬貫

。青物 貳萬五千貫

生肉 壹萬貫。 果物 千五百箱。
 調味料 千樽。 給水 参千噸。
 石炭 参千噸。 米麥 壹千貳百石。
 二十日以内ニ積込ヲ要ス。
 ト。早速知事ヨリ農務課長ニ電話シ調達
 ノ可能性ヲ訊シタルニ生肉生魚調味料
 ハ所要數量ヲ得ルコト困難ナルニ其他
 ハ可能ナル結論ヲ得タリ。
 (2) 輸送船團ハ當初想像セルガ如ク八口
 浦ニ入ルハ一部分ニシテ大部分ハ荷
 衣面薪島沖長山面ノ南岸、安佐面ノ東
 岸、牛耳群島南方等ニ位置スルコト、
 十ル模様ナリト。

然レドモ木浦ニ於テ食糧ヲ積込ムコ
トハ軍ノ行動ハ勿論警察官ノ行動ヲ
モ一切極秘トスル方針ト背反ス。
志賀中佐ハ軍ニ出先ノ指揮官ニ過ギ
ズ其ノ依頼ニ依リ根本方針ヲ變更ス
ルコトハ相當考慮ヲ要スルモノト認
メ北村事務官一應敗城ノ上軍司令部
ト打合セ本件積込ノ可否ニ付キ軍ノ
意向ヲ確ムルノ要アリトノ意見ノ一
致ヲ見タリ。

十月二十三日

土曜 晴天

午前八時北村事務官、警察部長官舎ニ來
訪。食糧積込問題ニ關シ兩者ノ聯絡用暗
號(略符號)ヲ左ノ通收定ス。

左記

(甲)方針ニ就テ

。食糧積込第一主義ニテ機密ノ確保
ハ或ル程度ニテ宣シト云フ方針ナ
ラバ (一)

。機密保持第一主義ニテ食糧積込ハ
或ル程度犠牲ニスルモ己ムヲ得ナ
イト云フ方針ナラバ (二)

。或ル程度ノ機密ヲ保持シツツ且食糧モ積ムト云フ一、二ノ折中主義ナラバ
(三)

(乙)

方法ニ就テ

。船團ヲ見タ船舶ハ全部之ヲ抑留スル
(イ)

。一般船舶ガ輸送船團ヲ望見スルモ己ムヲ得ナイ。成可船團ニ近寄ラザル様珍島海南側ヲ航行スル様警戒船ヲ以テ誘導スル
(ロ)

。八口浦外側航行ノ船舶ニ就イテハ全然誘導モセズ禁止モセズ現行通

リ各水道ヲ扼スルノミニ止ム。(八)

右打合セヲ了シ午前八時三十分水浦ハ
向ケ出發(右打合セ要領ハ北村事務官ヨ
リ知事ニ聯絡ヲ採ルコト、セリ)水浦税
關支所ノ龍尾丸ニ乗舩(脇元大田憲兵分
隊長朝鮮運輸株式會社水浦支店長小西
慶次郎同行)安佐ニ向ヒ安佐ニ於テ今後
ノ處置ニ付キ打合セヲ爲シタル後警察
部長ハ脇元憲兵大尉水野警部赤間警部
補安藤巡查部長等ト共ニ午後十一時四
十分南正丸ニ便乗全羅南道軍事後援聯
盟ヨリ舩團ニ對スル慰問トシテ生魚百
貫ヲ全舩ニ積載シ荷衣面薪島沖ニ碇泊

中ノ輸送御用船華陽丸ニ向ケ出發ス。

十月二十四日

日曜 晴天

午前二時半華陽丸ニ到着前記慰問品ヲ
 華陽丸ニ積替ヘ志賀中佐ニ面談シ左ノ
 如ク意見ノ交換ヲ爲ス。
 食糧等ヲ木浦ヨリ補給スルハ機密漏洩
 ノ虞アリ。釜山麗水等ヨリ補給セラレタ
 ズ旨申出デタル處志賀中佐ハ釜山麗水
 等ヨリ補給スルコトハ日時が許サズ而
 テ木浦ヨリノ補給ハ參謀本部ノ確固不
 動ノ方針ニシテ命令書ニハツキリ明示
 サレアル事項ナリトノコトニテ木浦ヨ
 リ積込ムコトニ決意スルノ已ムナキニ
 至レリ。尚全中佐ハ機密保持上木浦行キ

ノ凡エルの船舶ヲ期間内全部停止セラル
 ル様申出アリタルが木浦ノ食糧供給能
 カニツキ懸念サル、コトト木浦行ノ船
 舶ヲ総テ停止スルコトトハ矛盾スルノ
 ミナラズ機密保持上ヨリ見ルモ木浦ニ
 船が全然入ラヌコトニナレバ各種ノ流
 言蜚語行ハレ却ツテ機密暴露ノ虞アリ
 不可ナル旨進言セリ。更ニ船團ガ八口浦
 外ニ碇泊スルコトハ機密保持困難ニ付
 全部八口浦内ニ集結セラレタキ旨當方
 ヨリ申出タルトコ口八口浦内ハ狭隘ニ
 シテ一旦暴風等ノ場合船ト船ト衝突ス
 ル等ノ事故ヲ起シテハ輸送指揮官ノ責

任問題デアリ。少航行中ノ船舶ヨリ望
 見セラル、最モ安全ナル各島嶼ノ南
 側ニ碇泊セシムル方針ナリ。
 尚船舶ハ單ニ此處ニ待機スルノミガ任
 務ニ非ラズ。晝夜ノ別ナク島ニ上陸シ演
 習訓練ヲ爲サベカラズ。食糧等ノ積
 込モ時日ノ關係ヨリ晝間モ行フ豫定ナ
 リト答フ。
 更ニ當方ヨリ食糧ヲ水浦ヨリ補給スル
 コトガ參謀本部ノ方針ナラバ已ムヲ得
 ザルモ晝間ノ積込ハ中止シ夜間午後九
 時以後未明迄ノ間ニ要更セラレタシ其
 時刻ニモナレバ水浦ニ出入スル船舶

ハ稀ニシテ且ツ別紙圖面ニ示ス箇所ニ
 於テ積込ムトスレバ積込ノ現場ハ絶對
 見ラレル虞無シト申出デタルトコロ中
 佐ハ出來ル大貴意ニ副フ旨答ヘラレタ
 リ。
 尚自分ハ警備ニハ直接關係ヲ有セズ警
 備ニ當ラル貴官ノ御参考迄ニ吾々ノ
 行動、大略ヲ申上ゲタルニ過ギズト附
 言セラル。
 方打合セヲ了シタル後中佐ハ朝鮮運輸
 水浦支店長小西慶次郎ヲ室ニ呼ビ入レ
 物資供給調達ノ事ニ就キ種々打合セラ
 レタリ。中佐ノ室ヲ辭シ華陽丸甲板上ニ

出ズレバ夜ハ白々ト明ケツツアリ中佐
 ヨリ朝食ヲ進メラレタルモ之ヲ辞シ再
 ビ南正丸ニ乗船水浦ニ直行水浦警察署
 長官舎ニ入り志賀中佐ノ部下沖少尉ト
 食糧積込問題ニ關シ協議セリ。
 食糧積込及船團ノ状況ヨリシテ幾分既
 定ノ警備計劃ヲ變更ノ必要ヲ生シ左ノ
 通り第二次警備計畫ヲ樹立ス海上本部
 ハ當分間水浦警察署長官舎ニ置クコト
 ニ決定ス食糧ハ朝鮮運輸株式會社水浦
 支店が請負フコトナリタルモ青物ト
 生肉ハ如何ニシテモ道ノ力ヲ借ラザレ
 バ調達不能ナリトテ今支店長ヨリ道ニ

便宜供要方申出テアリソレ^ニ手配中ノ
處本府北村事務官ヨリ知事宛

『食糧積込、コトハ都合ニヨリ中止ス

ルコトニ決定ス』

トノ電報アリタリ。知事ヨリ左ノ電報シ

受久(午後三時四十分發)

『口』ニ依ラレ度旨北村事務官ヨリ電ア

リ爲念知事』

左記

第二次警備計畫

一、警戒區域日時及任務

(1) 警戒區域

二、警戒實施方法

警 戒 實 施 方 法
 通 遼 斷 ヲ 爲 ス
 部 = 探 知 セ シ ヲ ザ ル 爲 ヲ 水 浦 阜 頭
 御 用 船 = 對 ス ル 食 糧 積 込 状 況 ヲ 外
 任 務
 地 域 航 送 ノ 間
 午 後 九 時 ヲ リ 翌 日 未 明 御 用 船 ノ 錨
 十 月 = 十 六 日 ヲ リ 積 込 終 了 迄 毎 日
 警 戒 期 間
 下 島 全 可 之 島 及 海 南 郡 花 源 面 ヲ 以
 務 安 郡 一 老 西 達 里 島 全 長 佐 島 全 高

(イ) 水浦阜頭ノ警戒

食糧搬出場所タル税関棧橋ニハ私
服警察官六名ヲ配置シ積込作業従
事員(丸星運送店関係者)以外ノ者ヲ
シテ柵内出入ヲ禁止ス右従事員ハ
之ヲ証スルタメ[○]腕章ヲ着用セ
シメ腕章ナキモノハ丸星運送店ノ
責任者ニ於テ証明シタル者ニ限リ
入場ヲ許可ス

(ロ)

御用船ニ至ル運搬船ニ對スル措置
A 丸星ノ運搬船タルト傭入船タル

トヲ問ハズ本積込ニ従事スル船舶
ニハ總テ丸星ノ旗ヲ掲示セシム

夜間ハ燈火ヲ以テ信號ヲ協定ス。

B 運搬従事員ハ總テ警察ニ届出デシメ作業開始前全員ヲ集合セシメ木浦警察署長ニ於テ機密漏洩防止ニ関スル注意ヲ與フルコト。

(3) 警戒船ト御用船及運搬船トノ連絡方法

(イ) 夜間御用船が木浦口入港ノ際ハ一
定ノ信號ヲナスベク慎重ノコト。

(ロ) 丸屋運送店ニ對シテ又相互聯絡
方法ノ相定ヲ爲スコト。

(4) 各配置船舶ノ警戒方法
イ 南正丸

口、第一鵜丸

二十六日南信丸ト交代シ鹿島ノ南
 方ニ位置シ夜間(午後九時頃ヨリ翌
 朝未明迄ノ間ニ於テ御用艀ガ水浦
 入港開始後同港ヨリ錨地錨迄ノ
 間水浦港ニ入港セントスル御用艀
 以外ノ一切ノ艀船ヲ阻止シ鹿島砦
 近ニ待機セシメ未明ニ至リ御用艀
 ガ錨地ニ錨航シタル後之ヲ解放ス
 晝間ハ水浦港ニアリテ水浦署ノ指
 揮ヲ待チツ、待機ス。

夜間(午後九時頃ヨリ翌朝未明迄ノ
 間ニ於テ御用艀ガ水浦入港開始後ノ

同港ヨリ錨地能航迄ノ間可五島ト
 對岸花源半島月山里ヲ結ブ線上ニ
 位置シ木浦港ニ入航セントスル總
 テノ船舶ヲ阻止シ未明迄黄山島附
 近ニ待機セシムベシ。
 晝間ハ木浦港ニ待機シ木浦署ノ指
 揮ヲ待ツ。
 (ハ) 鳩丸
 外達島南方木浦口外方ニ位置シ夜
 間ハ午後九時頃ヨリ翌朝未明迄ノ
 間ニ於テ御用船舶ガ木浦港入港開始
 後同港ヨリ錨地能航迄ノ間木浦港
 ニ入港セントスル御用船舶以外ノ一

切ノ船ヲ阻止シ北ノ瀬戸ヨリ水
 浦ニ回航ヲ命ズルコト晝間ハ水浦
 港ニ於テ待機シ水浦署ノ指揮ヲ待
 ツ。
 (二) 漢拏山丸
 夜間ハ可志島西端ト許沙島東南端
 ヲ連絡セル線ヲ南行セントスル一
 切ノ船舶ヲ阻止ス晝間ハ水浦港ニ
 待機シ水浦署ノ指揮ヲ待ツ。
 (ホ) 鳳山丸
 夜間ハ長岐島ノ西端ト達里島ノ北
 端ヲ連絡セル線ヲ南方ニ向ケ航行
 セントスル船舶ヲ阻止シ他方向ニ

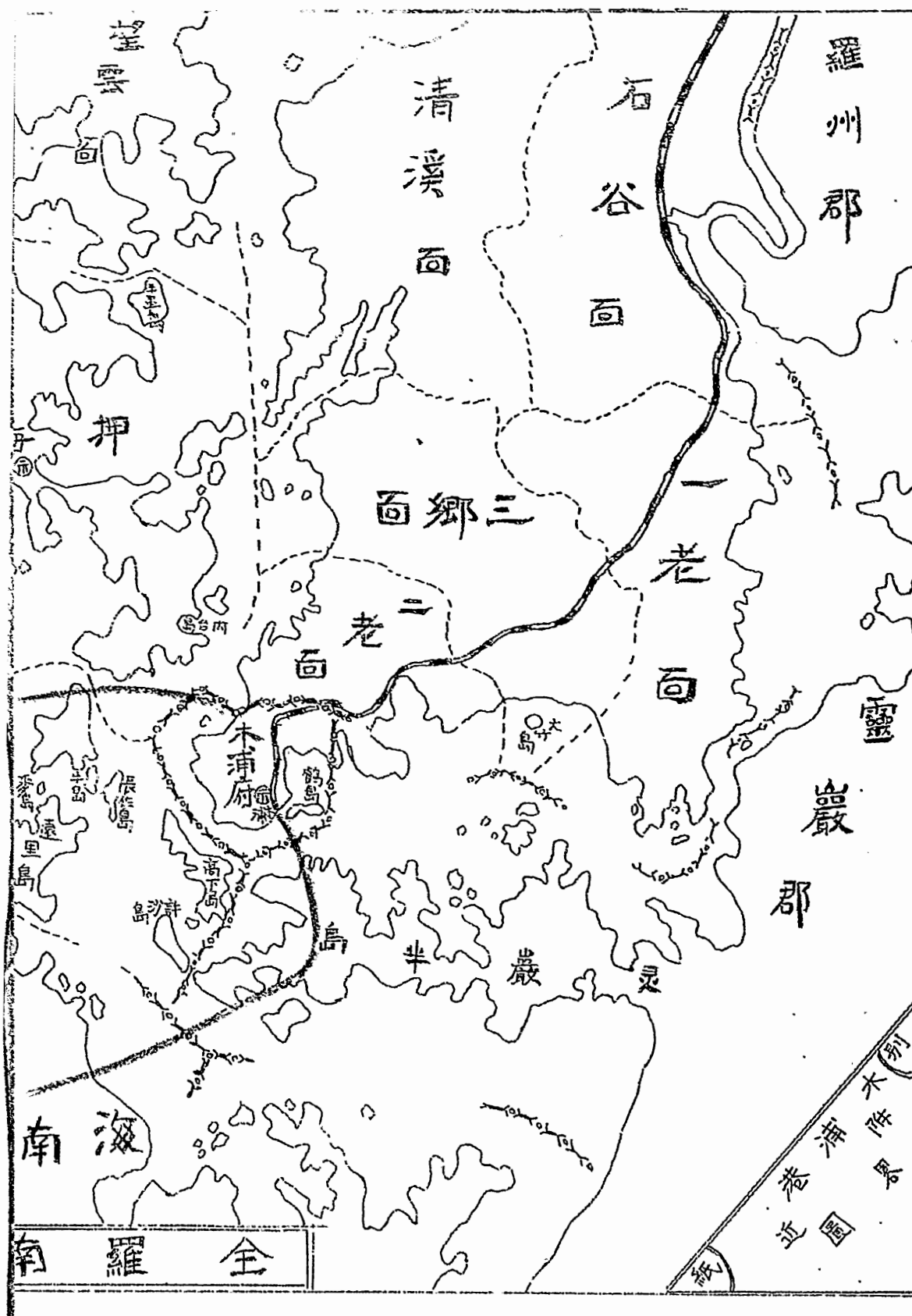
廻航セシム。晝間ハ木浦港ニ待機シ
水浦署ノ指揮ヲ待ツ

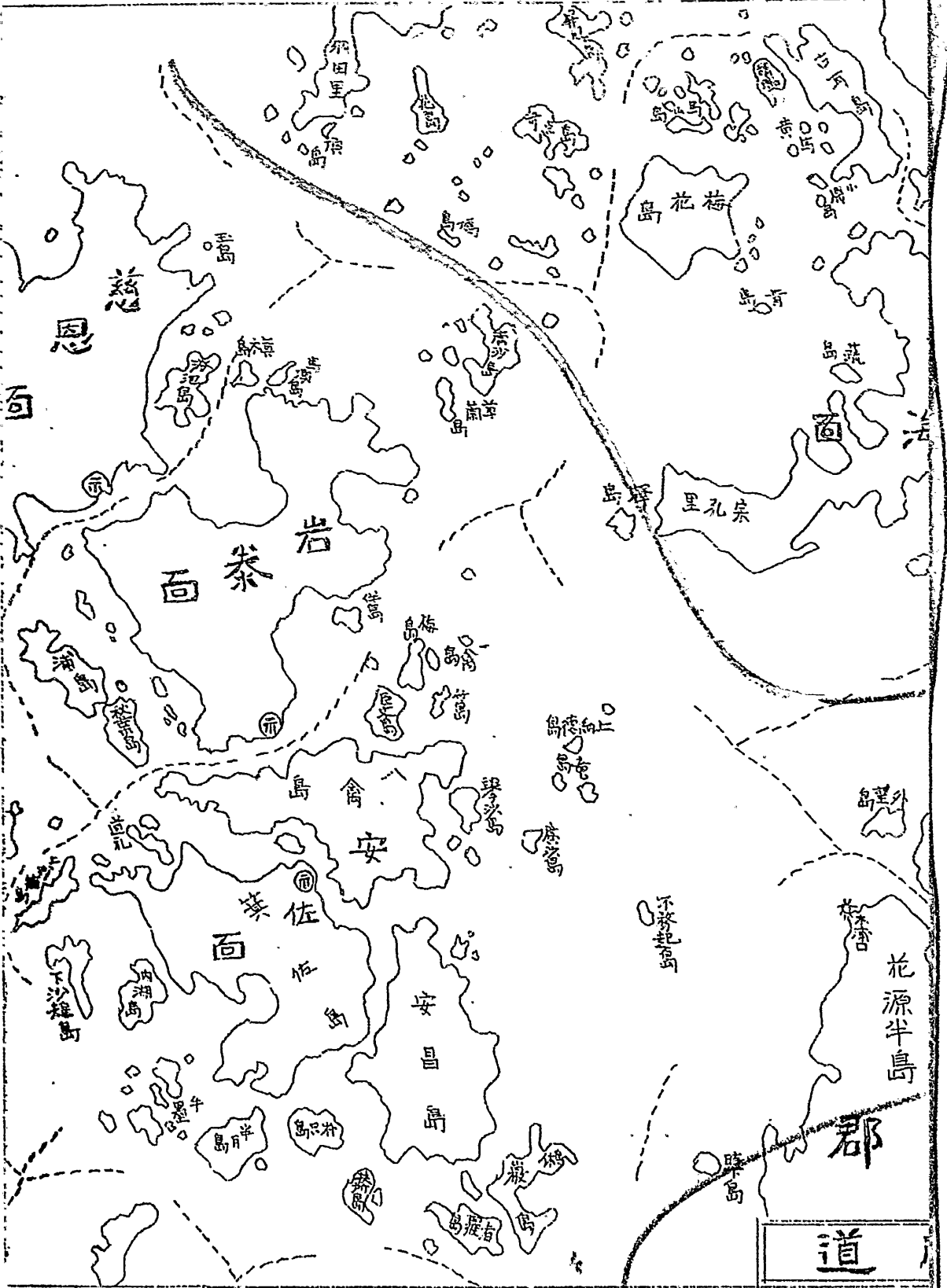
(ハ) 眞淳丸

夜間ハ木浦港内浮標燈台附近ニ位
置シ高下島西北端長佐島ヲ連結ス
ル線ヨリ南方ヲ航行セントスル一
切ノ船舶ヲ阻止シ他方面ニ廻航セ
シム。晝間ハ木浦港ニ待機シ木浦署
ノ指揮ヲ待ツ。

第二次警備計畫掛立ノ結果更ニ少ナク
トモ三十噸級以上ノ船舶五六隻ノ必要
ニ迫ラレ全羅南道水産試験場所屬ノ朝
洋丸ヲ警備船トシテ借入ルベク知事ニ

聯絡ヲ採ル。
 柳留セラレタル船客及警戒員ノ爲メ衛
 生課ニ宮司技師ヲ現地ニ派遣ス。





十月二十五日 月曜 晴天
 朝水浦ヲ出發直ニ知事官舎ニ入り新貝
 知事、警務課長、北村事務官等ト食糧積込
 問題ニ就キ收議、午後三時十五分水浦ニ
 引返シ水浦警察署長官舎ニ於テ志賀中
 佐部下沖少尉、脇元憲兵大尉、出谷木浦憲
 兵分駐所長等ト食糧積込問題ニ關シ協
 議ヲ遂グ。

十月二十六日 火曜日 晴天

第ニ次警備計劃實施手配ヲ完了。事態切
迫シ知事ノ重要指示ヲ受クベク密書ヲ
水浦警察署笠原警部補ニ批シ光州ニ向
ハシム。水浦警察署長官舎ニ於テ沖少尉
本府北村事務官稻田水浦署長等ト會同
食糧問題ニ関シ收議中。沖少尉御用船草
陽丸ニ連絡ノ爲辭去。知事ヨリ重要指示
ヲ齎ラシ使者笠原警部補歸木。北村事務
官、村野大邱憲兵隊長、股元憲兵大尉、出谷
分駐所長、水浦警察署長、洲上少尉等ト食
糧積込問題ニ関シ重要收議ヲ遂ゲタル
後、村野憲兵隊長ハ上部ト打合ノ爲メ午

後七時發列車ニテ京城ニ向フ。
 牛耳群島附近ニ大船團主力待機シ居リ
 タルが今所ハ恰又大連航路タル長竹水
 道ニ近ク位置シ居ル夕ノ右水道航行ノ
 一般船舶ヨリ容易ニ望見出來得ル状態
 ナルヲ以テ警備船無等山丸ニ於テ萬國
 信號ニ依リ長竹水道ノ航行ヲ阻止シ毎
 勿群島ノ西側ヲ即チ孟骨水道ヲ航行セ
 シムル様措置シ居タル又之が萬全ヲ期
 スル夕ノ七發島燈台下沙島燈台並者只
 島燈台ニ對シ左ノ指令ヲ發セシムベク
 水浦海事出張所技手山口浩資ヲ招致兼
 務セシム。

一、七發島燈台 = 對シ
 附近海上ヲ南下スル船舶 = 對シ長竹水
 道ヲ通過スルコトナク孟骨群島外方ヲ
 迂廻スベキコトヲ萬國船舶信號 = 依リ
 指示セシムルコト。
 二、者只島(港門島)燈台 = 對シ
 附近海上ヲ西航スル船舶 = 對シ珍島水
 道長竹水道ヲ通過スルコト無ク孟骨群
 島外方ヲ迂廻スヘキコトヲ同様方法 =
 依リ指示スルコト
 三、下鳥島燈台 = 對シ
 下鳥島附近ヲ北航スル船舶 = 對シ長竹

水道ヲ通過スルコトナク孟骨群島外方
 ラ迂迴スベキ旨同一方法ニ依リ指示セ
 シムルコト
 右ニ依リ水浦海南出張所ヨリ前記ニ燈
 台首員ニ對シ左ノ如ク指令ヲ發セリ。
 命令
 今般某方面ヨリノ通牒ニ依リ七發島附
 近(各燈台ニ依リ異ル)南航船舶ニ對シ長
 所水道ヲ通過スルコトナク孟骨群島外
 方ヲ迂迴スベキ旨某國船舶信號ニ依リ
 指示相成度

十月二十七日 水曜 晴後曇天

波瀾萬丈幾多ノ危機ヲ孕メル食糧積込
問題愈々中止トナル本件ハ期間中ニ於
ケル最重要ナル事件ナリシガ詳細ナル
経緯ハ特ニ省略ス。今日午前八時四十分
食糧給水等補給ノ爲メ指定ノ場所ニ在
リタル御用船ニ隻全十時六隻ハ各々泊
地ニ引揚ゲタリ。
朝鮮軍参謀岩崎中佐午後一時半水浦警
察署長官舎來訪セラレ小官ヨリ警備情
況等ヲ詳細説明ス。
本日ヲ以テ食糧積込關係ノ港湾警戒及
水浦ニ於ケル警戒本部ヲモ解除シ午後

0460

五時十分一應光州へ敬任ス。

三二

十月二十八日 水曜 雨天
 光州神社に於テ舉行セラレタル戦捷祈
 願祭に出席ス。
 木浦ヨリ北村事務官來光打合せヲ爲ス。

十月二十九日

金曜

風雨天

知事北村事務官等ト會同警戒解除後、
措置ニ就キ種々打合セヲ爲シタリ。

打合事項

(1)

警戒解除期限ハ十一月三日ナルヲ

以テ上部ヨリ何等指示ナクモ其ノ

日限り解除シ差支ナキヤ。

(2)

解除後ニ於ケル流言蜚語ノ取締新

聞記事統制ノ程度(軍事行動ノ終了

後ハ機密確保ノ必要性減ズルヲ以

テ警戒實施期間中ノ如キ嚴重ナル

取締ヲ爲ス必要ナキガ如シ)

(3)

本警戒ノ影響相當擴範圍ニ亘ルヲ

(4)

以テ解除後道知事ノ聲明書等ヲ發
 スルヲ可ト認ム。
 損失補償其他ニ要スル多額ノ經費
 ハ道ニ於テ機密ヲ保持シツ、捻出
 スルノ餘力ナキヲ以テ本府ニ於テ
 參萬圓程度至急調達セラレ度キコ
 ト。等ノ點ニ就キ軍部本府ノ方針ヲ
 決定シ指示セラル、必要アリ。
 北村事務官ハ企夜歸城セリ。

十月三十日

土曜

晴天(風強シ)

午前中知事ト解除後ノ措置ニ就キ種々
打合セヲ遂グ。
午後八時ニ十分北村事務官ヨリ左ノ通
リ電話指示アリタリ。

左記

『貴官ノ打合事項ハ左記ノ通り實施セ

ラレ度シ』

(一) 警戒實施期限ハ十一月三日ノ豫定ナ

ルモ本府ヨリ警戒解除ノ指示アル迄

ハ續行セラレ度シ。

(二) 流言蜚語取締一般部民ノ指導新聞記

事統制等ニ関スル軍機保護ノ取締標
 準ハ警戒實施期ノ前後ヲ問ハズ支那
 事変ニ對處シツ、アル一般方針ニ準
 據セラレ度シ。
 (三) 道民ニ對スル道知事ノ聲明ハ何分ノ
 指示アル迄實施見合ハサレ度シ。
 今夜知事官舎ニ招カレ先程遞信局岩男
 監理課長ヨリ木浦ヨリ電話アリ安佐ヨ
 リノ郵便物が六日間ニ停滞シ木浦ニ遞
 送セラレズ、現地ニ於テ差押ヘ居ル模
 ナルガ軍部及警務局トノ收定ニ於テモ
 郵便物ヲ警察ニ於テ押ヘルト云フコト
 ハ收定シ居ラズ。至急現地ヨリ送付セシ

メラレ度キ旨抗議アリタリト也ニ對シ
知事ハ正面衝突ヲ避ケル意味ニテ次ノ
如ク回答セラレタリト。

『勿論郵便物ヲ差押ヘル立前ニハナリ
居ラザルニ現地ニ於テ遞信局ト警察
官憲トノ收定ガ順調ニ行ハレズ郵便
物ノ發送ガ幾分遅レルコトハアリ得
ベキコトナレバ含ミ置カレ度シ』

右ニ關シ現地ノ情况判然セザルニ郵便
物^ノ差押フルコトハ機密保持上却ツテ不
利ナルヲ以テ警察官憲ニ於テ檢閲セル
モノハ可及的速カニ陸地ニ發送スル方
針ガヨロシカラントノ結論ヲ得タリ。

十月三十一日

日曜

曇天

午前八時三十分光州發今十時三十分木
浦署長官舎着木浦署長池宮高等主任、
元大尉等ト共ニ解除後ノ措置ニ関シ種
々打合セヲナシ午後一時半第一鵠丸ニ
テ單身安佐ニ向フ途中拿捕船回天丸ニ
會航午後三時安佐着。

十一月一日 月曜 晴天

朝水浦署長ヨリ左ノ如キ來信アリタリ。

記

本日水浦憲兵分駐所長宛大邱憲兵分
隊長ヨリ左ノ通電報アリタル旨午後
十一時(十月三十一日)連絡アリタルニ

休報告ス。

追而本件ニ関シテハ取敢ズ御用船
護衛ノ任ニアル海軍當局ニ對シテ
通報(無電)濟ナル由ニ休中添フ。當署ト
シテ又本件ハ警戒本部ニ通報スルト
共ニ港内一帯ニ亘リ檢索ヲ爲シタル
ニ該船見當ラズ。

鎮海方面ノ情報ニ依レバ水浦附近
 三本煙突ノ船アル由ニテ右ハ英
 國艦ナルコト判明セリ
 右情報ノミニテハ甚ダ漠然トシ處置ノ
 方法ナク取敢ズ脇元憲兵大尉ト聯絡ス
 ルノ必要ヲ認メ午前十時麗興丸ニテ水
 浦ニ向フ途中水浦口ニ於テ慈恩岩恭方
 面ヘ航行シツ、アル南一丸ヲ追ヒ脇元
 憲兵大尉ノ在否ヲ確メタルニ乗船セザ
 ルヲ以テ更ニ安佐ニ向ヒツツアル第一
 鵲丸ヲシキ船ヲ發見シテ追跡午後零時
 三十五分全船ト相前後シテ安佐ニ着
 岸ニ関シ脇元憲兵大尉ト打合セタルニ

水浦警察署長、報告以上ノ詳報ヲ得ラ
 レズ、結局荷衣面薪島沖ノ華陽丸ニ連絡
 スルコトニ決定セリ。
 然ルニ午前十一時、逡信局岩男監理課長
 本部ヲ訪レ、抑留郵便物ニ関シ水野警部
 ト問答中小官到着セルヲ以テ華陽丸連
 絡ノ都合エアリタルヲ監理課長ト次ノ
 如キ意見ノ交換ヲ爲ス。
 岩男氏
 郵便物ノ檢索ハ朝鮮軍トモ協議ノ結
 果專ラ逡信官署ニ於テ檢索スルコト
 、ナリ居ルニ、警察官憲ガ之ヲ檢索柳
 留等ヲナスハ不都合ナリ速ニ郵便物
 ヲ引渡サレタシ。

「官」

遞信官署が主体トナリ郵便物ノ檢索
 ヲ爲スコトハ吾々モ異存ナシ然シ作
 ラ憲兵警察ノ立會援助ヲ拒マル、コ
 トハ甚ダ臍ニ落チズ憲兵及警察ノ援
 助ニ對シテハ遞信局トシテハ寧口喜
 ンデ迄ヲ受入レルト云フコトデナケ
 レバナラヌト思フ然ルニ木浦ニ於ケ
 ル檢索ノ情況ヲ見ルニ憲兵並警察官
 ヲ檢索室ニ一切立入ラセズ而モ檢索
 ノ方法タルヤ、**第一種郵便物**ニ限ラ
 レ居ルノデ吾々トシテハ也ヲ以テ満
 足スルヲ得ズ甚ダ不安ヲ感ズ木浦郵
 便局ニ對シテハ再三緊密ナル連絡方

三

「岩男氏」

申出タルモ聞キ入ル、模様更ニナキ
 ヲ以テ水浦ニ於ケル檢索ニ警察官ヲ
 俟力セシムルコトハ断念セリ。セメテ
 軍駐警察官ノ行動ヲ見聞シタル警戒
 區域内ヨリ發信セラル、郵便物丈ハ
 完全ニ確保スルノ方針ヲ採リタリ。
 區域内ノ人ノ交通ヲ完全ニ遮断シナ
 ガラ通信ニ依ツテ區域外ニ機密が洩
 レルト云フコトデハ我々ノ努力モ終
 テ水泡ニ期スル虞ヤリ已ムナク右ノ
 如キ手段ヲ採ラザルヲ得ズ。
 過日知事ニ御會ヒシタルが知事ハ郵
 便物ヲ抑留セヨトハ命令シ居ラズトノ

コトナリ。畢竟知事ノ方針が第一線＝
 徹底セザル爲メナラズヤ。
 勿論郵便物ヲ抑留スルト云フコトハ
 第一線トシテモ好ンデ爲シツツアル
 モノニ非ラズ、立前トシテハ遞信官吏
 憲兵警察官等ト緊密ナル連絡ノ許ニ
 第一種ノミナラズ、各種ノ郵便物全般
 ニ亘リ嚴密ナル檢索ヲ實施スルコト
 が望マシイ。然ルニ遞信官署ノヤリ方
 ハ排他主義ニテ本浦ニ於ケル檢索方
 法ニ甚ダ不満足ナルヲ以テ已ムナク
 抑留ト云フ強行手段ニ出デザルヲ得
 ナカツタ。

「岩男氏」

尚我々警戒ニ當ル者ノ立場トシテモ
 長期間陸地方面ニ郵便物ヲ發送セザ
 ルコトハ却ツテ種々ノ疑惑ヲ抱カシ
 ムル虞アリ。好マサル處ナルモ行囊ノ
 封印迄モ破ルトコロ迄徹底スルコト
 ハ一考ヲ要スルヲ以テ止ムヲ得ズ、發
 送セザルコト、セリ就而此處ニ幸ヒ
 專問家ニ人ニ居ラル、コトナルヲ以
 テ警察憲兵立會ノ許ニ安佐ニテ郵便
 物ノ檢索ヲシテハ如何。
 「郵便物ノ檢索ハ郵便局ニ非ラザレ
 バ此ヲ實施スルコト能ハズ諸種ノ設
 備、關係ニテ郵便所デハ出來ナイ。

警察ヤ憲兵ガ郵便物ノ檢索ニ立會フ
 コトハ法規上許サレザルコトナリ、憲
 法違反ナリ、遞信局ノ檢索ニ對シ不安
 ヲ惹ズル趣キナルガ木浦ニハ相當數
 ノ專門家ヲ配置實施中ニシテ且木浦
 ニ於テハ第一種ノミナラズ、各種共檢
 索シ居リ左様ナ心配ハ無用ナリ。郵便
 物ノ抑留ハ知事ノ方針デモナイトス
 レバ、直ニ引渡サレタイ、此ノ船ニ積ミ
 持参スル萬一遞信局ノ檢索ガ粗漏ニ
 シテ機密ガ漏洩スルガ如キコトアレ
 バ、自分ハ責任ヲ負ヒ職ヲ辭メテモ宜
 シイ、警察官ノ郵便物檢索ハ違法ナル

警察部長

ヲ以テ此ノ事件終了後断然告發スル。
 萬一間違ツタ場合ニ職ヲ賭スルト云
 フ、左様ナ感ヘ方デ吾々ハ仕事ヲシテ
 居ラヌ。萬一ノコトガアツタラ職ヲ賭
 スルドコロカ腹ヲ切ツテモ御詫ノ出
 來ナイ事ダ。況ヤ郵便法ニ依リ告發セ
 ラル、等ハ覺悟ノ前ノコト。勝手ニセ
 ラレ度イ。我々トシテハ断ジテ郵便物
 ハ引渡スコトハ出來ヌ。
 郵便物ノ抑留ハ最初ヨリノ豫定ニ非
 ラザルモ現ニ抑留シ居ルコトハ知事
 モ警察局モ兼知ノ筈ナルガ郵便物ヲ
 渡セトノ何等ノ指示モナシ御要求ニ

應ジ難シ。

ト遂ニ両者ノ意見ノ一致ヲ見ズシテ
 打切リタリ。
 監理課長ハ現地ト知事トノ意見ガ一
 致シ居ラザルガ如ク解シ居ルモ實ハ
 十月三十日郵便物ノ取扱問題ニ就テ
 ハ知事トモ充分協議シ遂ゲタルコト
 、テ些ン間隙モナキモノナルガ只出
 來得レバ遞信當局ト道ノ最高責任者
 トノ正面衝突ハナルベノ避ケ度キ爲メ
 知事モ同一意見ナリト迄ハ明言セザ
 リシ次第ナリ。
 午後四時脇元大尉、藤本治巡查等ト共

二南慶丸＝乗船八口浦ヲ經テ荷衣面
 薪島＝向テ途中玉島附近ニ於テ御
 用船六隻ノ碇泊セルヲ發見或ハ英國
 船＝関スル情報ヲ得華陽丸其ノ他が
 八口浦内ニ隠レ居ルモノト思料シ最
 モ手近ニ在ル御用船神瑞丸＝横付セ
 シメ憲兵及警察官ナル旨ヲ告ゲ責任
 者＝面會ヲ求メ輸送指揮官檜垣砲兵
 少佐石田部隊井手部隊長（砲兵大佐）並
 船長＝面會華陽丸ノ所在ヲ問ヒタル
 ニ依然トシテ薪島沖ニ碇泊中ナルコ
 ト判明小官ヨリ警備状況並英國船問
 題等語リタル處警備ノコト及英國船

ノコトモ全ク初耳ナリトノコトナリ。
 其ノ時ノ談ニ依レバ全船ガ前日七發
 燈台ニ差懸リタル際萬國信號ヲ以テ
 長竹水道ノ航行ヲ禁止ス。孟骨水道
 ヲ航行セヨトノ信號ヲ受ケソ
 レハ誰ノ命令ナリヤト問ヒタルニ
 其ノ筋ノ命令ナリト更ニ其ノ筋
 トハ何處カト問ヒ返スニ先ニ行
 ケバ俞ルトノコトニテ孟骨水道ヲ
 航行シ其ノ日ハ珍島沖ニ於テ假泊セ
 リト洩ラサレタルヲ以テ小官ヨリ御
 迷惑ヲ掛ケ相濟マズト陳謝シ信號ハ
 中止スベキヤト申出タルニ警備ノ必

要上爲シツ、アルコトナレバ何等差
 支ナシト答フ。更ニ全船團ハカノエ
 第ニ船團ト稱シ今朝八口浦ニ入り明
 二日正午頃迄出發ノ豫定ナリト洩ラ
 サレタリ。
 尚令部隊ハ其レ迄北支津浦線ニ於テ
 為躍セル部隊ナル由ナリ。井手部隊長
 檜垣少佐ニソレデハ御機嫌良ウト候
 抄ヲ残シ同船ヲ辞去セルニ井手部隊
 長以下甲板ニ立テ我が船ノ遠ザカル
 迄見送ラレタリ。
 薄暮薪島附近ニ差懸ルヤ牛耳群島附
 近及薪島沖ニ多数御用船軍艦ノ碇泊

シ居リ數ハ判然セザルモ少ナクトモ
 四十隻以上ト思ハレ壯觀ヲ極ム。軍艦
 ハ全部完全ナル燈火管制ヲ爲シ居リ、
 御用艦ハ多クノ燈火ヲ點ジ不夜城
 觀アリ。午後七時華陽丸ニ志賀中佐ヲ
 訪レタルニ在ラズ隣接ノ御用艦ニ居
 ラレタルヲ以テ英國艦ノコトラ語り
 タルニ同氏モ初耳ニテ其ノ關係ハ山
 本海軍少佐ニ話シテ貰イ度イトテ便
 者ヲ送リタルニ多忙ノ爲メ來レヌト
 ノ返事更ニ中佐ハ一寸面白キ事がア
 ルカラ石重大問題が起キタカラ直グ
 オ出デ下サイト訂正使者ヲ送りタル

= 山本少佐來リタルニヨリ早速英國
 艦ノコトヲ持出シ本件ハ海軍側ニモ
 連絡濟ノ由ナルガ連絡アリタルヤト
 問フニ否自分モ始メテ耳ニスルコト
 ナルガ如斯漠然タル情報ニテハ手ノ
 下シ様モナク自分ハ急ニ明日出發ス
 ル關係上大多忙ヲ極メツ、アルヲ以
 テ軍艦ノ内由良カ河内又ハシヤトル
 ノ何レニカ連絡セラレタシトコト
 = テ同艦ヲ辞去シ軍艦由良ヲ訪レ來
 組員ニ責任者ニ面會方申出デタルニ
 艦長司令官及參謀モ居ラル、ガ誰レ
 = 會ハレルヤトコトニテ參謀。

少佐ニ面會ヲ求メ英國艦ノ事ニテ鎮
 海ヨリ連絡ノ有無ヲ問フニ無シトノ
 返答ナリ。天候ノ關係ニテ無電ノ調
 子惡シク或ハ受信シ得ガリシモノナ
 ラム自分等コレ迄上海ニ在リシガ事
 毎ニ英國が邪魔立テヲ爲シ實際瀕ニ
 觸リ居ルが奴等ナレバソレ位ノコト
 又ヤリ兼ネナイデアロウ又上海附近
 デハ毎日ノ様ニ敵ノ飛行機ヨリ爆彈
 ノ見舞ヲ受ケタリ等語り居ル中ニ折
 柄入浴中ナリシ主任參謀山内中佐浴
 衣ガケノ儘入室セラレ小官ノ説明ヲ
 聞クヤ如斯漠然タル情報ニテハ警察

中 = 飛行機ヲ飛バシテ、ハ明日午前
 常 = 遠ク船團トハ無關係ノ地點 = 在
 レバ其ノ儘放任シ置キ若シ此ノ近ク
 ラ彷徨シ居レバ軍艦 = テ拿捕ノ上警
 察 = 引渡ス而シ我々ハ他 = 本務ヲ有
 スル關係上此ノ事ノミニ深入リスル
 譯 = ハ参ヲヌノデ遠方 = 居ル場合 =
 ハ警察側 = 於テ適當措置セラレ度、英
 國船 = 對シ警察側 = 於テ手配ノ要否
 ハ明日午前中軍艦由良ヨリ木浦無
 電局ヲ通ジ木浦署 = 連絡ヲ採ルコト
 = 協定ス。

尚今中佐ハ「吾々ガ此處ニ碇泊セルコ
 トヲ彼等(英國船)ニ知ラル、コトソレ
 自倭ハ大シク事デハナイガ、跡ヲ体ケ
 テ変ラレテハ大變困ルノデ、追跡サセ
 又様シツカリ警備ヲ頼ム後仕未ハ中
 央政府ガヤツテ呉レルカラ心配ナイ
 デスヨト語ラレタリ。問題ノ英國船
 ナルモノハ軍艦カ商船カ不明ナルモ
 追跡スルガ如キ事アラバ、牛耳島附近
 ニ在ル無等山ヲ始メ能フ限りノ警
 備船ヲ出動セシメ横隊ヲ作り決死ノ
 覺悟ヲ以テ英國船ニ打當ル決意ヲ爲
 ス。英國船ニ關スル水浦署長ノ報告

書警備船ノ配置圖等ヲ企中佐ニ手交
 午後九時軍艦由良ヲ辞去シ途中安佐
 ニ寄り水野警部ヲ便乗セシメ水浦港
 内ニテ船中ニ宿泊ス。

十一月二日

火曜

晴 後曇天

午前六時半起床南慶丸ノ上甲板ニテ
 才体操ヲ済マセ、七時半上陸水浦署
 長官舎ニ入り軍艦由良ヨリノ情報ヲ待
 子タルモ午前中遂ニ來ラズ
 午後水浦出谷憲兵分駐所長來訪英國船
 問題ニ関シ情報ヲ齎ラス

(一)

英國船ノ状況

(本件状況ハ水浦憲兵分駐所ヨリ十一月二日
 午後零時三十分軍艦由良來込山内參謀宛報告)

(1)

十月三十一日午前十時三十分頃近

海郵船ノ磐手丸ガ東經百二十三度ニ
 十分北緯三十二度五十四分ノ地處ニ
 於テ大連、臺灣間航路北行中ノ一萬噸

電報送達紙

一五。 リム六。ゲンカンユラタクソウ、モクホムセン、三〇、七、二	モツボケイサツシヨ 殿	イゼ ウナシ	受 信 七 一 八
-------------------------------------	-------------	--------	--------------



級、英國巡洋艦三本煙突ヲ目撃シ。
 (2) 磐手丸ハ右状況ヲ十月三十一日午後
 零時十分水浦無線電局ニ通知シ。
 (3) 水浦無線電ハ更ニ五ヲ全時ニ十分鎮海
 要港部釜山戦闘司令部及第二十師團
 ニ聯絡シタルモノナリ
 夜左記電報ヲ軍艦由良ヨリ受報ス。

尚水浦憲兵分駐所長ヨリ左ノ連結アリ。

(一) 丁船團四十隻ハ十一月二日午前八時

拔錨出發ス。

(二) カノエ六隻ハ今日正午出發ノ豫定。

志賀中佐ハ補給船十三隻ト共ニ新島

沖ニ於テ後命ヲ待チツツアリ。

(註)

「丁船團トハ牛耳群島附近ニ碇泊位
置セル船團ナリ。」

英國船問題ノ真相判明セルヲ以テ水浦
滞在ノ必要ナキニ至レルヲ以テ水野警
部ハ安佐ニ白ヒ警察部長ハ光州ニ向フ
午後十時光州着。

今日朝岩男監理課長、知事官舎ヲ訪問郵
 便物抑留問題ニ關シ抗議ヲ申出デタル
 處知事ヨリ「君ノ方ガ緊密ナル連絡ヲト
 ラ又爲如斯事態ヲ惹起シタルモノニシ
 テ當方トシテハ當初ヨリ抑留スル意思
 ハ毛頭十カリシモ君等ノ措置悪キタメ
 遂ヒ抑留セザルヲ得ナカツタト述べラ
 レ岩男課長也ニ對シ事此處ニ至ツテハ郵
 便物ヲ檢索シタル警察官ヲ告訴スルノ
 他ナシト酬ヒ勝手ニヤルガ良イト知事
 ハ答ラレ「自分ハ監理課長ノ職務ヲ全
 スルコトヲ得ズ辭職ノ外ナシト決ラシ
 引揚ゲタリトノコトナリ。

思フニ憲法ニ依リ保障セラレタル信書
 ノ秘密ハ警察官ハ勿論遞信官吏ト雖モ
 エヲ犯シ得ルモノニ非ラズ警察官ノ檢
 索ガ憲法違反ナリトセバ遞信官吏ノソ
 レモ亦同様憲法違反ナリ若シ遞信局側
 ガ告發等ノ舉ニ出ヅルナラバ當方トシ
 テモ斷乎エニ應ズベク木浦光州、西署長
 ニ對シ檢索ニ從事シタル遞信官吏ノ氏
 名ヲ調査方下命シ萬一ニ備ヘタリ。

十月三日

水曜

雨後曇天

明治節ノ儀式ニ参列。式終ツテ知事ニ經
過説明ヲ爲ス。
午前十一時十八分北村事務官ヨリ左ノ
如キ電話アリ夕リ。

記

(一)

解除期間ヲ延長シ本月上旬一杯位ト
ナシタキ軍ノ意嚮ナリ。船團ノ行動ハ
豫定ノ通りナルニ船團が完全ニ其ノ
目的ヲ達スルニ至ル迄

(註)

敵前上陸完成迄ノ意機密ヲ確保

シ且カムフラージュ

必要アリ。

(二)

解除手續完了セバ無事終了ノ旨本府

ニ報告ヲ爲スコト。
午後左ノ通木浦警察署長宛暗號電報ヲ
打電セリ

電文

憲兵ト連絡シ(1)現ニ殘留セルハ志賀
關係ノ一三ノミヲ他ハ全部居ラヌカ
(2)一三隻ノ兵員數幾位カ又何時頃迄
居ルカラ確カメ返電セヨ(3)十日頃迄
延期ノ豫定ナル旨本部ニ傳ヘヨ

十一月四日

木曜

曇後雨天

午前八時四十六分木浦警察署長ヨリ左
如キ電報アリ夕リ。

記

昨日(三日)午後五時新島沖ニテ火連發
支那船(船籍天津一三七八噸乘組二四
ノ内船長機関長運転士ハ日本人)ハ螢
石一五〇〇噸ヲ積ミ大阪ニ向フヲ飛
禽水道沖ニ停船セシメ本日不勢起島
附近ニ回航ノ豫定ナルヲ軍トシテハ
釋放支障ナシト指令セラレ居タルニ
一應抑留セルガ螢石ヲ積ミ居リ如何
ニ措置スベキヤ経同アリ御指揮ヲ乞

ヲ監視ハ武装警察官六名ヲ充テ居レ

リ。

直ニ左ノ通本麻ニ經伺セリ。

記

三日午後五時飛禽水道沖ニ於テ大連

發火阪行支那船(一、三七八噸船籍天津

船長以下日本人數名アリ螢石一五〇

噸積載)ヲ拿捕セリ期間中抑留スベ

キモノト思料スルモノ一應經伺ス。

右伺ニ對シ北村事務官ヨリ左ノ如ク指

示アリタリ。

(一)拿捕支那船ノ處置ニ関スル件回答

支那船が先ニ出發セル船團ト出會シ

五二

其ノ状況ヲ無電ニテ支那側ニ通報シ
 タル形跡ナキヤ否ヤヲ調査シタル上
 其ノ形跡ナク將來共通報ノ虞ナケレ
 バ釋放シ差支ナシ。
 (船長及乗組員ノ一部日本人ナル
 係及螢石ハ軍需工業原料品ナル関
 係ニアリ敵國ニ通報ノ虞ナケレバ
 釋放スルニ可ナリ)
 尚釋放ノ上ハ警戒線ノ外側ヲ航行セ
 シメラレ度右ハ軍部ト又打合ノ上ノ
 回答ナリ。
 (二) 警戒解除期日ハ追テ明示スベキモ
 東京ノ意嚮トシテハ警戒スベキ軍用

- (三) 道トシテ一般ヘノ發表ハ如何ナル程
度ニ於テ爲スカハ本日日本事件関係ノ
打合會議開催ノ豫定ニ就キ決定次第
本日中ニ具體的ニ指示ス。
- (四) 補償費ノ問題ハ差當リ已ムヲ得ザル
程度ノモノニ止メラレ度シ更ニ具體
的ニハ財務局トモ打合セノ上解除前
指示ノ見込ナリ。
- (五) 差當リ必要ナル資金(補償費トシテ)壹
萬圓ハ送付ス。

直ニ水浦警察署長ヲ呼出シ左ノ如ク
暗號ヲ以テ電話指示セリ(午後三時)

() 内ハ暗號トス

其ノ船が(船團)ト出會シ其ノ情況ヲ
無電ニテ(敵國)即チ(支那)ニ通報セル
形跡ナキヤ否ヤヲ嚴重調査シソノ
形跡無ク且將來共通報ノ虞ナケレ
バ(警戒線)ノ外側ヲ通シ即チ孟買水
道ヲ通シ釋放シ差支ナシ
午後三時十三分木浦警察署長ヨリ左
ノ電報アリタリ。(暗號)
本日中御用船全部出航山東「タア」ク

(註)太沽?太沽ナラバ山東省ニ非ラズ

河北省ナリ)ニ向フ豫定ナリト尚

現地調査憲兵未ダ歸來セズ故來次

第報告ス

更ニ午後三時三十八分木浦警察署長

ヨリ左ノ通り電報アリタリ(暗號)

在留セルハ志賀關係ノ一ニ隻兵員

三〇ナル筈ニテ本日午前零時頃華

陽丸他ニ隻出發セシ筈ナルニ確ム

ル爲憲兵ヲ現地ニ只今派遣ス尚丸

還ノ船ニ隻ニ現地ヨリ歸還セズ確

實ニ判明次第報告ス

更ニ午後五時木浦署長ヨリ暗號ヲ以

テ左ノ通電報アリタリ
 隊長 今歸木 本日午前五時迄ニ船
 團ノ大部分出航残り三隻ハ正午迄
 ニ出航志賀中佐ハ午後五時迄ニ出
 航門司ニ向フ豫定ナルモ水補給ノ
 関係ニテ明朝ニナルヤモ知レザル
 由ニ休報告ス
 其ノ後十一月四日午後五時三十分水
 浦署長ヨリ左ノ暗號電報アリタルヲ
 以テ
 本日本午前零時御用船全部出航ス
 高等課長及高等課石田警部補ヲ官舎
 ニ招致シ左ノ如ク本麻ニ電報セリ。

四日午後六時四十分發

全羅南道警察部長

京城府倭城台町官舎

三橋警務局長宛

一(十月二日ノ情况)丁船團四〇隻午前

八時出發セリ。「力ノ工」船團六隻ハ正

午ニ軍艦由良ハ全夜出發セシ模様

志賀中佐ハ補給船十三隻ト共ニ薪

島沖ニ於テ待期中

二(四日ノ情况)

午前五時迄ニ船團ノ大部分出發シ三

隻ハ正午迄ニ出發セシ模様殿リノ志

賀中佐塔乗船ハ午後五時門司ニ向フ

豫定ナルモ水補給ノ関係ニテ五日朝
 ニナルヤモ知レズ^四
 今日夕刻ノ七時頃在京城山田逓信局長
 ヨリ知事官舎ニ電話ニテ郵便物抑留問
 題ニ関シ抗議アリ、逓信局長曰ク^四警察
 が郵便物ヲ抑留スル権限アリヤ^四知事ハ
^四警察ニハ勿論其ノ権限ナシ吾々ノ行
 ツテ居ルコトハ國家存亡ノ重大時期ニ
 際シテ或ル重要ナル軍ノ機密ヲ確保セ
 ヨトノ命ニ依リ法律ノ規定トカ権限ト
 カヲ超越シテ軍ノ機密ノ確保ニ必要ナ
 ル措置ヲ採リツ、アリ。権限等ト云フ事
 ハ問題ニ爲シ居ラズ^四ト答ヘラレ、合局

長ヨリ至急郵便物ヲ陸地ニ送付セラレ
度申出ニ對シ斷乎之ヲ一蹴セラレタリ。

十一月五日

金曜

雨後曇天

北村事務官ヨリ左ノ如キ電報アリタル
ヲ以テ稻田水浦署長ヲ經テ海上本部ノ
水野警部ニ移牒ス。

十一月四日午後十時三十分(暗號電報)

安佐ニ於ケル通信物檢索ニ関シテハ一
昨日小官ヨリ貴道高等課長宛上部ノ意
嚮示達シ置キタルトコ本日逓信局長
ヨリ警務局長ニ對シ(安佐水浦間ノ郵便
物ハ既ニ十日間以上又回送サレズ斯ク
テハ逓信官署ノ信用ニ又関スル事故
至急緩和サレ度キ旨申出アリ警務局長
トシテハ(通信檢索ノ徹底ヲ期スル爲メ

、非常手段ナリトシテ、一蹴シ置ケ
 ルニ固ヨリ郵便物ノ抑留ハ檢索ノ一手
 取ニ外ナラズ十日間以上ニ抑留スルガ
 如キハ穩當ナラズト思料セラル、ニ付
 檢索済ミ郵便物ハ即急回送措置ツ講ズ
 ル様御配慮アリタシ依命シ
 當時本府伊藤警務課長ハ北村事務官ト
 交代來道セラル、豫定ナリシヲ以テ愈
 解除時期ニ迫リ解除方法等打合せノ必
 要アリ來道方電話ニテ要請セラルニ三橋
 警務局長ト相談ノ上何分ノ回答スル肯
 答ヘラレ暫クシテ課長ハ行ケナシカラ
 警察部長上城セヨトノ電話アリ、
 上

城スルコト、ス。
 今日防空監視隊慰問迄視察ノ夕ノ鎮海
 要塞司令官石原少將來道セラレ松汀置
 迄出迎フ。
 其後解除後ノ指置補償費等ノ豫算関係
 二関シ知事ト種々協議シ道トシテノ意
 見ヲ取纏ム。
 今夜午後九時頃突然片山警務課長水野
 警部現地ヨリ歸來出發前ノ三十四五分
 ヲ割キ現地ノ情况ヲ聴取午後九時三十
 八分ノ列車ニテ京城ニ向フ。

十一月六日

土曜

曇天

午前七時十二分京城驛着備前屋＝入リ
 直テ＝北村事務官＝連絡、登廳前旅館＝
 於テ全事務官ト種々打合セ午前九時半
 警務局へ出頭、伊藤警務課長＝概畧ノ説
 明ヲ爲シ次イデ警務局長室＝入リ三橋
 警務局長、伊藤警務課長、下村保安課長、古
 川圖書課長、北村事務官、磯崎保安課事務
 官等＝對シ是迄ノ経過ヲ詳細＝互リ説
 明ス。特＝郵便物ノ檢索、抑留＝閑スル
 現地ノ狀況ヲ詳述シ此度ノ紛争ノ原因
 ハ金ク遞信局側＝アリ、如斯事ハ現地＝
 委セ置ケバ警察、郵便局所適當協調シ用

滑ニ行ハルベキヲ、遞信局ノ上部が徒ニ
 法律論ヲ振リ翳シ兩者ノ踈隔ヲ招來セ
 シメタルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘズ。本件ニ関
 スル當面ノ解決ノミサラズ、將來ニ於テ
 之犯罪捜査等必要アル場合ニハ郵便物
 ノ檢索ニ警察官ガ干與シ得ルガ如キ根
 本的解決ヲ希望セリ。
 右ニ関シ警務局ニ於テ全幅的ニ道ノ立
 場ヲ支持セラレタルハ寔ニ感謝ニ堪ヘ
 ズ。右經過説明中朝鮮軍ヨリ電話ニテ五
 日午後五時三十分參謀本部ヨリ解除命
 令アリタル旨警務局ヘ連絡アリタルヲ
 以テ直ニ水浦警察署長宛左ノ如ク電

報ヲ發セリ。(暗號至急親展扱)

!! 六日午後零時五十分發 !!

「安佐ニ抑留セル郵便物ハ未檢索ノ儘
全部水浦ヘ送ル様海上本部ニ示達
リタシ」

尚解除後ノ措置ニ就キニ橋警務局長ヨ
リ左ノ通り指示アリタリ。

警戒解除後ニ於ケル措置方針左記ノ通
リ決定シタルニ休ムガ實施上遺憾ナキ
ヲ期セラレ度

記

(一) 抑留船舶等ニ對スル損失補償ハ原則ト
シテ此ヲ爲サズ。一部借上げ等ノ形式ニ

依リ餘リ苛酷ニ涉ラザル限度ニ於テ代
價ヲ支給スルコト尚之ガ支給ノ時期ハ
原則トシテ豫算決定後トスルコト。

(註) 局長室ニ於テ打合セノ結果正式
ノ損害補償ハ原則トシテ之ヲ爲サズ。
見舞金・涙金程度ノモノヲ支給スルコ
ト支給ノ時期ハ解除ト同時ニ之ヲ爲
スコトニ變更。

解除ト共ニ抑留船舶・竝人等ヲ全部解
散セシメ豫算決定後正式手續ニ依リ
支給スルトセバ非常ナル日數ト手數
ヲ要シ而シテ後日ニ至リテハ損害ノ有
無ヲ現認スル能ハズ。支拂不可能ニシ

(二)

テ且ツ後日補償ヲ申出セシムルトキ
 ハ莫火ナル金額トナル虞レアリ。解除
 ト今時ニ支給スルトセバ解放サレタ
 ル喜びニ依リ精神的ニモ好意ヲ興ヘ
 又僅少額ナリトモ有効ニ使用出來ル
 ト云フ關係ニテ支給ヲ解除ト今時ニ
 ナスコトニ決定ヲ見タルモノナリ。
 抑留者ニ對シテハ今回、警察措置ヲ
 充分理解セシムル様成可口頭ヲ以テ
 説得スルト共ニ爾後ノ言動ハ因ヨリ
 通信等ニ依リ今回ノ軍事機密ヲ絶對
 ニ漏洩セザルコトヲ誓約セシメ請書
 ヲ徴シタル上送還スルコト尚封鎖地

域内一般居住者ニ對シテ又右ニ準シ
 可然措置スルコト又應援警察官ニ對
 シテハ歸任ニ際シ機密嚴守ヲ戒飾シ
 置クコト
 (註) 島内ノ一般居住者ヨリ請書ヲ徴
 スルコトハ人数相當數ニ上リ不可
 能ナルヲ以テ口頭ヲ以テ充分戒飾
 スル方針トセリ。
 (三) 道民ニ對スル道知事ノ聲明書ハ朝鮮
 軍司令官ニ於テ適當ノ處置アル筈ニ
 付其ノ必要ナシ。
 (四) 通信檢索ハ當分ノ間遞信局ノ責任ニ
 於テ實施シ必要ニ應ニ警察憲兵トス

連絡ヲ保持スルコトニ通信局ト別途
協定ノ第ニ付一應事件前ノ状態ニ復
散スルコト。

(註) 警察が表面ニ立子テノ檢索ハ解

除ト共ハ廢止スルモ通信局自体ニ

於テ角ス檢索ハ續行スルコト。

(五) 本浦其ノ他沿岸地帯ニ於ケル流言蜚

語ノ取締ニ就テハ特別警戒續行ノ必

要ナキニ當今ノ間査察ノ重點ヲ明確

ニシ取締ノ徹底ヲ期スルコト。

(六) 移動警察ハ特ニ支障ナキ限り解除ス

ルコト。

(七) 新聞記事ノ統制ニ付テハ今回ノ軍事

行動ハ勿論之ニ関連スル警察、憲兵ノ
 行動等ニ就テモ一切掲載セシメズ且
 事前ニ警告等發スルコトナク其ノ都
 度檢閲ノ適時勵行ニ依リ目的ヲ達成
 スル方針ナルニ付之が取締ノ爲全ヲ
 期スルコト。

(註) 警察官ノ行動ソレ自体ハ差支ナ
 ギモソレニ依リ軍ノ行動ヲ推知
 セシムルが如キ記事ハ差止ム。
 本件ニ就テハ警務局長官舎ニ於テ局
 長各課長參集セラレ事前ニ警告ヲ發
 スルカ或ハ掲載後差押フルヤノ莫ニ
 休キ種々收議セルが事後ニ於テ新聞

紙ヲ差押ルコトハ完全ニ行ハレザル
 ヲ以テ事前ニ警告ヲ發スルコトニ決
 定セリ。而シテ右警告ハ水浦警察署管
 内ニ於テ行ハレタル特別警戒ニ関ス
 ル事項トスルヤ又ハ更ニ漠然タル云
 ヒ表ハシ方トナスヤニ就キ種々論議
 セラレタルモ期間ヲ明記セズ過般全
 羅南道管下ニ於テ實施セル警察ノ特
 別警戒ニ関スル事項茲此レニ關連ス
 ル記事ハ一切新聞紙ニ掲載セザル様
 管下各社ノ責任者ニ警告スルコトニ
 決定セリ。

尚特別警戒豫算編成ノ必要上警務局

ノ甲元屬ノ來道ヲ乞ヒ實際ノ情況ヲ
 視察ノ必要アリ十一月七日夜京城發
 八日午前ニ水浦着ノコトニ決定セル
 ヲ以テ其ノ旨水浦警察署長ニ連絡ス
 午後一時三十分朝鮮軍司令部ニ小松
 參謀ヲ訪レ概況ヲ説明シ左ノ通り打
 合セヲ遂ケタリ
 (一) 今度ノ警戒ニハ相當無理ヲ爲シ居ル
 ヲ以テ區域内島民ニ多大ノ苦痛ヲ與
 ヘタルモ右警戒ハ軍ノ依頼ニ應ジ軍
 ニ代ツテ實施セルモノナルヲ以テ已
 ムヲ得ザルコトナリ然ルニ警戒解除
 セラレルレバ全羅南道ノ道民ト全南ノ

警察ト云フ関係ニナルニ付此度ノ警
 戒ハ警察ノ必要ニ依リ爲シタルモノ
 ニ非ラズ。全ク軍ノ爲ニ軍ニ代リテ爲
 シタルモノナル事ヲハツキリサス
 メ小松參謀等現地ニ來ラレ島民等ニ
 説明願ヒ度キ希望ヲ申出タル處小松
 參謀ハ自分等が出張スルコトハ一般
 ノ耳目ヲ引キ易キヲ以テ小磯軍司令
 官ヨリ關係郡守面長等ニ挨拶狀ヲ送
 付スベシトノ事ニテ賛意ヲ表シ名宛
 人ノ氏名等ハ當方ヨリ小松參謀ニ連
 絡スルコトニ協定セリ。

二) 警戒解除後ニ於テ如何ナル目的ノ許
 ニ如何ナル程度ニ於テ機密保持ヲ爲
 スベキヤノ點ニ就キ質問シタルニ之
 ハ永久絶對秘トシテ取扱ハレ度シ
 何トナレバハ口浦陳述ニ於テ杭州灣
 上陸部隊が集結セルコトが一般ニ知
 ラル、ニ於テハ多島海が各國ノスパ
 イノ注目ノ的トナリ、今事変中或ハ將
 來(我々ノ生存中)に將來我々ノ子孫ノ
 時代ニカ合様ノ作戰ヲ爲ス場合ニ於
 テ機密保持困難トナリガ、ル重要地
 點が將來再び使用シ得ザル虞アルヲ
 以テナリト答ヘラレタリ。

(三)

解除後ニ於テ人權蹂躪損害賠償等相當ノ紛争免レザルモノト思フが此ノ點豫メ御含ミ願ヒ度シト申出タルニ左様ナ事件發生ノ場合ハ全部憲兵ニ事件ヲ引繼ガレ度シト。

(四)

此度ノ交通遮断ハ法ノ根據アリテ爲サレタルモノナルヤ否法ノ根據等ハ全然ナシ。軍ノ作戰行動上必要ナル處置ヲ採リタル迄ノコトナリ。

(五)

通信檢索ニ関シ、遞信局ト警務局間ニ紛争起リ始ルが軍ニ於テ又側面ヨリ此ガ解決ニ援助セラレ度イト述べ終ツテ久納參謀長ニ挨拶ヲ爲シ軍司令

部ヲ辞去シ

午後四時警務局長官舎ニ赴キ警務局長
及三課長ニ對シ小松參謀トノ會見ノ類
未ヨ報告ス。伊藤警務課長ヨリ現金壹萬
圓ヲ受領。領收證ヲ作成手交ス。
午後十一時十分京城發列車ニテ光州ニ
向フ。

十一月七日

日曜

晴後曇天

午前八時十五分松汀置着午前十時三十分
 分光州神社ニ於ケル太原陷落戦捷報告
 参ニ参列。終了後知事ニ京城ニ於ケル
 打合セ情况ヲ説明シ解除ノ具体的方針
 ヲ決定シ午後一時水浦ニ向ケ出發。全三
 時水浦着。全四時半第一鵲丸ニテ安佐海
 上本部ニ向フ。暗艦トシテ風波高シ。全七
 時半安佐着留守中ノ現地ノ情况ヲ水野
 警部其他本部員ヨリ聴取。左ノ如キ解除
 ノ案ヲ樹立シタリ。

十一月八日 月曜 曇天

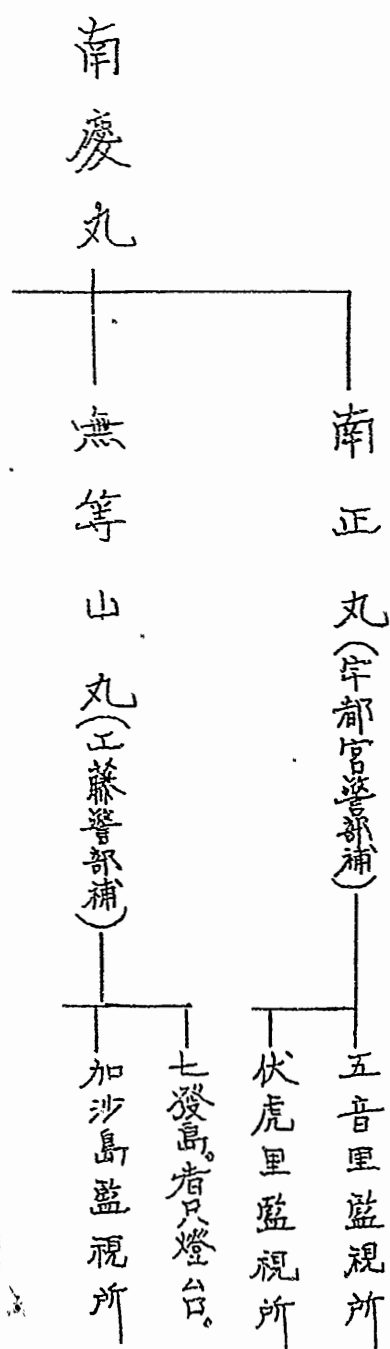
午前十時頃警務局長宛にノ電報ヲ發セ

リ。 十日午後解散式ヲ舉行ノ豫定

別紙解除指令ヲ各警戒船迄警備員ニ傳達ノ使命ヲ與ヘ午後五時左ノ警戒船ヲ出航セシム。

左記

解除通告及整理員派遣表



朝洋丸
(永里警部
萩原部長)

永安丸

南信丸

(安佐引揚俊)

押海智島桂子別働隊

(稲田木浦署長
左岡部長)

玉島丸

幸運丸

慈恩監視所

第三鶴丸

唐沙監視所

第三鵲丸

岩恭監視所

第十五號
新正丸

安光丸

江慶丸

鳥島丸

下鳥島燈台

(赤間警部補
立山部長)

牛耳島監視所

熊谷監視所

支 分 局 支 分 局

南大丸

飛禽監視所

(片山警察隊長
長島警察部)

中西巡查(往來)

旧釜里監視所

午後四時四十五分脇元憲兵大尉ト共ニ
安佐面事務所々在地邑洞里ニ向ヒ普通
學校ニ於テ普通學校長、全職員、郵便所長、
面吏員、金融組合職員、公送(面長及金融組合理事ハ
出張不在)ヲ集合セシメ左ノ如キ挨拶ヲ爲
シタリ。

左記

長イ間非常ナ不便ト苦痛ヲ與ヘタコ
 トハ寔ニ申譯無イ然シモハ警察上ノ
 必要カラデハナク軍ノ必要ニヨリ軍
 ハ依頼ニ依ツテ爲シタルコトデアル
 御蔭デ皇軍ニ無事目的地ニ到着シ燦
 々タル武勲ヲ擧ゲツ、アル様デア
 諸君ノ今日迄ニ掃ハレシ犠牲ハ完全
 ニ酬ラレツ、ア、寔ニ御同慶ニ堪エ
 難イ。本日限り交通速断ヲ解クが今迄ノ
 憂鬱ナ空氣ヲ一掃シテ皇軍大捷ノ祝
 賀會ナリ。灯提行列或ハ旗行列等ヲ盛
 大ニ行ヒ大イニ祝ツテ頂キ度イ。尚本
 件ハ永久ニ秘密ナルヲ以テオ亘ニ口

出スコトモ亦文書ヲ以テ陸地ノ人
 通信スルコトモ嚴禁スル若シ違及
 スレバ軍機保護法ニ依リ嚴重ナル處
 罰ヲ受クルヲ以テ特ニ御注意ヲ願ヒ
 度イ。尚此ノ趣旨ハ西民一般ニ周知サ
 セ不測ノ禍ヲ受ケナイ様徹底サセテ
 頂キ度イト速ベ脇元憲兵大尉ヨリ軍
 機保護法ノ抜梓セルモノヲ説明シ各
 自ニ配布セリ。
 歸途郵便所長宅ヲ訪レ期間中多大
 迷惑ヲ懸ケタル江口所長及遞信局
 山分掌局書記所下斐人氏ニ對シ鄭重
 ニ挨拶ヲナシタリ。

全
 夜所下書記ヲ安佐駐在所ニ招キ本
 部員ト共ニ祝杯ヲ舉ゲ且ツ其ノ勞ヲ
 犒ス。

三九

十一月九日 火曜 晴天

午後零時四十分南一丸ニ左記電報(暗號
至急親展)ヲ打電セシム

記

警務局長宛

本日全部解除セリ何等事故ナシ解散式
ハ十日午後安佐ニ於テ舉行ス。

尚警察部吉利高等課長宛

本日全部解散セリ今日ノ特別警戒ハ將
來永久ニ極秘ニシテ軍ノ行動ハ勿論警
察ニ関スル事項ト雖モ軍機保護法ノ適
用アル旨管下ニ示達アリタシ

午後二時頃高等課長ヨリ左ノ通電報アリ。

左記

別紙^コ警務局長ヨリノ訓示ニ對シテハ
謝電ヲ發送スベキ筋合ノモノト思
料セラル、カ部長殿ヨリ直接打電
セラル、ヤ小官ニ於テ起案打電ス
ベキヤ發電スベキ日時併セ御指示
相仰ギ度經伺、

追而本訓示ハ特別警戒解除通牒ト
同時ニ管下ヘ下達可然哉

（別紙）省署

右経伺ニ對シ午後六時安佐ニ於テ幸
運丸ニ托シ左ノ通返電セリ。

記

局長訓示ノ下達ハ貴見ノ通謝電ハ
知事ト又相談シ貴官ニ於テ可然取
計ハレ度各署長ニ對シ應援職員ノ
復命ハ其ノ自發的復命ノ程度ニ止
メ詳細ニ直リ追及セザル様示達セ
ラレ度。尚（ ）内ハ暗號ニテ大阪商
船ニ對シ今後長竹水道ノ航行差支
トキ旨知事力ニテ通知セラレ度。
午後九時頃警戒船全部安佐ニ歸ル。

夜安 佐面長 金融組合 理事部 便所 長公
 醫等 ヲ 安佐 隆在所ニ 招致シ 其ノ 勞ヲ
 稿フ。

十一月十日

水曜 晴天

恰

= 當日ハ國民精神作興週間、第一日

= 相當シ安佐公立普通學校ニ於テ右ニ

關シ行事アル由ニテ水浦警察署長、片山

警務課長ヲ派遣シ挨拶ヲ兼テ講話ヲ爲

サシメタリ。

尚面ノ祝賀會費用ノ一部トシテ金壹封

封ニ期間中活躍セル全地青年團ニ金壹

封ヲ贈呈ス。

午後普通學校生徒ハ島ノ有志ヲ先頭ト

シ旗行列ヲナシ、意氣軒昂戰捷歌ヲ唱ヒ

ツ、駐在所前ノ丘ニ來リタルヲ以テ小

官以下本部員制服ニ着替ヘ之ヲ出迎ヘ

東方ニ向ヒ小官ノ發聲ニテ天ニ々響ケ
ト。天皇陛下萬歲ヲ三唱セリ。
午後二時駐在所裏山ニ於テ警備員並ニ
警備隊乗組員一同ヲ集合セシメ解散式
ヲ左記ニ依リ舉行セリ。

式次第

- 一 開式ノ辭
- 二 警務局長祝電朗讀
- 三 全羅南道知事訓示代讀
- 四 齊藤警察部長訓示
- 五 脇元憲兵分隊長挨拶

一、警務局長祝電

今回、重大任務ノ遂行ニ對シテハ貴
 官ノ周密ナル計畫ト部下職員ノ熱烈ナ
 ル警察精神ノ發露トニ依リ長期間何等
 ノ事故ナク所期ノ効果ヲ收メ得タルハ
 朝鮮警察ノ眞價ヲ發揚セルモノニシテ
 誠ニ御同慶ノ至リニ堪ヘズ茲ニ貴官並
 ニ部下職員ノ御心勞ニ對シ衷心ヨリ感
 謝ノ意ヲ表ス。

警務局長

二、全羅南道知事訓示（部長代讀）

今回、本道内一部島嶼方面海上ニ於

上重火ヲル有義ヲ有シ本道警察トシ
 テ未曾有ノ重大任務デアツタ
 本警備ノ成績ノ良否ハ單ニ本道警察
 ノ聲價ニ関スルノミナラズ實ニ皇國
 ノ消長ニ関スル重大ナル意義ヲ有ス
 ルニデアル
 幸ニ警備員一同ハ克ク此ノ重責ヲ自
 覺シ幾多ノ艱難ニ打勝テ困苦缺乏ニ
 耐ヘ決死的ノ奮闘努力ニヨリ極メテ好
 成績ヲ以テ本警備有終ノ美果ヲ收メ
 皇軍ノ作戰ニ多大ノ寄與ヲ示シタル
 コトハ洵ニ感謝ニ不堪ス茲ニ各員ノ

勞苦ヲ深ク多トスル次第デアリマス。

三、齋藤警察部長訓示

我々ハ先ニ軍ノ重要ナル機密確保ノ
重大ナル使命ヲ授ケラレタ。
ソレガ非常ナ大カ、リサ仕事デア
ト共ニ其結果が軍ノ策戦行動ニ大ナ
ル影響ヲ與ヘルモ、大ニ私自身内
心大ノ不安ト疑惧ノ念ヲ禁ジ得ナ
ツタノデアリマス。即チハケ面ニ亘
廣汎ナ海上ヲ封鎖シ軍ノ機密ヲ完
ニ確保スルト共ニ警備ニ當ル我々警
察官ノ行動スラモ外部ニ絶對洩ラサ

テイ、又外部カラ絶対悟ラセナイ而モ
 ソレヲ三週間モノ長イ間繼續スルト
 ヌフコトハ到底人カラ以テ克ク爲シ
 遂ゲ得ルコトデハナイト考ヘタノデ
 アリマス。
 一度此機密ガ敵國ノスパイノ耳ニデ
 モ入ツタナラバ我々警備ニ當ル數百
 ノ者ガ一齊ニ腹ヲ切ツテ才能ビヲシ
 テモ申譯ノ立たナイ重大結果ヲ招來
 スル事ニナリマスノデ私ガ二十一日
 ノ未明ノ訓示ノ中ニ神明ノ加護ヲ祈
 リツ、ト申シ上ゲタ如ク非力ナル私
 ニカラテ授ケ給ヘ我々ノ爲シツ、アル

此大事業が完全ニ所期ノ目的ヲ達成
 シ得ル様護ラセ給ヘト或^{神社}神柵ノ前
 ニ願イテオ祈リシ夕次第デアリマス。
 幸ニシテ終始天候ニ恵マレ海上ノ荒
 レタコトハ僅カニ日デアリ且ツ暖カ
 クコノ土地ノ人ニコシナ大氣ノ續ク
 コトハ金ク珍ラシイコトダト申シテ
 居ル位デアツタノデアリマス。則レ又
 海上生活ヲサレル諸君ノ健康ニ就イ
 テハ大イニ憂慮致シ衛生課ノニ宮技
 師ヲ安佐ニ待機セシメテ居ツタノデ
 アリマスルが此事件ト直接関係シテ
 病氣ニ罹カツタ者ハ一名モ無ク今日

コウシテ久振リニ諸君ノ壯容ニ接ス
 ルコトノ出来マシタコトハ寔ニ欣快
 至極ニ存ズル次第デアリマス。
 諸君ノ今日迄ノ勞苦風呂ニ入ルドコ
 ロカ、顔サヘモ口クニ洗ヘナカツタデ
 アラウトコロノ辛苦モ今ヤ着々ト報
 ヒラレツツアル様デアリマス。
 天祐ニ依リ我々ノ從事シタ難事業モ
 凡テ順調ニ行ハレ軍ノ機密ハ完全ニ
 保持セラレ我々ノ警備ノ目的物デア
 ツタトコロノ船團ハ支那ニ於テ華々
 シク戦ヒ熾々タル武勲ヲ擲テツ、ア
 ル様デアリマス。コレハ私一個ノ勝手

大想像 ハ 當テ推諫デアリマシテ
 果シテ當ツテ居ルカドウカハ保証
 ノ限リデ無いノデアソノツミリデ聞イ
 テ頃キ度イノデアアルガ次ノ様ナコト
 カ目下各新聞ラデオヲ賑ハシテ中
 ノデアリマス。

昭和十二年十一月八日京城日報號外朗讀

(1) 上陸部隊破竹ノ勢ヒ

早ク又黃浦江南岸ニ進出

上海六日同盟

五日未明杭州灣北岸金山衛東

西數里ニ亘ル地區ニ於テ我軍ハ敵ノ

不意ニ乘ジテ上陸ヲ敢行シタコノ日

○部隊ハ金山衛東二里ノ地莫ニ於

(2) 陸軍省發表。

テ〇〇部隊ハ乍浦路東方地區ニ於テ
 ソレノ上陸シ見事成功シタコレヲ知
 ツタ敵ハ猛烈ニ抵抗我ガ上陸ヲ阻止
 セントシタガ新鋭上陸部隊ハ果敢ナ
 突撃ヲ以テ忽チコレヲ撃破茲ニ敵前
 上陸ノ武勇ヲ輝カシタ上陸部隊ハ直
 テニ北方及び西方ニ向ケ進撃ヲ開始
 所在ノ通ヲ蹴散ラシツ、六日早朝ニ
 ハ早クモ黄浦江南岸ノ線ニ到着シタ
 コレニヨリ南市方面及び蘇州河南岸
 へ敵ハ背後ニ大脅威ヲ受ケルコト
 ニナツタ。

〔東京電〕

七日午後一時陸軍省發表

一五日未明杭州灣北岸金山衛附近ノ南

岸ニ上陸セル陸軍部隊ハ所在ノ敵ヲ

撃破シツ、猛進約三十キロ六日夕ニ

ハ早ク又ソノ第一線ヲ以テ黃浦江岸

ニ達シ一部ハ既ニ同江北岸ニ進出セ

リ。

ニ上陸當時ノ戦鬪ニ於ケル敵ノ遺棄死

體ハ約一千鹵獲山砲五門ソノ他若干

我軍ノ損害ハ死傷ヲ合シテ僅々十數

名ニ過ズ

(3) 浦東ノ敵軍大動搖敵前上陸ノ效果偉大。

〔上海六日同盟〕六日未明杭州灣北岸ニ於ケル

我が陸戦部隊、奇襲の上陸作戦ハ上
 海戦史ヲ飾ル塵卷デアル金山衛沖一
 帯ノ海上ニハ折柄ノ濃霧ヲ衡イレテ
 の部隊ヲ乗セ夕登々數百隻ノ運送船
 艦艦ガ海上駛イバカリニ充滿シ我ガ
 各部隊ガ一齊ニ決死の上陸ヲ開始ス
 ルヤ敵ハ直チニ戦火ヲ發シ我ガ部隊
 マタ頑強ナル敵砲陣ヲ排除シソ、破
 片ノ勢ヒデ上陸前進ヲツバケ六日朝
 早クニ松江南方ノ黄浦江岸ニ到達シ
 夕黄浦江沿岸地區ノ敵ハソノ虚ヲ衡
 カレテ北方西方ニ雪崩ヲ打ツテ潰走
 コノ奇襲ハ上海戦線ノ又那軍ニ精神

的 大 打 撃 ヲ 與 ヘ タ コ ト ハ 争 ヲ 餘 地 ナ ク
 就 中 浦 東 ニ 蟠 居 ス ル 張 發 奎 麾 下 ノ 丈 那
 軍 ハ 大 動 搖 ヲ 示 シ テ 居 ル
 我 々 ハ 完 全 ニ 其 ノ 任 務 ヲ 果 シ タ
 我 々 ノ 長 期 ニ 亘 ル 苦 心 ハ 完 全 ニ 報 ヒ ラ
 レ タ 我 々 ヲ 又 我 々 ノ 仕 事 ヲ 終 始 オ 護 リ
 下 サ ツ タ 神 様 ニ 對 シ 衷 心 ヨ リ 感 謝 ノ 誠
 ヲ 捧 ガ ル ト 共 ニ 終 始 吾 々 ト 一 心 一 体 ト
 ナ ツ テ 御 指 導 御 協 力 ヲ 頂 イ タ 憲 兵 ノ 方
 々 及 船 員 諸 君 ノ 赤 誠 ニ 對 シ 満 腔 ノ 敬 意
 ヲ 表 ス ル 次 第 デ ア リ マ ス
 次 ニ 御 注 意 願 ヒ 度 イ ノ ハ 我 々 カ 此 度 ヤ
 ツ タ コ ト ニ 就 イ テ ハ 永 久 ニ 秘 密 ヲ 守 ツ

テ要シイト云フコトデアル。機密保持ノ
 必要ハ此度ノ警戒ノ目的物ガ無事任務
 シ果シタト云フコト少クデ解消シタ譯
 デハナイ。今後ソレガコノ事変中再ビ或
 ハ我々ノ子供ノ時代或ハ孫ノ時代ニ於
 テ合様ノコトが行ハレナイトモ限ラナ
 イノデアツテコノ度ノ軍ノ行動警察ノ
 行動ガ一般ニ知レ互リ外國ニ渡レタ場
 合ニ今後ノ作戦行動上ニ非常ニ支障ガ
 生ズルコトナルヲ銘記シテ國家永遠ノ
 利益ノタメ吾等及吾等ノ子孫ノ爲ニコ
 ノ度ノ我々ノ行動及此度我々ノ見聞シ
 タ軍ノ行動ハ一切暗カラ暗ニホウムツ

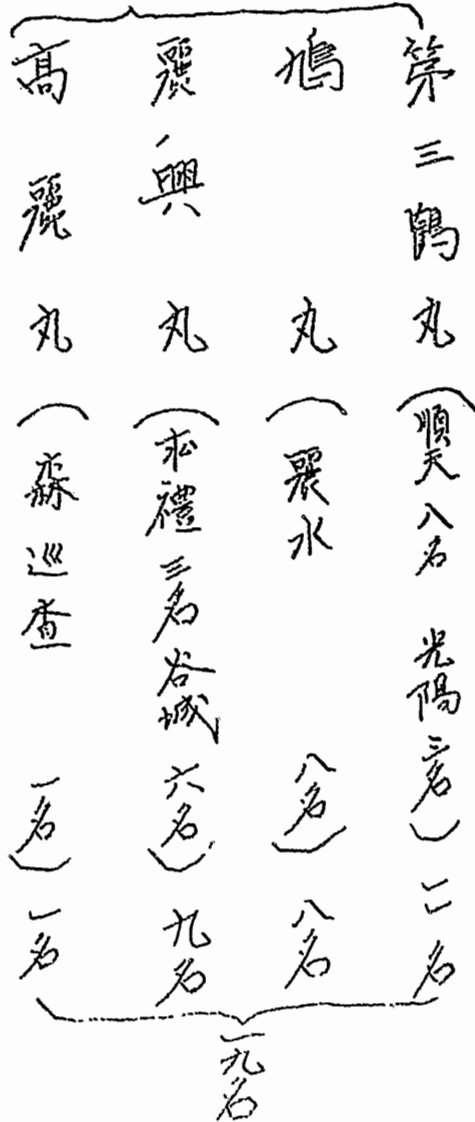
テ了ハナケレバナインノデアリマス。
 コノ事ハ特ニ朝鮮軍カラノ御注意カア
 リマシタノデ吳々モ注意ヲシテ賞ヒ度
 ト思ヒマス。
 諸君ハ敢任サレテ署長ニ或ル程度ノ復
 命ヲサレルコト、思フカ大体ノ輪廊ソ
 レモ全体計画ニハ觸レズ各自ガ實際從
 事シタ局部的ノ警備状況ノミニ止メ殊
 ニ見聞シタ陣ノ行勅例ヘバ御用般ノ出
 入演習ノ状況ハ絶對誰ニモ口外セザル
 コト大ケニ止メ餘リギハドイコロニハ
 觸レヌ様願ヒ度イ。家族ニ對シテハ適當
 ニ嘘ヲ云ツテ蒙ヒ度イ。

自慢話手柄話ハ此ノ場大デヤツテ賞イ
 タイ諸君ガ才敏リニナツテ直グ休ヲ樂
 スルコトハ却ツテ病氣ニ罹ル虞レガ
 アリマスノデ當分間束メテ忙カシク休
 ヲ勤カシテ急激ナル変化ヲ興ヘナイ様
 特ニ注意シテ頂キ度イ以上
 右終ツテ一同東方ニ向ヒ天皇陛下
 ノ萬歳ヲ三唱ス
 次イデ山麓ノ墓地廣場ニ設ケタル野宴
 場ニ臨ミタル島民ニ對スル遠慮ヨリ
 シテ何レモ規律正シク約一時間ニシテ
 夫々左表ノ通り配属艦ニ引揚ゲ午後一
 時出發ス。

敢
廳
航
表

(1)

麗水方面



(2)

莞島方面第三鷗丸

(莞島 四名)

四名

(3)

水浦方面

往	南	南	江	南
紫丸	正丸	信丸	慶丸	慶丸
(潭陽六名)	(都二名、故習生一名)	(光州一七名、羅州九名、咸平一名、長城一名)	(長興七名、康津三名、靈岩五名)	(高興六名、宣城五名、和順八名)
	二九名	三三名	一五名	一九名
		三三名		

(4) 濟州島方面(漢拏山丸(村上巡查

一名

野宴終了。後警務局長及本道知事宛別紙
通暗號ヲ以テ電報ヲ發セリ。

別紙

十一月十日午後五時

全羅南道警察部長

京城府倭城台町官舎

三橋警務局長宛

知事ヲ通ジ御懇電ヲ賜ハリ一同感激ニ

堪ヘズ謹ミテ御禮申上グ解除ハ極メテ

順調ニ行ハレ抑留者一同解散ニ當リ皇

別紙

軍萬歳ヲ唱へ國防獻金ヲ申し出デタル
者モアリ只今無事解散式ヲ終了一同意
氣軒昂タリ。

全羅南道知事 宛

御懇篤ナル御訓示ヲ拜受シ一同感激ニ
堪ヘズ無事任務ヲ終へ解散ニ當リ謹ミ
テ御禮申上ガ。

警備員一同

安佐警察官駐在所首席水馬實夫・巡查夫
妻ヲ中心トシタルモノ及海上本部員全

(1)
 部ノ記念撮影ヲ爲ス
 午後四時駐在所水馬夫妻ニ衷心ヨリ感
 謝ノ意ヲ述べ無等山丸ニテ水浦ニ向フ
 安佐棧橋ニハ残務整理ノ爲メ残留スル
 本部員十名駐在所職員及家族青年團等
 皆國旗ヲ手ニシテ萬歳萬歳ヲ連呼シツ
 ヲ見送レバ送ラル、者亦日の丸ノ旗ヲ
 打ち振リ、之ニ應ヘ船影ノ見ユル限
 リ棧橋上ノ人影ノ見ユル限り其ノ場ヲ
 去ラガリキ。
 午後六時水浦着署長官舎ニ入ル。
 尚本警戒終了ニ際シタノ祝電ヲ受タリ
 伴藤警務課長祝電

御苦心ノ甲斐アリテ無事大任ヲ終了セ
ラレタル段衷心慶祝ニ堪ヘズ長期間ノ
御辛勞ニ對シ遙カニ敬意ヲ表ス。

伊藤警務課長

(2) 本府北村事務官祝電
御成功ヲ心ヨリ御祝申上グ

北村事務官

(3) 朝鮮憲兵隊司令部福田中佐祝電
長期ニ亘ル警備モ無事終了セラレ皇軍
ニ偉大ノ功ヲ著シメラレタルニ對シ
謹ミテ敬意ヲ表ス又派遣憲兵ニ對シ緊
密ナル御助力ト甚大ナル御援助トヲ賜
ハリ誠ニ感謝ニ堪ヘズ厚々御禮申上グ。

十一月十一日 水曜 晴天

午前十時ヨリ木浦稅務署、海事出張所、務
安郡廳、專賣局出張所、南一運輸株式會社
等關係方面ノ挨拶廻リヲ濟セ木浦署ニ
至リ署ノ幹部ニ對シ慰勞ノ辭ヲ述ブ。
伊藤警務課長、北村事務官等ノ祝電ニ對
シ返電スベク書キカケタルトキ濟州島
署長ヨリ木浦署長宛

「テキ」ニ案ノミ記載シタル電報來

(註)(右ハ豫テ打合濟ノ敵機襲來ノ畧附
號)

道ニ本府ニ電報並電話ヲ以テ報告シ必
要ナル手配ヲ完了。
午後三時木浦發、今五時光州着。

十一月十八日 土曜 曇天
 特別警戒関係豫算 要求ノ爲メ水野警部
 長島警部帶同午後九時ニ十八分松汀里
 發列車ニテ上城ス。

十一月十九日 日曜 晴天

午前七時五十分京城着。一先ッ備前屋旅
 館ニ着。着キ午前九時三十分警務局ニ出
 頭。伊藤警務課長ニ橋警務局長下村保安
 課長古川圖書課長ノ順ニ個々ニ解除ノ
 情況並豫算ノ内容ニ就キ説明シ大野政
 務總監南總督兩閣下ニマ情況報告ヲ爲
 シタルニ兩閣下ヨリ懇口ナル慰勞ノ詞
 ヲ頂ク。
 午後憲兵司令部ニ赴キ福田中佐ニ宮憲
 兵司令官ニ挨拶ヲ爲シタリ。

十一月二十日 月曜 曇天
 朝鮮軍司令部ヲ訪問小松參謀、岩崎參謀
 ニ經過説明終ツテ小磯軍司令、官閣下ニ
 御挨拶申上げタル處鄭重ナル牒ノ言葉
 ヲ頂戴セリ。
 午後十一時発列車ニテ光州ニ向フ。

昭和十二年度臨時特別警戒費決算額

科目	目録	配付	増減	流用	現豫算額	支拂濟額	不用額	備考
臨時特別警戒費	五、六一〇〇				五、六一〇〇	五、五三一七	八八三六	
臨時特別警戒費	五、六一〇〇				五、六一〇〇	五、五三一七	八八三六	
廳費	四、三五三〇				四、三五三〇	四、三五三〇		
内國旅費	六、三一二〇				六、三一二〇	六、三一二八	一一	
雜給及雜費	三、四九二〇				三、四九二〇	三、四〇〇八	八三七〇	
給與	六、八五〇〇				六、八五〇〇	六、六二五〇	二二五〇	
個人料	二、五八〇〇				二、五八〇〇	二、四五〇〇	一三〇〇	
雜費	二、一六一〇〇				二、一六一〇〇	二、一〇〇八	六〇二〇	
船舶諸費	八、八五三〇				八、八五三〇	八、八四八五	四四五	

回想録

一、軍警の聯絡協調

先づ第一に憂慮せられしは、今回の警備
 は軍の依頼に依り、全羅南道警察部主體
 となるべきこと明かなるも、憲兵隊より
 も相當数の憲兵派遣せられ、又總督府よ
 りは、事務官も出張せられ、稍々もす
 れば、船頭多く、船山に上ることになり
 従つて各幹部の主張重複し、命令系統亂
 脈に流るるが如き無きにし、も非ずと云
 ふ事なりしが幸ひ三者間の聯絡協調極
 めて圓滑にして最初憂慮したるが如き
 事案もなく、憲警終始一心同體となりて

ニ
方

行動し、自分も他の異分子外入しゐるが
如き感全然なく、脇元分隊長も常に良き
相談相手となり、又良き指導者として組
織内に溶け込み終始せられたことは寔
に感謝に堪えず。

海上ハ、面に亘る廣汎なる區域を封鎖し
而も相當の期間交通遮断及多數警察官
が入り込み、ある事實すらも一切外
部に隠蔽することとは至難の業に屬す。
殊に八口浦は白露戦争當時聯合艦隊の
根據地たりし歴史を有し人口に膾炙せ
る關係上多島海方面に於て警察が何事

(別紙)

か爲しつゝ、ありと云ふ丈にて直に八口
 浦を聯想せしめ、今時に軍事行動を察知
 せしむる虞甚だ大なり。
 従つて一般の注意を陸地方面のみに向
 けしむる爲期間中各種行事を頻發に行
 ふの必要を認め、知事と種々劃策せり。
 即ち當時恰も箱の刈取時期なりしを以
 て適期刈取の奨励、時局講演會、出征兵士
 遺家族の慰問、防空監視哨監視隊の慰問
 等各種の行事を頻繁に行ひ一般をしして
 他を省みる暇なからしむる如くせり。
 期間中に於ける知事の行動別紙の通り。

自昭和十二年十月二十日
至昭和十一年十一月十日
行事並新貝知事行動一覽

日次時刻	行事並行動事項	摘要
十月二十日 (水) 午後五・五〇分	政務総監麗水及更生園視察ノ為来道セラル、ニ休室内ノ 夜知事及随員ハ順天ニ至リ一泊ス	
十月二十一日 (木) 午前九・〇分 午後一・三〇分	一知事以下随員ハ河東ニ向テ 一政務総監ヲ迎ヘ順天麗水ヲ視察シ富士屋旅館ニ泊 一政務総監ハ麗水ヲ出發シ前々時至リ今更生園着午時二時五分 園出發午後五時四十分北州着萬座ニ休憩サル 一萬座出發午後九時三十分北江里發列車ニラ飯城ル知事 北江里迄見送ラル	
十月二十二日 (金) 午前七・三〇分 午後九・五〇分	一北州神社ニ於テ出征兵士武運長久祈願祭執行 一出征兵士全南北州驛ニ見送ル	
十月二十五日 (月) 午後九・五〇分	一津尾面吏員謁見會同催ス舉行 一知事ニ北州郡知度巡視ヲ兼テ津尾面農村振興委員聯合打 合會ニ出席サル 一兵頭釜山親衛長来道	
十月二十六日 (火) 午後九・五〇分	一郡島高産振興員會攝第一日 一海南小學校ニ對シ御下賜ノ 天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ地方課長奉持シ敬任ス 高等官同待遇者以上奉迎ス 一道廳奉迎ニ依奉安ツ了ス	
十月二十七日 (水)		

アジア歴史資料センター

十一月十日 (水)	前九三〇	石原司令官、防務廳、關團参り(於小學校々度) 一國防婦人會、出陣分會發會式舉行(於小學校講堂) セラレ知事監席サル
十一月六日 (土)	前八〇〇	一石原司令官出席及知事、萬屋旅館ニ見送ラル
十一月七日 (日)	前九三〇	一國民精神作興週間第一日 一全縣員光州神社参拜ス 一知事ニハ武徳殿ニ開催ノ光州商工會議所主催講演會 臨席サレ約一時間ニ亘リ講演セラル
十一月八日 (月)	前九三〇	一國民精神作興週間第二日 一全縣員武徳殿前ニ集合 皇居遙拜皇國臣民ノ 聲調齊唱后ヲナオ侍探ヲ函シ引續キ廳舍内外ノ 清掃ヲ爲ス 一知事ニハ本浦商工會議所主催國民精神作興週間 諸行事視察、及本浦へ出張
十一月九日 (火)	前九三〇	一國民精神作興週間第三日 一知事ニハ三ヶ旅館出發南北緯景目華製油本浦電 氣工場視察、及本浦商會ニ於テ國民精神作興週間中 ノ諸行事視察、及華製油ニ於テ従業員一同ノ訓示アリ
十一月十日 (水)	前九三〇	一知事ニハ本浦商工會議所主催國民精神作興週間 太政官前参及日在行三國防共協定成立祝賀旗行列 考行ス 一國民精神作興週間第四日 一國民精神作興週間五ヶ旅館出發南北緯景目華製油本浦電 氣工場視察、及本浦商會ニ於テ國民精神作興週間中 ノ諸行事視察、及華製油ニ於テ従業員一同ノ訓示アリ

次に警察部長の長期不在は一般に疑惑
 を抱かしむる虞あるを以て出来るだけ
 光州に居るが如く装ふ必要あり。然れど
 も警戒計画に大体の自鼻をつける迄は
 如何にしてても現地に行かざるを得ず。
 寧ろ正々堂々と出張命令を出し谷城求
 禮等山間地方に出張中の如く装ふへき
 か或は遠く京城等に出張の形式を採る
 べきか等研究したるが結局假病をつか
 ふことゝし風邪に罹りたる如く装ひ給
 仕をして衛生課に含嗽薬を注文せしめ、
 家族に對しては支那のスパイに狙はれ
 居り當分行先を晦ます必要あるを以て

外部の者に聞かれば、場合は病氣で休んでみると答へよ。又見舞客あらば高熱にて面會出來ずと答へよ。と打合せ十八日、木浦に向け出發せり。(其の間衛生課醫師及保安課長等は病氣が事實と思ひ見舞に來たる事例あり) 丁度其の期間中、政務總監閣下の御來道あり。普通なれば警察部長御快申し上ぐべきなれば、保安課長をいりて代理せしめたるが、光州着豫定の二十二日には御出迎え申上ぐることが戦上有利と考へ、二十二日午前十一時、五十分、光州着早速藥局より繻帶と油紙を取寄せ、之を首に巻き附け出迎の列に

加はりたり。居合せらるる吉田法院長
 李參與官よりいかにせらるるやと問は
 れたるを以て風邪と偽はり。光州日報記
 者等も保安課長の代理を疑ひ居りたる
 を以て斯んな格好では御供も出来ぬで
 はないかと答辯せり。
 総監閣下を追つて萬屋旅館に入り今日
 迄の警戒警備状況の報告を終り辞去。控
 室に入りたるに小鹿島院長周防氏居ら
 る睡眠不足のやつ。此たる顔を見眞實の
 病人と思ひ込み「只の顔色では無い。大事
 に――給へ等見舞。辭を頂き恐縮せり。
 水浦に出張し居る事は家族も全然知ら

ざりーが十月二十六日知事宛の密書を
 枕したる水浦署笠原警部補は斯様な事
 情を露知らず官舎に立寄り部長殿は元
 氣で居られますと家族に告げたる為め
 つい惑わされたる次第なり。

水浦には知人多く旅館に滞在すること
 は頗る危険なりー為水浦署署長官舎
 を宿所と決定せり。然るに當時署長夫人
 は病後に一相當衰弱し居り氣毒に思ひ
 陸機密保持の爲不得已お世話になる

こと、せり。

自分の行動は外部は勿論警察官にも氣
 休められぬ様にー水浦先州間の往復には

常用車全南第一號の使用を避け全南第
 一〇〇號を第四五八號の番號に替へ背
 廣を着用水野警部のロイド眼鏡を借用
 しまスクをかけ細心の注意を拂ひたり。
 又水浦署長の不在も府民に疑惑を抱か
 しむる虞あり。現に十月十七日現地踏
 査の爲署長及水野警部警備船第一鵲丸
 に水浦に向いたる際朝鮮新聞に「重
 要スパイ侵入？」なる記事を掲げ民心を
 動戦したる例もあり、此際署長は水浦を
 離れず努めて各種の行事に参列し宴會
 等にも顔を出し管内には何事も無きが
 如く装ふ必要あり、警備船第一鵲丸も出

動せしめず、水浦港に常置せしむる方針
を採りたり。

當時の自分の心境は烏澁かまゝしき申分
なるも、大石 **兼** **雄** の古智に倣ひ、先づ味
方を欺く戦法に出で、其の爲同僚、外部、家
族等に嘘を吐きたるが何れ事件が濟め
ば、嗚呼、そう云ふ事情であつたかと諒解
して貰えるだらう、又此程度の不道德
は笑つて済ませ得ることと思ひたるが
結局事件終了後も永久發表出來ず従つ
て陳謝の方法無きは甚だ心苦しきこと
なり。

此度の事件に於て最も苦心を要し困難

を感じたるは全く極秘裡に行ふべき條
 件が附せらるる點なり。之が爲カムフ
 ラーに餘分の精力を消費し、又必要とす
 る充分なる人員を使用し得ず、最大限度
 の人員を以て遺り繰るの他なく、殊に船
 舶の調達には非常なる困難を伴ひ充分
 なる船舶を使用し得ず、結局警備船第一
 等丸の如きも思ふ様に使用出来ぬと云
 ふが如き、又各種物資の購入に當りても
 普通の方法を以ては機密漏洩の虞
 ある爲海上部隊に配給すべき煙草の如
 きも木浦にて一時に多量を購入する譯
 に行かず態々光州に於て百円の煙草を

小賣店四五箇所より買ひ集めたり。種類
 も特に「かちどき」を選定したる爲か煙草
 屋は防空監視哨の慰問品と思ひ込みた
 り。備艀たる南一運輸會社艀船南一丸外四
 隻の多島海航路艀を全廢缺航せしむる
 は民心を動搖せしむる虞あるを以て
 南一丸は木浦、宋孔里、加沙島、慈恩、安佐間
 の定期に、南大丸は木浦、岩恭、都草、飛禽、安
 佐間の定期航路に平常通り就航しつゝ、
 あつたが如く装はせ木浦發の乗客は平常
 通り取扱はしめたり。

三、船舶の調達

前、要船舶は成可目立たせぬ様麗水より
 調達する方針なりしも麗水に於て機密
 を保持しつつ、調達し得る船舶は僅かに
 三隻（警備船、鳩丸、偉船第三、鶴丸、麗興丸）に
 過ぎざりき。
 一面保安課に於て木浦を中心とする船
 路の船舶調査の結果、どうして多島海
 を事業地とする南一運輸株式會社も同
 用する他、**も**との結論を得、十月十九日
 木浦警察署長官舎に全會社専務取締役
 金聲振を招致し、實は折入つて依頼し、
 きことあり。御承知と思ふが過日朝鮮新

聞に重要スパイ島嶼部に侵入云々といふ記事もありたる通りスパイ捜査の爲多島海や島と云ふ島は無入島に至る迄徹底的に捜査の豫定なるが貴社の特艇全部を貸して貰ひ度い。此の事は極秘願に行ふを要するを以て一切外部に口外すべからず。君も男と見込んでのお願なり。就いては君自身警察官になつた氣持で働らいて貰はねばならぬので本日より警察部の囑託を命ずる。として即座に名の刺に臨時船舶事務ヲ囑託ス。と認め捺印の上手交せるに同人も言下に心快く義諾し御要求に應じ令會社の所有船舶を

一 南大、南慶、南信、南正丸の五隻全部提供
 するを以て存分に使用せられ度し。自分
 とし、ても光榮に存する旨を答ふ。
 依つて金聲振に對し期間中船員は一切
 上陸を禁止し且つ船員は乗込警察官の指
 揮に絶対服従する様各船長に傳達せし
 め、尚相當長期に亘る関係上船員の家族
 か心配し或は會社に押掛ける等のこと
 もあるやも計難きにつき其の方面に
 充分なる手配を為す様依頼し十九日夜
 金聲振に船員への手當として金壹封を
 交付せり。
 金聲振は自分が水道の財務部長たり！

時代全會社々長文在詰(當時道會議員)の
 通譯として屢々道廳に出入し其の人物
 も克く衆知し居り現在水浦商工會議員
 水浦麻會議員等の公職を有し朝鮮人と
 雖も丈丈機密を保ち得る人物と見込
 み交授したるものなり萬一此者の口を
 リ計劃が洩れ失敗に期したる場合は此
 平責任を冀ふべく相當危険なる獨斷專
 行を爲したる次第なるが本人は終始一
 貫機密の保持に努め船舶の供給に物資
 の調達に部下の統率船客の應對に献身
 的努力を盡し本事件の大功勞者と稱せ
 べく寧ろ却つて朝鮮人たりしか故に世

人間の注目を避け得たるものにて内地
 人有能力者等をいして備うしめたる場合
 り却つて効果的なりし如く思料す。本人
 の此度の功績は朝鮮人の爲萬丈の氣焔
 を吐きたるものと云ふべし。

四

部下の辛苦
 本警戒に當りたる部下諸君の辛苦に
 對しては唯々感謝の他なし。左に食料
 の欠乏に最も苦しめられたる第三小
 隊長の手記を掲ぐ。
 全小隊は輸送船團の集結地より相
 當の遠距離に在り最後まで警戒の真
 目的を知らざりし小隊なり。
 海上本部と各小隊との聯絡は電信電
 話に依るを得ず。一々本部より聯絡船
 を派遣するの他無く而も船舶食料の
 調達は機密保持の必要上、最少限度に

止めざるを得ず爲めに聯絡及食料飲
 料の配給は兎角円滑を欲ぎ第一線に
 非常なる苦痛を興えたるは面目無き
 次第なり。
 小船に揺られ、三週間上陸を禁ぜら
 れ、晝夜。別なく勤務に服し、而もその
 間食料等の配給不充なりし爲に一
 月九日任務を終え、安佐に引揚りたる
 時は何れも心身疲勞困憊に堪り、小官
 本部員に命じ、皆飲みたからう。歸つた
 船に手本器積込み様と右船に一升
 瓶を配給せしめたるか、酒の味が無い。

若し用事が無かつたら早く寝かして貰
 ひ度い^馬
 とて何れも船中に寝轉ひたりとのこと
 なり。
 之を聞き流石に暗懐たるものありき。安
 佐には本部員が但多数の柳留者あり。亦
 組員を上陸せしめ度きも収容の餘地無
 き爲に去なく船中宿泊を命じたり。

記

昭和十三年六月二十五日

光州警察署勤務

湯田

敏

止ノミニテ少ナカラズ不安サカアツタ
 五ノミニテ少ナカラズ不安サカアツタ
 ルカ不明ニテ興ヘラレタ任務ハ唯單ニ
 任ノ重且大ナルニ悲愴ノ感(感)目的ノ何ヲ
 各自意氣天ヲ衡キ志氣壯ナルモ一面責
 任ノ重且大ナルニ悲愴ノ感(感)目的ノ何ヲ
 指揮船トシテ第三艦ヲト共ニ意思水道
 五ノミニテ少ナカラズ不安サカアツタ
 昭和十二年十月三十一日午前十時三十分
 夕モノデアル
 シタ一部ヲ警察部長殿ノ命ニ依リ記シ
 ツノ記録ハ私カノ方面警戒中ニ遭遇

交々、到リ君國ノ爲任務ノ完カラン事ヲ
 誓ヒ出發ニ際シテノ警察部長殿ノ御訓
 示^コ……吾々ノ任務ハ斯クノ如ク重大
 デアルカラ如何ナル場合ト雖モ本部ト
 ノ連絡等ハ不要デアル必ズ任務ノ地ヲ
 死守セヨ……シ艦裡ニ繰返シタ
 斯クシテ第三小隊長トシテノ船ハ藤原
 部長ヲ(老州署)ヲ第二分隊長トシテ第三
 鶴丸ニ乗組マレメ第一分隊長トシテ中
 村部長ヲ第三鶴丸ニ乗込マレメ各分隊
 共十名宛ノ警察署員ヲ配シコノ外第三
 鶴丸船長外五名第三鶴丸船長外三名ニ
 對シテ御訓示ノ趣示ニ基キ詳細傳達指

示レ第一介隊ハ岩倉水道へ第一介隊ハ
 意恩島西北端へソレく任務地ニ向ツタ
 ノデアル。
 私ノ位置シタ區域ハ安佐本部ヨリ最々
 遠隔シ且ツ船舶ノ碇泊ニ適セズ航行ニ
 最々難所トサレツツアツタ關係上本
 部カラノ連絡々兎角内滑ヲ銀ク懐ガア
 ヲ。
 自一日ト過ギ警戒區域々漁民ニ知ラレ
 タルカ漁船ノ航行少ナリナリ何等ナス
 コトナク古雑誌ノ端迄讀ミツクシ唯食
 事ノミツ樂シトスル狀況デアツタ。

十月二十七日朝洋丸配給船トシテ来航
 本部安藤部長今後ノ配給希望数量ヲ記
 入セウレ取敢ズ僅カナル配給ヲ受ケ
 斯ル状況ニシテ食料ニ對スル懸念ハ何
 等ナカリシガ其ノ翌々日炊事船員ハ麗
 水ニテ積込メル船員用ノ米迄食ヒ盡シ
 タル旨告ゲタリ。斯クシテ残レルバ唯味
 噌ノミトナレリ。
 海岸ニテボメントスルニ波浪高ク寄港
 出来ズ味噌汁ノ攻撃ヲ二十九日ノ終日
 ト三十日ノ終日受ケタリ。然ルニ荒天
 トナリ定位置ノ假泊不能トナリ意恩水
 道ニ避難ノ止ムナキトナリ夕リ船ハ

勅搖シ味嚼腹ニテ云ハン方ナキ若痛ナ
 リ水道ニ入り先ヅ米ヲト駐在所ヘ
 然ルニ何ゾヤ駐在所職員ハ籠ヲ持チテ
 吾等ニ米ノ分配ヲ求ムル有様ナリ。
 柳留船舶員ノ食糧ニ部落ハ米ノ炊出ト
 ナリ加フルニ駐在所ニハ柳留船舶監視
 ノタメ職員ニ名ノ配置ヲ受ケタル關係
 上駐在所ニ米ノ不足トナツタ理ニテ何
 トモ致シ方ナシ止ムナク對岸若恭島ニ
 テ野菜ノ供給ト小豚一頭ヲ購メ翌朝ヲ
 期シ定位置ニ向リ出港。
 コノ際漸リ二升足ラズノ米ヲ若恭部民
 ヨリ配給ソ受ケ其ノ朝豚計ニテ氣煽ヲ

言十リ、
 二來リ食料等ノ使給シ受ケ症レリト、
 職員ノ言ニ依レバ本部其他ハ比較的食
 料使給アリテ時々依小隊ハ連絡ニ本部
 取締ルタメ一名本部ヨリ増員アリ談
 ノ報アリテ無電ヲ有スルカ故ヲ以テ也
 遇々、恩島北端に碇運搬船入港スルヤ
 ノ言ヒ出ス者表ハル、ニ至レリ。
 アツタ追々連絡ノ上方法ヲ講ズベシト
 攻撃トナリ十一月一日又又脈ト味噌汁
 科シタルニ配給ナシ又又隊ト味噌汁
 新クテ夕方ニハ必ズ配給アルモノト思
 舉ゲタリ。

行クベキが至膏トノ言出デタルモ私ト
 シテ部長殿ノ御訓示ハ嚴守スベキモノ
 ナリ早ヤ二週間ヲ経過シ殆ンド何等ノ
 過失ナキニ其ノ連絡ノタメ遂ニ警戒ノ
 一部ヨリ失態ハ全別隊ノミナラズ國家
 的過誤トナルベシ計ラレサルヲ諒キ再
 ビ脈ノ臭ヒト哮喘ノ臭ヒニムカツキソ
 、十一月二日トナリ夕リ、商増員巡查ノ
 言ニ依リ明治節ニハ上司ヨリスルメ鯛
 其ノ他酒等ノ配給アル者トノ言ナリシ
 ヲリコノ二日ニハ必ラズ配給アルモノ
 トシテ待望久シキモ何等ナシ然ルニ等
 ニ分隊ノ第三鶴丸ハ其ノ配給ヲ受ケタ

リトテ第一分隊ト連絡ヲトリタルヲ以
 テ其ノ内酒一升ト米約五升ノ分配ヲ受
 ケタノデアツタ。
 明々レバ十一月三日船ハ満艫飾米マア
 ルシ酒マアル早朝皇居ニ向ヒ遙拜次イ
 デ天皇陛下萬歳ヲ三唱シタ時ノ氣
 合ハ今筆執リツ、又涙か出ル形容ノ言
 葉マナ。一升ノ酒ヲ十有四名が飲ミ盡
 シ得十カツタ程ノ感激ニ打タレ名句論
 体ノ衰弱マ多カツタト思ハルル。
 斯リテ才菜味増シテ夜間恙思島ニ水
 ノ補給ニ寄港シタル所柳留者ニ對スル
 米ノ補給ト同時ニ高小隊ニ配給ヲ受ケ

タノデアツタ。ソレが本當ニ米ト酒ト煙
 草デ何等ノ副食物ノ補給ナシ又モ毎日
 味噌汁野菜ヲ部民ノ同情ニテ補給ヲ受
 ケ居レリ。ニテ味噌ノ臭氣・ツキ意氣銷
 流甚エ斯クシテ遂ニ十一月四日ヲ過シ
 十一月五日増援巡查ノ本部引揚ゲトナ
 リタルヲ以テ食料補給ノ言ヲ枕レ其ノ
 後初メテ満足ナル副食物ノ補給ヲ受ケ
 タリ。實ニ其ノ間最初配給ノ酒ニ升ヲ一
 升ニ各ミテ尚足ラザリシモノが一升ノ
 酒ヲ又飲ム堪ハサル迄衰弱シタルカ
 見テ又如何ニ各自ノ苦痛ヲ忍ビシカ
 セラレ、ノデア必

小隊長トシテハヨロ苦痛ハ上陸ト共ニ
 必ズヤ上司ニ訴ヘベキト心深ク感シツ
 、アツタノデアル
 斯ノテ十一月九日命ニ依リ安佐本部ニ
 引揚ゲタノデアツタ
 其ノ間、味増汁攻撃ハ
 十月二十九日、三十日
 十一月一日
 十一月二日
 十一月三日
 十一月四日
 結局七日間ハ副食物トシテ味増汁ノミ
 テ過シタリ。

(米五升酒一升)
 (米一補給、夜食一)
 (米一升)

安部本部着ト今時ニ水野警部殿ニ状況
報告

水野警部殿ノ言ハ
良クヤツテ呉レタヨクモ頑張り續ケ
夕連絡等ノ口實ニラ一度々来佐セズ部
長殿ノ御訓示ヲ守ツタノハ湯田君一人
カツタト面ヤツレシタ顔ニテ言ハレタ
特ニ一週間ノ味噌、奥が香水ニ変ワテ
アレガコノ一言デ来タ様デ胸ノ中デ涙
カガツト云フタ様ナ気分ニ打タレ通ニ
皆ノ職員ニ告ゲタノデアツタ
斯クシテ最後ノ部長殿ノ申訓示万事成
功程ニ國家ノタメ盡シ得タトノ才言葉

本 當 = 今 迄 ノ 苦 痛 カ 何 処 = ア ヲ ツ ク ロ
 カ 金 ク 嬉 シ サ = 何 モ カ モ 夢 ト ナ ヲ
 テ ア ツ タ ソ レ ハ 私 一 人 デ ハ カ ヲ
 思 フ ノ デ ア ル
 今 尚 ホ 苦 シ キ 時 ハ 當 時 出 張 シ タ 職 員 ハ
 味 噌 汁 ト 云 フ ラ 居 ル ガ 反 面 必 ズ ヤ 成 功
 後 ノ 氣 持 ダ ヲ サ モ 含 マ レ ラ 井 ル ノ デ ア
 ル

十二月十七日夜北村樓ニ於テ新貝知事
 新聞記者ヲ招待セラレ小官々其ノ席ニ
 列シ九時過故宅火阪毎日新聞ヲ讀ムニ
 井手部隊長戦死ハ記事ヲ發見ス。
 十一月一日ノ八口浦ニ於ケル當時ノ情景
 ヲ想起シテ感慨ニ堪ヘズ、全氏ハ容貌魂魄偉
 身長拔群ノ偉丈夫ニシテ剛放磊落ノ様子
 眼底ニ彷彿タルニ其ノ人が戦死セラル
 等トハ遠ニ意外ノコトナリ。直ニ新聞、眞
 ヲ切抜キ神柵ニ飾リ燈明ヲ點ジ熱燭ヲ
 新聞寫眞
 翌朝小倉市ノ同氏實父宛吊電ヲ發セリ。

『ツツシンデゴメイフクサイノル』

大坂毎日新聞記事（昭和十二年十二月十七日附）

井手部隊長戦死す（一）部既報南京（十五日）
伊藤特派員

井手龍男部隊長は十四日午後四時頃
南京城内中華門附近で地雷火のため
全身に爆傷を受け直に〇〇病院に收
容中であつたが十五日午前八時三十
五分遂に絶命した同部隊は上海南京
両戦線に活躍し殊に南京中華門の砲
撃には偉勲を立たもので砲術界の権
威者である。

略歴

井手部隊長は福岡縣土族本籍小倉市富野一九一一年五月明治十五年

四月一日生れの五十六歳士官学校十六期砲兵科卒業明治三十七年十一月
砲兵少尉に任官昇進して〇〇野砲兵隊附を経て今次事変に出征し白鷺戦
役シベリヤ軍上陸満洲軍役にも出征し兵勇士である。

十一月四日 土曜 晴天

大邱及大田部隊、告别式参列及水浦地方視察、爲軍参謀長久納少將(隨行愛甲大尉)來水セラレ先般八口浦附近ニ於ケル軍事行動ニ関シ便宜ヲ與ヘラレタル道竝水浦方面官民有志ヲ招待、旨十一日三十日司令部西股副官ヨリ通報アリタルヲ以テ道ヨリ小官並信原内務部長水野警部参列東雲樓ニテ。

光州地方法院水浦支廳 堀部判事

全 檢事分局 宮井檢事

水浦郵便局長

水浦商工會議所會頭(不在代理出席)

道會議員

合

水浦新報社長(代理)

府會議員

出谷水浦憲兵分駐所長

水浦警察署長

水浦警察署永里警部

招

待サレ久納參謀長ヨリ。

軍ノ重大任務遂行ノタメ曩ニ水浦管

内ニ艦團ヲ集結セル爲メ之ガ機密保

持上皆様ニ非常ニ御迷惑ヲ懸ケ幸ヒ

皇軍ハ餘期以上ノ効果ヲ納メテ寔ニ

御同慶ニ堪ヘズ其ノ間ノ御協力ニ對

車南鎮

藤田林平

山本主事

金聲振(五)

シテ深甚、謝意ヲ表スル意味ノ挨拶
 アリ也。對シ信源内務部長ヨリ答へ
 アリ。

1090

下 卷

特別警戒陸上警備状況目次

一 陸上警戒部隊ノ編成

一

附(1) 陸上警戒部隊編成表

(2) 警戒指導督勵方面分担表

(3) 地方部隊編成表

二 陸上警戒計画

(1) 警戒ノ目的

(2) 警戒期間

(3) 警戒ノ方法

三 警戒實施状況

(1) 警戒本部ノ状況

(2) 木浦ノ特殊事情ト警戒状況

一五 八 八 三 三 三 三

部民ノ言動	五	部民ニ及ボシタル影響及警戒ニ對スル	六三
四、取締成績	四	(一) 民心ノ動搖防止	四三
		(二) 陸海軍刑法違反及檢舉	四五
		(三) 外謀容疑者檢索	四七
		(四) 流言蜚語取締	五三
附 特別警戒取扱件數表	四〇	(五) 其ノ他各警察署	四〇
		(四) 海南ノ特殊事情ト警戒狀況	三九
		(三) 珍島ノ特殊事情ト警戒狀況	三八

内影響

(四)

嚴

戒

ヲ

證

明

ス

ハ

干

部

民

ノ

言

動

六六

一、陸上警戒部隊ノ編成
 海上警戒ト同時ニ陸上ニ於テハ木浦港
 及其ノ附近ノ地理的、海陸交通々信關係
 並思想的關係ヨリシテ外謀防止、反戰運
 動禁壓、造言飛語取締等ノ必要アリタル
 ヲ以テ海上警戒區域ヲ第一線トシ木浦
 府務安郡、靈岩郡、珍島郡、海南郡ヲ第二線
 其ノ他ノ府郡ヲ第三線トシ道内全區域
 ニ特別警戒ヲ實施スルコトハシ道警察
 部ニ陸上警戒本部(別紙編成表)ヲ置キ警
 戒計畫ノ樹立及實施並之カ指導督勵、発
 生事案ノ處理ニ関スル指示ヲ行ヒ又管

下各警察署ニハ別紙編成標準ヲ示シ地
 方警戒部隊ヲ編成シメ第二節記載ノ
 警戒計画ニ基キ不眠不休各般ノ取締ニ
 専念シタル結果完全ニ作戰機密ヲ秘匿
 シ本警戒ノ目的ヲ達シ得タリ

警戒指導督勵方面分擔表			高等警察課	
方	面	別	従事者官職氏名	
木	浦	珍島、莞島	警部補	梅田福松
		海南	巡查部長	浪本慶次郎
花	源半島	康津	警部補	金 玉 賢
		長奥、會津	巡查部長	森田邦彦
水	門浦	栗浦	警部補	桐原忠利
		寶城	巡查部長	松村一一
順	天	麗水	警部補	石田賢二
		羅老島	巡查部長	木村伴太郎
鹿	洞	高奥	警部補	
			巡查部長	
靈	光	法聖浦	警部補	
		咸平	巡查部長	
鶴	橋	護塘	警部補	
		靈岩	巡查部長	

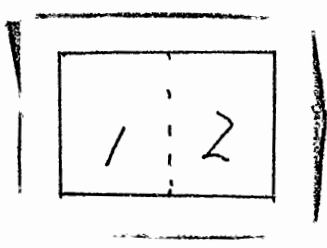
2.

6090

珍島

警部 盧周鳳

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	
分割撮影 した 理 由	A3判以上のため
上記のとおり分割撮影したことを 証明する 4 年 9 月 30 日 主務者又は 撮影立会者 加部東 保夫 	

成歸隊部	方地或警別特
------	--------

部隊名	分隊編成	區域又班編成	担當任務ノ範圍
警戒小隊 部長官名 (警務主任)	〇〇分隊 分隊長官名 隊員、 〇〇分隊 分隊長官名 隊員、	〇〇面一四	各共ノ管内ニ於ケル 一民情査察警戒 一警備警戒 一檢問検査 一民衆ノ善導及時宣傳 一検査の片口調査營業監査 一造流言蜚語取締 一交通通信検査 一要警戒人物ノ査察警戒 一何々
特務小隊 部長官名 (高等主任)	市内分隊又ハ 市内第ニ分隊 分隊長官名 隊員、 市内分隊又ハ 市内第ニ分隊 分隊長官名 隊員、 (外勤) (外勤)	市內何町	一外諜思想謀略其ノ他考証者ノ檢問検査 一外本者ノ検査 一不穩言動流言蜚語流布者ノ警戒 一不穩軍動ノ検査 一不穩落書ノ検査
第一分隊 検査小隊 隊長官名 隊員官名 (司法主任又ハ 警察主任)	停車場班 班長官名 自働車班 班長官名 船舶班 班長官名 營業場所班 班長官名 遊藝班 班長官名	民情班 班長官名 埠頭班 班長官名 要緊人班 班長官名 外國人班 班長官名 支那人班 班長官名 外諜班 班長官名 通信検査班 班長官名 出版物班 班長官名	一一般民情、感傷言動等民防査察 一不穩言動流言蜚語取締 一不穩軍動者ノ警戒取締 一紛争騷擾取締 一埠頭ニ於ケル労働者商人船舶関係者 運送業者取締ニ對スル前令 一重要施設思想前科者其ノ他思想者經 常要警戒人物ニ對スル前令 一行動監視通信未往ノ査察 一主觀運動取締 一外國人ニ對スル前令 一支那人ニ對スル前令 一外諜防止取締及発見事從又 一市内ニ於ケル郵便電信(有線)電話ノ 検査 一不穩出版物、新聞雜誌ノ取締 一ヒラ傳單等不軌計畫ノ防止 一流言蜚語不穩言動、時局關係犯罪 外諜主義運動、搜查検挙取締
第三分隊 査察小隊 隊長官名 隊員官名 (高等主任)			
第四分隊 捜査小隊 隊長官名 隊員官名 (司法主任)			

二 陸上警戒計畫

大要 尤ノ如キ警戒計畫ヲ樹立シ各地方
部隊ヲシテ實施セシム

(イ) 警戒ノ目的

(一) 作戰機密ノ秘匿

(二) 外謀ノ暗躍防止

(三) 造言蜚語ノ取締

(四) 反戰策動ノ防止

(五) 治安維持

(ロ) 警戒期間

自昭和十二年十月二十日
至昭和十二年十一月十五日

二十七日間

(ハ) 警戒ノ方法

(一) 外諜容疑者ノ取締

(1) 支那人、外國人其ノ他道内外諜容

疑者五百六十名及之等ト親交又

ハ連絡アルモノニ對スル附尾監

視及之等管外來往者ノ取締

(2) 外國人、支那人等所有船舶ノ無電

檢索

(3) 秘密發受信、無電裝置ノ搜索

(ニ) 反戰思想抱持者ノ取締

(1) 共產主義、民族主義其ノ他道内反

戰思想抱持者二千二十八名及之

(三)

外來侵入者ノ取締

(1) 各種行商人、露店商人、自由勞働者

等外來侵入者ノ一齊檢索

(2) 勞働街、貧民街等潛伏容疑者ノ檢

絡防止

在留鮮人ノ家族、親戚、知己間ノ連

二不逞者十八名及滿洲國及内地

(3) 本道出身海外在留者三四七名殊

名ニ對スル行動監視

(2) 支那事變ニ依ル避難歸來者百九

管外來往者ニ對スル附尾監視

等ト親交又ハ連絡アル者並此種

索

(3)

旅人宿料理屋、其ノ他接客營業所
出入者、雇人等潛入容疑者ノ檢索

(四)

通信檢索

道内各郵便局所、有無線電信局所特
ニ列車郵便、取扱電報等ニ警戒員
ヲ張込マンメ、尤記種類ノ通信ニ注
意スルコト

(1)

容疑者ノ通信、暗號電報電話

(2)

容疑者受信者

(3)

外國人其ノ他外諜容疑者等ノ通
信檢索

(五) 港湾取締

- 道内各港船舶発着所ニ検査員ヲ配
置シ尤ノ事項ヲ實施スルコト
- (1) 漁船、貨客船、運搬船等出入船舶ノ
検査、殊ニ夜間又ハ未明出入船舶ノ
検査勵行
- (2) 乗降旅客ノ検問検査及外來潛入
其ノ他容疑者ノ抑留又ハ検束
- (3) 乗務員ノ言動監視
- (4) 船舶所有者又ハ關係業者ノ言動
監視
- (5) 埠頭出入者、自由労働者、露店又ハ

- (六) 陸上交通機関ノ取締
- (6) 街頭商人舉動不審者等ノ檢索
軍機漏洩者又ハ造言蜚語流布者
ノ取締
- (11) 道内各駅、自動車發着所、停留所ニ
於ケル列車又ハ自動車乗降客ノ
檢索及外來侵入其ノ他容疑者ノ
抑留檢束
- (12) 各自動車路線ノ途中檢索
- (13) タクシ一其ノ他不定期發着殊ニ
夜間又ハ未明發着ノ自動車ノ檢
索

- (14) 軍機漏洩者又ハ造言飛語流布者
ノ取締
- (15) 列車及船舶移動警察
木浦警察署 木浦、井邑間列車
光州警察署 木浦、光州間列車
濟州島警察署 木浦、濟州島間船舶
海南警察署 木浦、燕湖里間船舶
各列車船舶ニ移動警察官ヲ乗込マ
シメ左記事項ヲ實施スルコト
- (1) 外來者ノ檢索
- (2) 外諜又ハ反戰容疑者ノ查察
- (3) 軍機漏洩者、造言飛語流布者ノ取締

締

(ハ)

(必)旅客ノ言動査察

造言飛語又ハ軍機漏洩者ノ取締

各地共事務ノ査察員ヲ配置シ流言

蜚語造言飛語軍機漏洩者ハ必罰主

義ヲ以テ嚴重取締ヲナシ軍機秘匿

民心安定ヲ期スルコト

木浦ニ於テハ各渡船場ニ警戒員ヲ

張込マシメ現地警戒區域ヨリ脱出

スルモノハ檢索ヲ專從シ之ニ依ル

軍機漏洩ヲ防止ス

(九)

細菌戰防衛

- (1) 人口浦ヲ中心トスル関係地ノ傳染病及地方病調査
- (2) 飲料水供給地ノ水質検査
- (3) 各水源地ノ警戒防衛
- (4) 出版物取締
- 管下日刊新聞水浦新報、光州日報ニハ豫メ責任者ニ軍事行動ニ関スル事項ノ掲載禁止ヲ警告シ報道ヲ禁止スルト共ニ検閲ヲ嚴行シテ之カ萬全ヲ期シ其ノ他各新聞及雜誌通信者ニハ通信ヲ差止メ軍機ノ流傳ヲ防止セリ

三、警戒實施状況

(一)

警戒本部ノ状況
 警察部高等警察課ニ於テハ警戒ノ密
 命ヲ受クルヤ秘密裡ニ前記編成表ノ
 如ク分担事務ヲ定メテ本部警戒體制
 ヲ整ヘ直々ニ企畫班ヲシテ警戒計畫
 ヲ樹立各署ニ通牒シ庶務係ト連絡應
 援員ヲ召集ヲ求メ各署ヲシテ配備ニ
 就カシメ警戒ヲ實施スルト共ニ各班
 ニ於テハ分担事務ニ関シ各警察署ヲ
 指揮督勵シテ之カ實績擧揚ニ努ム個
 々ノ發生事案ニ関シ迅速ナル指示ヲ

ナレ以テ遺漏ナキヲ期シ且凡記港灣
 警備分組表ニ依リ係員ヲ現地ニ派遣
 シテ港灣警戒通信物檢索、造流言取締
 民心動搖防止等各般ノ警戒ニ関シ實
 地指導ヲナス等警戒ノ萬全ヲ期シ本
 軍事行動ヲシテ無事故裡ニ推移セシ
 メタルカ其ノ状況尤ノ如シ
 (1) 企畫班
 一十月十九日各署ヲシテ直ニ警戒
 部隊ヲ編成セシメ警戒計畫ヲ樹立
 シテ通信物檢索、港灣警戒、陸上警戒
 ニ関シ具體的計畫ヲ立案通牒スル

ト共ニ實施上ノ注意並取扱上ノ指
 示ヲナス
 二十月二十一日更ニ防諜並軍ノ行動
 援助ノタメ木浦署ニ對シ
 外國人所有船舶ノ監視船舶並海岸
 地区ノ無電檢索、作戦地關係区ノ傳
 染病豫防、飲料水ノ水質檢査
 ニ關シ通牒ヲ發シ警戒ノ万全ヲ期
 ス
 三十月二十一日通信物檢索ニ關シ郵
 便車駅ホムボストニ投函スル通
 信、駅取扱電信等變則的受發信ニ對シ

スル取締方通牒
 四月二十二日、水浦井邑、光州、水浦間
 移動警察開始ニ伴フ移動警察官ノ
 配置並計画ヲ樹立通牒ス
 五月十一日、警戒ハ解除セラレタル
 ヲ解除後發生スヘキ流言蜚語ノ取
 締方
 六月十一日、抑留船舶解放後ニ於ケ
 ル軍機漏洩防止、造流言及通信取締
 ヲ強化スルト共ニ其ノ處置ニ関ス
 ル指示通牒ヲ發ス
 (四) 外事班

外、謀取締、通信物検索、軍事犯罪取締、
 移動警察、流言蜚語取締ニ関シ警戒
 計画ニ基キ各署ヲ督勵シテ
 (A) 外、謀取締ニ関シテハ移動警察、取
 取締、港灣警戒、停留場取締員ヲ督
 勵シテ外來客疑者ノ發見ニ努メ
 レム。ルト共ニ外國人、國外歸來者
 避難歸來者外事要注意人其
 客疑者ノ動靜ニ嚴重ナル查察ヲ
 ナシ特ニ客疑濃厚ナル者ニハ附
 尾監視ヲナシテ制肘スル等之力
 暗躍防止ニ努メシム。無電所持者

(B)

一、奇檢索宿屋、飲食店其ノ他集
 會所、勞働者街、貧民窟等ノ臨檢
 全面の檢索戸口調査ニ依リテ潛
 入容疑者ノ發見ニ努メタル結果
 檢索人員六一八九名ニ達シ其ノ
 内十四名ハ相當容疑濃厚ナルヲ
 以テ檢束調査、身元照會等夫々指
 示シ容疑ノ有無闡明ニ努メシメ
 以テ彼等踏躍ノ餘地ナカラシ
 夕リ
 通信物檢索
 通信物檢索ニ付テハ道内各郵便

(C)

局所、無電局ト連絡シ各事從檢索
 員ヲ配置シ外國人、外諜容疑者ノ
 發受信、暗號電信、電話ノ發見、在外
 不逞者ノ通信情報入手殊ニ列車
 郵便、驛構内ポスト、驛取扱電報等
 ニ留意容疑通信物ノ發見ニ努メ
 シメタル結果容疑ト認ムルモノ
 十九件ヲ發見夫々處置セシメ通
 信ニヨル軍機ノ漏洩、諜者ノ諜報
 防止ニ努メタリ
 軍事犯並流言蜚語取締
 船舶抑留、寄港停止等交通遮斷ハハ

民心ニ相當ノ不安反響ヲ與ヘ種
 々流言トナリテ流布セラレ當初
 ハ内容不明ノタメ要疫流行ナル
 カ如ク流傳セラレタルカ
 日時ノ経過ニヨリ
 現地ノ状況ハ有無混淆宣傳セラ
 レ延テハ軍機ノ漏洩セラル、虞
 アリタルヲ以テ特ニ鎮撫班ヲ木
 浦、珍島ニ派遣スルト共ニ嚴罰主
 義ヲ以テ臨ミタル結果漸次其ノ
 影ヲ没シタルカ取締件数一二一
 件ニシテ内ニ一件ハ警察犯處罰

(ハ)

(A) 特

高

規則違反トシテ處分シ特ニ現地
 ニ於ケル軍ノ行動ヲ公衆ニ流布
 シツ、アリタル柳小者、崔奉安、
 劉占岩ノ三名ハ海軍刑法違反ト
 シテ事件送致指示セルカ劉占岩
 ハ禁錮四ヶ月他ノ二名ハ何レモ
 起訴猶豫處分トナレリ

(A) 反戦思想抱持者取締

共産主義、民族主義等反戦思想抱
 持者ハ本軍事行動ニ對シ相當ノ
 策動ヲ豫想セラレタルヲ以テ道

々

内要視要注其ノ他容疑者等一〇。
 二八名ノ行動ニ對シテハ特ニ警
 戒班ヲ編成セシメテ居常ノ行動
 ヲ内査セシメ外出旅行等ニ際シ
 テハ迅速ナル報告通報ヲ爲サシ
 メテ其ノ行動ヲ監視セシムルコ
 トハシ特ニ密疑濃厚ナル者ニ對
 シテハ附尾セシムル等査察ノ萬
 全ヲ期シタルカ要視察人中ニハ
 本事案ノ真相把握ニ汲々タルモ
 ノアリトノ情報アリタルヲ以テ
 特ニ嚴戒申本浦府内要視鄭學鑑

(B)

ハ魚釣ニ籍口ニ現地ニ潜入シタ
 リトノ報告アリ即時手配シ帰路
 ヲ擁シ模擧セル等ノ争案アリ一
 層之等ノ動静監視ヲ嚴重ニシ其
 ノ策動ヲ防止シタリ
 細菌謀略ノ防止
 軍事行動ニ伴フ細菌謀略防止ニ
 関シテハ特ニ所轄署ヲ督勵シテ
 關係地域附近ニ於ケル傳染病患
 者ノ一斉調査及之カ隔離ヲナサ
 シムルト共ニ飲料水ノ水質検査
 ヲ實施シテ遺憾ナキヲ期シタル

(二)

(A) 検

力更ニ軍需糧食ノ買上及飲料水
 ノ補充輸送ハ水浦ニ於テ行ハレ
 タルヲ以テ水浦上水道水源地ニ
 ハ警戒警察官ヲ配置シテ看守ト
 連絡不逞者ノ潜入防止ニ努メシ
 メ米麦、生肉、蔬菜、果實等糧食ノ買
 上輸送ニ際シテハ専門技術員ヲ
 シテ品質検査ヲナサシメタル上
 輸送セシムル等細菌謀略防止上
 遺漏ナキヲ期セシメタリ

閱及民情班
 新聞紙取締

本軍事行動ニシテ一般ノ知悉ス
 ル所トナランカ軍機漏洩ニヨル
 作戦ノ暴露ハ固ヨリ外謀ノ暗躍
 ハ必然的ニ附隨シ之カ完全ナル
 遂行ハ期セラレサルヲ以テ管下
 日刊新聞永浦新報、及光州日報ニ
 ハ豫メ責任者ニ對シ軍事行動ニ
 關スル事項ノ掲載禁止警告ヲ發
 シ報道ヲ禁止スルト共ニ之カ檢
 閲ヲ嚴行シテ非違ナキヲ期シ其
 ノ他各新聞、雜誌、通信員ニ六四名
 ニ對シテハ軍事行動ニ關スル通

(B)

信ヲ差止メ軍機ノ流傳ヲ防止シ
 タルカ十一月十八日木浦新報光
 州日報其ノ他鮮内重要新聞ニ本
 特別警戒中流言蜚語ノ夕メ檢束
 六十七名云々ノ記事掲載シタル
 ヲ認メ各新聞社及通信員ニ對シ
 解除後ト雖本記事ハ掲載不可ノ
 旨警告ヲ發セリ
 民情查察
 本文通達斷ハ時機恰々農繁期ニ
 シテ民心ニ相當ノ衝動ヲ與ヘ動
 搖ヲ来スヘキヲ虞ト特ニ關係各

(木)

捜査班

署ヲ督勵シテ之カ防止ニ努メタル
 別紙ノ通海上交通遮断ノ影
 響ハ相當經濟上ニ反映シ怨嗟ノ
 聲ト化スル虞モアリタルヲ以テ
 特ニ鎮撫班ヲ派遣シ民心ノ安定
 ニ努メタル結果曰ナラスシテ平
 静ニ歸セムルヲ得タリ

外謀ノ暗躍防止、要警戒人物ノ動静
 査察、流言、造言ノ取締ニ専従スルト
 共ニ各署ニ於テ檢舉セル本警戒ニ
 関スル諸犯罪ニ對シ捜査ノ指揮ヲ行

ナレ以テ檢舉上遺漏ナキヲ期シタ
リ

(二)

木浦ノ特殊事情ト警戒状況
木浦ハ現地所轄署タルノミナラス第
二項記述ノ通交通經濟上特殊事情
アル他外國人支那人其ノ他外謀要注
意人物及反戰思想抱持者ノ教道内最
モ多数ヲ擁シ且ツ商業都市貿易港灣
トシテ各地ノ連絡最モ頻繁ナル實情
ニ鑑ミ最モ主力ヲ傾注シ緻密ナル計
画ノ下ニ道内各署ヨリ優秀ナル査察
員十五名ヲ派遣應援セシメタル上別

紙警戒部隊編成表ノ通、三ヶ小隊ニ分
 々警部補各一名ヲ小隊長ニ充テ
 第一小隊ハ六名宛ノ二ヶ分隊ニ分テ
 テ主トシテ市内一般ニ亘ル検索的ヲ
 口調査、流言蜚語取締、容疑者發見
 第二小隊ハ九名宛ノ二ヶ分隊ニ分テ
 テ主ニ市内警察取締營業場所其ノ他
 公開場所ノ臨検々索
 第三小隊ハ四ヶ分隊ニ分テ第一分隊
 五名ハ要視察人等反戰思想抱持者ノ
 監視取締及外謀防止第二分隊五名ハ
 市内一般查察並流言蜚語ノ取締第三

分隊十四名ハ停車場、自動車發着所、渡
 船場、水源地ノ査察警戒第四分隊十九
 名ハ船舶檢索、港灣取締ニ服セシメタ
 ル外
 特別隊トシテ
 列車移動警察班 五名
 外國人張込監視班 四名
 通信檢索班 二名
 司法搜查班 五名
 庶務(警戒事務)班 三名
 ヲ編成シ隨時警察部員ヲ派シ連絡及
 指導セシムル等最モ周密ナル警戒網

ヲ張リ萬全ヲ期シタル結果此ノ事故
 ナク目的ヲ遂行シ得
 尚十一月九日交通遮断解除後ハ島嶼
 部民並抑留船舶ノ飯還ニ依リ軍事行
 動ハ一般ニ漏洩セラレントスル虞ア
 リタル爲特ニ現地部民ニハ所轄駐在
 警察官ヲシテ隨時巡邏警戒ニ當ラシ
 メ部民ノ機密保持ニ注意ヲ喚起シ軍
 機漏洩者ハ假借ナク自懲他戒必罰主
 義ヲ以テ臨ミタル結果解除後僅四五
 件ノ違反者ヲ見タル外平靜ニ飯シタ
 ルヲ以テ十一月十五日漸ク警戒ヲ解
 17

水浦警戒部隊編成表



人外國人ニ對スル査察

期間中木浦在留外國人ハ英人ニ戸七
 名、米人五戸十四名、支那人十九戸四十
 三名ニシテ事變動奏スルヤ布教商用
 等ニ籍口タル渠等ノ活動俄ニ治澆ト
 ナリ裏面策動ニ相當豫想セラレタル
 ヲ以テ査察上格段ノ留意ヲナシ来レ
 ルカ本警戒事案ノ重大性ニ鑑ミ彼等
 ノ行動ヲ一時制壓スルノ要アリタル
 ヲ以テ特ニ張込監視班四名及一般査
 察班員二名計六名、以テ一班二名宛
 ノ英人班、米人班、支那人班ノ三個班ヲ

2、

列車移動警察

編成セシメ常ニ巡回視察スルノ外特
 ニ容疑濃厚ナル者ニ對シテハ張込視
 察ヲナシ出入者ノ監視連絡者ノ遮断
 等ニ努ムルト共ニ外出旅行ニ際シテ
 ハ附尾監視シテ情報蒐集並連絡ヲ防
 止シ其ノ受発通信物ニ對シテハ悉ク
 事前入手ニ努ムル等、ノ行動ヲ完
 全ニ封鎖隔離シタルヲ以テ何等ノ事
 案ヲ發生セシメス警戒ヲ完了セリ
 外來容疑者、要警戒人物ノ檢索軍機漏
 洩防止、外謀取締並造言防止ノ為道

内ヨリ査察事務ニ素養アリ觀察鋭敏
 ニシテ語學ニ熟達セル者五名ヲ選拔
 シ光州警察署ヨリ二名計七名ノ專從
 者ヲ以テ十月二十三日ヨリ木浦ヲ基
 点トシ
 木浦、井邑間午前五時二十五分木浦初
 發列車ヨリ午後十時木浦着終列車ニ
 至ル間往復十列車及光州木浦間直通
 列車ニ對シ移動警察ヲ開始シ一
 人道外殊ニ外地ヨリ道内ニ入込ム容
 疑者
 又、支那方面ヨリノ避難販還者其ノ他

海外販来者

3、蘇聯、支那、滿洲方面ヨリ流入スル主

義思想抱持者

4、外國人、支那人ノ来往動静殊ニ道外

ヨリ入込ム外國人容疑者

5、外注、要視、思想容疑者等要警戒人物

ノ来往言動

6、不穩言動者流言蜚語ヲナス者

7、其ノ他舉動不審者

等ニ對シ嚴重ナル檢問檢索ヲ實施シ

容疑者ニ對シテハ各驛私服檢索警察

官ト連絡引継尾行ヲナスト共ニ悉ク
 迅速ナル報告通報ヲ以テ身元ヲ調査
 シ鉄道従業員ト常ニ連絡協調セシメ
 職務ノ円滑ナル執行ヲ期シタルカ十
 一月九日交通遮断解除後ハ一層軍機
 漏洩又ハ流造言流布セラル、虞アリ
 タルヲ以テ十一月十三日迄引續キ實
 施シ其ノ間光州警察署移動警察官ニ
 於テ崔奉安、柳小者ノ二名カ八口浦附
 近ニ於ケル輸送艦艇ノ配艇状況、警察
 官ノ警戒、抑留状況等ニ関シ有無混淆
 誇大ニ列車乗客ニ流布シツ、アルヲ
 20

3、

検挙、海軍刑法違反トシテ送局シタル
 外容疑者ノ引継、身元照會等十 三件
 流言蜚語取締ニ十一件ニ達シ軍事行
 動ヲ完全ニ秘匿シ外諜ノ道内侵入ヲ
 防止シ得タリ
 要視察人要注意人等反戦思想抱持者
 ノ取締
 木浦管内ニ於ケル本道指定要警戒人
 物ハ要視察人ニ六、要注意人八一、外事
 要注意人二九、其ノ他容疑者一三四名
 計二七〇名ニシテ本軍事行動ニ對シ
 相當ノ策動モ豫想セラレタルヲ以テ

ニヶ班五名ノ警戒査察班ヲ組織シ常
 ニ順次巡回視察セシメ居常ノ言動ニ
 嚴密ナル内偵監視ヲナシ其ノ外出旅
 行等来往ニ就テハ常ニ附尾ニ行先地
 ニ連絡スル等査察ノ萬全ヲ期シタル
 カ要視察人中ニハ本警戒事案ニ對シ
 其ノ真相把握ノタメ艇員等ニ變装シ
 狀勢ノ發見ニ努メツハアルヤノ聞込
 アリタル拆柄府内要視察人鄭學鉉ハ
 魚釣ノ爲ト稱シ現地ニ赴キ水路ニ潛
 入セル旨情報アリタルヲ以テ即時手
 配シ艤路ヲ擁シ檢挙セル等ノ事案アリ
 61

又

リタルヲ以テ一層之等要警戒人物ノ
 動靜査察ヲ嚴ニシ通信物等ハ事前ニ
 入手査閲スルニ努メ其ノ行動ニ相當
 ノ判時監視ヲ施シ渠等ノ不穩策動ヲ
 防止シタリ
 又通信物検索
 通信検索班ニ名ヲ郵便局、無電局ニ張
 込マシメ遠信當局及憲兵ト協調連絡
 シテ各地ニ集配セラル、一日數萬通
 ニ達スル郵便物ノ検索ヲ嚴施シ軍機
 ノ密通、外謀ノ謀報其ノ他容疑者ノ通
 信又ハ容疑通信、電信ノ未然入手ニ努

メタルカ逸信局ニ於テハ警察ノ檢索
 ヲ快シトセス逸信官吏ノミニ於テナ
 スヘント桶ン吏員ヲ派遣シテ警察官
 ノ入出ヲ禁止シ立會スラ拒絕スルニ
 至リタルカ斯クテハ到底其ノ目的ヲ
 達シ得サルヘキヲ以テ克ク事案ノ重
 大性ヲ認識セシメ其ノ蒙ヲ啓ラクニ
 努ムルト共ニ手段ヲ盡シテ裏面檢索
 ヲ嚴施シタル結果檢索員不斷ノ辛苦
 ニヨリ容疑通信十九件ヲ發見シ適宜
 處置セシメタルカ專従員ノ辛苦困難
 ハ尋常ナラス其ノ勞苦ニ對シテハ同

情ニ値スルモノ少カラザリキ

六、埠頭取締

木浦ハ近海各陸地部、及島嶼間ハ勿論
遠ク内地青島、大連、鎮南浦、仁川、群山、釜
山等ノ交通航路四通八達シ貨客ノ集
散頻繁シ且現地附近トノ關係ハ島嶼
部ヨリ産出スル米、麥、棉等農産物及海
藻、魚類、海苔、食塩等海産物ハ木浦貿易
市場ノ大半ヲ占メ之等島嶼部農漁村
ノ日常生活必需品ハ悉ク木浦ヨリ仰
キツ、アル現狀ニシテ其ノ交通路ヲ
中心トシテ行ハル、關係上木浦埠頭

ハ平常

荷扱仲仕

二三〇〇名

街頭商人

三〇〇名

自由労働者

六〇〇名

埠頭出入群衆一日平均二〇〇〇名

計二三二〇名

位ノ群衆密集ニ雑踏ヲ極メツ、アリ

多島海ノ交通遮断ハ之等一般群衆ヲ

シテ揣摩憶測ヲ逞フセシメ之ニ伴フ

流言蜚語ハ勿論軍機ノ流傳漏洩外謀

ノ潜入策動ノ危険最モ濃厚ナル位置

タリシタメ特ニ警戒ヲ嚴ニシ埠頭海

岸線七千米ヲ四區ニ分ケ一ヶ班二名
 宛ノ埠頭警戒班四ヶ班ヲ編成シ一般
 出入者ノ言動内査、流言蜚語ノ取締、舉
 動不審者ノ檢索殊ニ荷扱仲仕、自由勞
 働者、埠頭ニ於ケル立賣商人等ノ徹底
 的檢索ヲ嚴行シ外來容疑者ノ摘發ニ
 努メシメタル結果大阪在住ブローカ
 ー杉本篤雄外鮮人四名カ特別警戒地
 區ノ地圖ヲ所持シ荷衣島方面ニ渡島
 セントスルヲ發見セルカ言動容疑ノ
 点アルヲ以テ檢束調査セル外檢舉人
 員七名ニ及ヒ以テ外謀其ノ他不

軌策動者ノ侵入ヲ防止シタルカ特ニ
 蜩集者ノ流言蜚語ニ依ル現地状況流
 傳ヲ虞レ之カ徹底的撲滅ヲ期シ苟モ
 本事案ニ関スル流言憶説ニ對シテハ
 假借ナク檢舉處分ニ附シタルタメ之
 等造流言ハ次第ニ潛行的トナリ個人
 ヲ經テ傳播セラル、狀態トナリ取締
 ニ最モ苦心ヲ伴ヒタルカ警戒員不休
 ノ努力ニ依ル彈壓ト啓蒙ニヨリ漸次
 其ノ影ヲ没スルニ至リタルカ取締件
 數二十八件ニ上リ完全ニ警戒ノ目的
 ヲ達シ得タリ

6.

船舶検査

木浦ニ於ケル出入船舶ハ

平水航路 七隻

近海航路 一〇隻

沿岸航路 三六隻

貨客船 二〇〇隻位

帆船其他 四〇〇隻位

ノ多数ニ達シ之等ヲ利用スル乗降客

ハ一日平均二八二六名位ニ達スルヲ

以テ之等乗降客及船舶従業員ノ動静

ニ對シテハ嚴重ナル警戒ヲ爲スノ要

アリタルヲ以テ一ヶ班二名宛ノ船舶

検査班五個班ヲ編成シ
 沿岸航路機橋ニ一ヶ班
 近海航路機橋ニ一ヶ班
 平水航路機橋ニ一ヶ班
 帆船等多数發着密集スル曙町乃至
 榮所間ニ一ヶ班
 配置シ埠頭検査員ト協力シ出入船
 船ハ貨客船ハ勿論漁船小型運搬船、帆
 船ニ至ル迄悉ク綿密ナル臨検々索ヲ
 爲シ殊ニ夜間又ハ未明ニ發着スル船
 船ニハ特ニ嚴密ナル検査ヲ實施スル
 等外諜容疑者ノ検査ニ努ムルト共ニ

船舶乗組員、船員ノ行動、船舶所有者、船
 船運送業関係者、漁業者、魚類商等海上
 関係者約一千二百名ニ對シテハ常時
 特ニ周密ナル査察ヲ偵ラ遂ケ機密ノ
 漏洩防止ニ備ヘタリ
 尚一個班ハ水浦港野ニ配置シ警備船
 モ一タ一二乗込マシメ港内ヲ隨時巡
 航セシメ不審船舶ノ検問及船舶関係
 者ノ動靜査察其ノ他海上警備ニ當ル
 等船舶運航ニヨル機密ノ傳播及外諜
 其ノ他不穩策動者ノ浸入防止ニ努メ
 タルカ小型發動機船漁船等ハ檢索ノ

久

驛取締

煩瑣ヲ嫌ヒテ儒達山裏創設温錦洞附
 近ニ碇泊スル又ノ漸増スルニ至ル
 ヲ以テ更ニ一名ヲ温錦洞派出所ニ配
 置シテ此方面ノ検索ニ専従セシメ以
 テ警戒ノ萬全ヲ期シタリ
 此ノ間容疑人物五名、容疑物件三件ヲ
 発見シ流言蜚語取締八件ニシテ夫々
 處置シタリ

木浦驛ハ湖南線ノ終点ニシテ旅客ノ
 乗降、貨物ノ集散湖南ノ首位ヲ占メ列
 車乗着回数十四回、乗降客一日平均一

千百余名ニ達シ且停車場附近ニハ自
 由労働者、露店、立賣店等百数十名ニ上
 リ列車發着時ハ雜踏ヲ極メ査察上相
 當困難了ルヘキヲ以テ制服取締警察
 官ノ外私服警戒員二名ヲ配置シ列車
 乗込警察官停車場派出所員ト連絡客
 疑者並要警戒人物ノ引継、乗降客ノ檢
 問檢索、客疑者並客疑物件ノ發見ニ努
 ムルト共ニ列車内及驛構内ホストニ
 投函スル通信ノ檢索驛取扱公衆電信
 ノ内査ニ當ラシメ客疑者ノ出入通信
 物檢索ノ萬全ヲ期シ外諜ノ暗躍ヲ防

止シタルカ其ノ間支那人李本三、林德
 先西名ハ滿洲國人ト稱シ来水セルヲ
 發見セルヲ以テ全署ニ引致取調タル
 結果釜山領事館ノ命ヲ受ケ水浦在住
 中國人ノ現況調査ニ来リタル旨申立
 ツルモ情況最モ容疑濃厚ナルモノア
 ルヲ以テ檢束身元照會中ノ處全北井
 邑警察署ヨリ勾引狀囑託ニヨリ全署
 ニ身柄送致セル等ノ事案アリタリ
 又、自動車交通取締
 水浦ハ道内各地トノ自動車交通發達
 シ一日着發定期回数ハ往復四面ニシ

テ之カ停留場セケ所ヲ有スルノミナ
 ラス府内乗合自動車数三十台ニ上リ
 之ヲ利用シテ府外ニ往來スル者他地
 ヨリ不定時ニ入込ム者相當多数ニ達
 スルヲ以テ自動車検問班二名一ケ班
 ヲ木浦府外山亭里派出所ニ配置シ往
 復自動車ノ検問検索ヲ爲シタルカ更
 ニ遺憾ナキヲ期スルタメ沿道務安郡
 清溪面及綿城面任城面ノ三ヶ所ニ検
 問班各一名ヲ配シテ出入自動車ヲ悉
 ク検索網下ニ置キ陸路ニ依ル不逞者
 潜入防止ニ萬全ヲ期シ検索回数一、一

九〇回検問人員一三二〇名ニ達シ以
テ外諜其ノ他容疑人物ノ出入ヲ防止
シタリ

又軍需品輸送ノ援助警戒
買上軍需品ハ

米 一〇、〇〇〇石

水 一三〇噸

精肉 五〇〇〇貫

藻 八七六〇匹

大根 一五〇〇貫

菜 一三〇貫

ヒマシ實 二八石

梨 二二箱

等ニシテ木浦府内ニ於テ調達不能ノ
 モノニ對シテハ木浦警察署長ヨリ道
 農會長ニ手配シ道内各郡農會ヨリ補
 給セシメ精肉蔬菜類ニ付テハ專問員
 ヲシテ嚴重検査ノ上納付セシムル等
 萬般ノ斡旋ヲサシ之レカ輸送積込ニ
 對シテハ警戒班二ヶ班四名ヲ編成シ
 テ一ヶ班ハ積降シ場タル木浦税関荷
 揚場ノ警戒ヲ一ヶ班ハ輸送航路ニ乘
 込ミテ事故ノ未然防止ニ努メ無事輸
 送ヲ完了セシメタリ

大麥 八七六〇石

10、水源地ノ警戒

軍用飲料水輸送ノ關係上、上水道ニ於
ケル細菌謀畧ヲ警戒スル爲木浦府營
第一、第三、第四水源地ニ各一ヶ班一名
宛ノ警戒員ヲ配置シ看守人ト協力シ
交互ニ見張及巡視勤務ヲ爲シ警戒ノ
萬全ヲ期シタル結果不祥事案ノ發生
ヲ防止シ得タリ

(三)

珍島ノ特殊事情ト警戒狀況
ノ現地トノ關係

珍島郡ハ木浦ヲ距ル二三哩、多島海
中ノ有人島四十九、無人島八十八計

百三十七個ノ島嶼ヨリ成リ面積約
 二十七方里人口六一二〇人ヲ擁
 レ内一割五分約九千人ハ漁業従事
 者ニシテ常ニ多島海ヲ中心トシテ
 附近ニ出漁ス
 珍島本島ハ北ハ務安郡荷衣島ヲ距
 テ、軍ノ輸送作戦根據地タルハ口
 浦ノ湾口ヲ扼シ其ノ間ニ廣カラサ
 ル丁燈海ヲ挟ミテ本島所屬ノ大小
 數十ノ島嶼散在シ西部ハ長竹水道
 ヲ距テ、有人島三十五ヲ有スル島
 島群島ニ對シ本水道ハ内地根據地

ヨリ現地ニ至ル輸送航路トナリタ
 ル等本軍事行動ニ對スル一区域ヲ
 ナセルヲ以テ現地トノ交通ヲ遮断
 シタルカ北、西部ニ面セル郡内、智山
 臨淮、各面海岸部落約四十及鳥島々
 民ハ根據地ニ於ケル艦艇ノ集結狀
 況及長竹水道艦隊航行狀況ヲ一眸
 ノ間ニ眺望シ得ラル、区域ニシテ
 相當民心ノ動搖ト流言蜚語モ豫想
 セラレタルヲ以テ概ネ水浦警察署
 ノ警戒ニ準シ特別体制ヲ編成セシ
 メ警備ノ萬全ヲ期シタリ

2. 警戒ノ概況

(1) 港湾取締及船舶航行禁止

A、本島本浦間定期船舶

B、本浦、濟州島間定期寄港

C、本浦釜山間、毎日定期寄港

各船舶ニヨル乗降客一日平均

約百七十名ニ對スル檢問檢索及

珍島本島ヨリ島外ニ至ル公設渡

船場三及各島間私設渡船場約五

十箇所ノ利用者數百名ノ内查ヲ

嚴施シテ容疑者ノ潛入防止、離島

者ノ軍機漏洩防止、造流言ノ取締

(四)

= 努ムルト共ニ
 A、大阪、木浦間航路大阪汽船會社
 所屬船ノ長竹水道航行ヲ禁止
 シテ島島外側ヲ迂回セシメ
 B、木浦珍島間定期航路ノ務安郡
 長山島寄港ヲ禁止シ
 C、珍島、木島及珍島郡加沙島、島島
 間ノ交通ヲ遮断シ
 以テ軍事行動ノ秘匿並容疑者ノ
 潜入防止ニ備ヘタリ
 陸上警戒
 島内各駐在所ニハ一斉ニ私服警戒シ

察官ヲ配置シテ民心ノ動搖防止
 機密保持ニ備ヘ
 A、宿屋料理屋飲食店等九十個所
 及其ノ他集會所等ニ對スル臨
 検々索ヲ嚴施シテ容疑者ノ發
 見不穩企圖ノ防止、造流言ノ取
 締ニ努メ
 B、郵便所二個所ニ對シテハ警戒
 檢索員各一名ヲ張込マシメテ
 一日受泰平均約一千五百通ニ
 達スル郵便物、電信ヲ檢索シ軍
 機漏洩防止、外謀取締ニ當ラシ

メ

C、管内要視、要注、容疑者外注等要
 警戒人物五十四名ニ對スル動
 静ニ付テハ其ノ末往言動等ニ
 付迅速ナル連絡ヲ保持シテ監
 視ヲ嚴ニシ部民ノ煽動、反戦思
 想取締、不穩企畫ノ防止ニ努メ
 タリ

3、民心動揺時ノ警戒

現地交通遮断、寄港停止ヲ断行スル
 ヤ部民ノ一部ハ相當不審ヲ抱クニ
 至リタルカ更ニ島内漁船ニシテ或

此

ハ軍部ノ警戒艇ニ檢問檢索ヲ受ケ
 或ハ抑留セラレテ歸來セサルモ
 續出スルニ至リ殊ニ本郡管理ニ係
 ル巡航船島島丸力來客五名ヲ乗セ
 テ出航シタル儘歸來セサル等ハ一
 層部民ヲシテ不安ノ念ヲ抱カシメ
 居タル際十月二十四日珍島本島郡
 内面西北岸ヲ距ル約五百米ノ軍艦
 島附近ニ軍艦七隻及潜水艦二隻碇
 泊シ更ニ本島對岸長山面トノ中間
 ニ位スル。珍島郡栗島附近ニ軍艦御
 用艇ト認めラルモノ十二隻珍島郡

馬津島附近ニ軍艦四隻碇泊シ之等
 ハ何レモ珍島本島西北部海岸ヲ距
 テタル一湊乃至二湊ノ直前ナルヲ
 以テ全地海岸住民ハ眼下ニ之ヲ眺
 望シ居タル力次テ十月二十七日午
 後五時頃將校一名兵卒一名短艇ニ
 テ珍島郡臨淮面長久浦ニ漕寄セ全
 地内地人雜貨商ヨリ煙草マコ―四
 箱ヲ買求メテ去リタル事實モアリ
 其ノ後長竹水道ヲ艦艤長蛇ヲナシ
 テ航行シ加沙島對岸下名島附近ニ
 ハ黒煙燦々數十隻ノ艦舩ヲ望見シ

得ルノミナラス本島近海ニ軍艦御
 用艇ノ運行禁シキ等ヨリ民間ニハ
 支那軍ノ来襲ニヨルモノナリ云々
 等ノ流言流布セラレ戦場化スルモ
 ノ如ク且交通遮断ニヨリ抑留セラ
 レタル漁民家庭中ニハ食料欠乏シ
 悲惨ナル情况ヲ呈シタルモノモア
 リテ中ニハ怨嗟ノ聲ヲ放ツ者スラ
 生スルニ至リ民心漸ク不安ニ馳ラ
 レ動搖ノ兆アリ延テハ軍機漏洩ノ
 虞アリタルヲ以テ十一月三日木浦
 警察署警戒員中ヨリ五名ヲ選抜シ

道警察部警部一名ヲ首班トスル鎮
 撫班ヲ珍島ニ急派シ珍島警察署ニ
 應援セシメ警戒計画ヲ臨時編成替
 ヘ 珍島本島ヲ十ヶ方面ニ分ケテ
 ニヶ班ヲ編成シ
 第一班ハ警部一名ヲ班長トシ臨淮駐
 在所ニ警戒本部ヲ置キ智山、臨
 淮、義新各面ヲ六ヶ方面ニ分ケ
 テ各査察員一名宛
 第二班ハ警部補一名ヲ班長トシテ珍
 島警察署ニ警戒本部ヲ置キ、郡
 内、古郡、珍島各面ヲ四ヶ方面ニ

分々テ各一名ノ查察員ヲ配置
 シ
 總テ一般商人又ハ旅行者ニ扮装セシメ
 (1) 軍機漏洩者ノ取締
 (2) 軍機警防心ノ喚起
 (3) 軍ニ對スル認識ノ是正
 (4) 民心不安ノ慰撫鎮壓
 (5) 流言蜚語造言飛語ノ取締
 (6) 官憲ニ對スル信頼心ノ喚起
 (7) 流言蜚語ニ對スル民衆意識ノ是正
 等鎮撫工作ニ努メタル結果警戒員不

眠不休ノ努力ニ依リ日ナラスシテ民
心鎮静シタルヲ以テ十一月九日應援
員ヲ引揚ケ爾後常時警戒体制ニ復皈
シ警戒ノ完璧ヲ期シタリ
其ノ間流言蜚語取締件数二十六件ニ
達セリ

又、抑留解除後ノ警戒

珍島郡管下住民ノ所有船舶ニシテ出
漁又ハ航行中抑留セラレタルモノハ

發動機船舶第三珍島丸(木浦珍島間)

全 烏島丸(珍島郡各島間)

帆船、運搬船 十一隻

36

漁船

計

二隻

十五隻

其ノ乗込船員

五十名

二達シ其ノ他旅行中抑留セラレタル
 住民等相當多数アリ十一月九日抑留
 解除セラレ逐次飯還スルニ從ヒ自ラ
 不用意中ニ軍機漏洩セサルヲ保シ難
 キヲ以テ之等飯還船舶ニ對シテハ飯
 還港ニ於テ上陸前船内ニ船員ヲ集メ
 更メテ軍機保持ニ關シ警告ヲ與ヘタ
 ル上再度軍機ヲ漏洩セサル旨ノ誓約
 書ヲ徴シタル後上陸セシメ更ニ沿岸

港灣一帯ニ亘リ区域ヲ十方面ニ分ケ
 夫々私服査察員ヲ配置シテ舢舨船舶
 及住民ノ言動封鎖ニ遺漏ナキヲ期ス
 ル一方管内住民ニハ警察座談會ヲ逐
 次開催シ部民ノ防諜思想ノ喚起ニ特
 段ノ措置ヲ購シ事故ヲ防止シ得タリ

查察班ノ編成及勤務方法

一、查察班ノ編成

第一班 区域

智山、面 臨淮面、義新面

查察警戒本部

臨淮駐在所

班 長

盧 警 部

第一方面 智山面、素浦里、宝田里

方面一帯、應援警察官一名

第二方面

智山面加持里、加鶴里方面一帯

應援警察官一名

第三方面

臨淮面彭木里方面（鳥島渡場）一帯

應援警察官一名

第四方面

臨淮面屈浦方面一帯

應援警察官一名

第五方面

義新面金甲里及臨淮面竹林里方面
一帶 應援警察官一名

第六方面

珍島面海倉ヨリ十日市迫入海一帶
臨淮駐在所巡查 朴同 五

備考 各担当方面ハ一巡毎ニ交代配置スヘシ

第二班 区域

郡内面、古郡面、珍島

查察警察本部

本 署

班 長

竹谷警部補

第一方面

郡内面水流里、羅里方面一帶、

郡内駐在所巡查 金ニ宇

第二方面

古郡面後浦里(古郡面沿岸一帶)

第三方面

古郡駐在所巡查 孫 台 洙

碧波津鹿津方面一帯

碧波出張所巡查 金 容 善

珍島面一帯

本署査察員

李 德 文

朴 鉉 俊

(四)

海南ノ特殊事情ト警戒状況
 海南郡ハ多島海及木浦ニ面シ屈曲峭
 足ノ如ク大小無數ノ半島ヲ突出シ各
 半島及木浦港トノ連絡航路二十五個
 所ニシテ交通連絡頻繁ナルノミナラ
 ス就中花源半島ハ多島海長山島ヲ隔
 テ八口浦口ヲ扼シ一眸ノ間ニ現地ヲ
 眺望シ得之ヨリ右水營慶南馬山間ノ
 二等道路ノ起点トシテ交通ノ要衝ヲ
 爲ス特殊事情ニアリタルヲ以テ一般
 的警戒体制ノ外特ニ警察官六名ヲ以
 テ二名宛ノ三ヶ班ニ分ケ

(1)

船舶移動警察

海南郡山ニ面相公里木浦間航路一

ヶ班

海南郡黃山面燕湖里木浦間航路一

ヶ班

ヲ配シテ各艇二名宛ヲ乗込マシメ

乗降客ノ檢問、客疑者ノ檢索、軍機漏

洩及造言飛語流布ノ取締ニ當ラシ

メ

(2)

海上警戒

發動機艇一隻ヲ借上ケ一ヶ班ヲ配

置シ花源半島ノ海上ヲ巡航警戒シ

(五)

出入船舶ノ檢索、軍機偵察者ノ取締
 =從事セシメ
 以テ海陸警戒ノ完璧ヲ期シタリ
 其ノ他各警察署
 其ノ他道内各署ニ於テハ第三項記載
 ノ通地方部隊トシテ特別警戒部隊ヲ
 編成シ署員ヲ總動員シテ第四項警戒
 計畫ヲ基礎トシテ各署ニ順應セル計
 画ヲ樹立シ特ニ外諜暗躍防止、流言蜚
 語取締ニ重点ヲ置キ外國人其ノ他要
 警戒人物ノ来往ニハ各署間ノ通報連
 絡ヲ迅速ニシ特ニ容疑濃厚ナル者ハ如

附尾監視スル等其ノ行動ヲ封鎖シ通信
 信檢索ニ依テ通信情報ヲ防止スルノ
 外港灣列車其ハ他交通機關ノ嚴密ナ
 ル換索ニヨリテ不穩企画者ノ管内潜
 入ヲ防止シ尚各地共宿屋飲食店ハ勿
 論一般的檢索ヲ隨時嚴行シテ容疑者
 ノ潜伏ヲ摘出シ主要ナル容疑者ハ拘
 束取調ノ上追放スル等万全ノ處置ヲ
 講シタル力期間中道内檢索実績ハ別
 表ノ通檢索件數十二万五千百一件容
 疑人物索見數二一九二件流言蜚語取
 締件數一二〇件ニ達シ警戒員不眠不

休ノ努力ニ依リ完全ニ軍機ヲ秘匿シ
得タリ

特別警戒取扱件数表

署名	検問検査 件数		客疑人物 発見数		逮捕言取 説諭件数		合計
	件	数	客	疑	説	諭	
木浦	二二八	一一	五	八	一〇	六〇	九
光州	一四七	六八	四	三五	二	二	
潭陽	六八	六五	二				
谷城	六三	四					
求礼	五四	九四					
光陽	一四	二七	一	七			
蘆水	二四	九七	三		二	一	
順天	四五	六	四				
高興	二五	五八	二	二			

珍島	莞島	長城	靈光	咸平	羅州	靈岩	海南	康津	長湍	和順	金城
一七九六	一〇五〇	一一〇一	四八七七	六六三	九三九	一九二四	五九六三	七、七四九	七、三七九	一〇二三	一九七五
五七	五六	二六	三八	一二	三	七五	一九	一〇九	一七	一	
							一				
二〇							二		一		
二四											

計	済州島
三五〇八	三二一五九
二一九二	一二三九
一四	一
八五	
三六	

(一)

四、取締成績

民心ノ動搖防止
第二項記述ノ通多島海ハ木浦港隨一
ノ貿易其ノ他物資ノ需給地タリニ関
係上海上交通遮断ハ相當民心及市場
ニ反響ヲ與ヘ殊ニ時恰モ小作料ノ収
納、海產物(海苔、鮮魚等)類、棉花等農產物
ノ出廻期ニ相當シ就中野菜漬込時機
ニシテ食塩ノ需要集散期ニ際セル矣
通遮断ナリシヲ以テ木浦ハ勿論多島
海食塩ノ供給ニ俟ツ道内各地ハ之カ
缺乏ノ爲塩價漸騰スル等歎ラサル街也

動ヲ興ヘタルノミナラス交通遮断ノ
 當初ハ悪疫流行ノ爲交通遮断セラレ
 タリト流傳シ亞テ島内脱出者ノ頻出
 ニ彼ヒ支那軍来襲ハ爲防備中ナリ等
 ノ流言蜚語宣傳セラレ爲ニ木浦ヲ中
 心トシ戰場化スルモノト揣摩憶測シ
 民心騒然トシテ動搖ノ兆アリタルヲ
 以テ直ニ警察部ヨリ部員ヲ派遣シ警
 戒員ヲ指導督勵シ流言蜚語ノ取締ト
 相俟テ民心ノ安定ニ努メタル結果漸
 ク民心静謐ヲ保テ得タルモ経済上ノ
 影響ニ依ル民心ノ不安ハ容易ニ消ヘ

ス一般民間ニハ交通遮断ノタメ婚約
 ラナシテ學式不能トナリタルモノ結
 婚式ニ赴ク途中抑留セラルタルモノ
 父祖親戚ノ訃ニ接シテ葬儀ニ參與セ
 ラレスス哀然ヲ禁シ得サルモノ等アリ
 就中木浦府陽洞寡婦柳某ハ二人ノ幼
 児ヲ殘シ多島海方面ニ行商ニ出稼タ
 ル儘消息杜絶セシタメ食糧絶ヘテ飢
 餓ニ堪ヘス十二歳ノ少女ハ毎日埠頭
 ニ現ハレテ號泣スルカ如キ悲惨事ス
 ラ有リ之等類似ノ環境ノモノ数件アリ
 タルヲ以テ夫々近隣知友ニ依頼扶

助ヲ圖リタルモ是等民心ノ鎮撫ニハ
 警戒員ノ勞苦尠ラサルモアリ珍島
 ニ於テモ島内唯一ノ交通機關タル島
 島丸ノ抑留ニ依リ旅行者出漁者ノ消
 息杜絶ニ依リ不安ヲ感シタル際西北
 部海上ニ多数ノ艦船碇泊行動中ナル
 ヲ目撃シ支那潜水艇來襲云々等流言
 蜚語ノ喧傳ト共ニ今ニ戰場化スルモ
 ノト恐怖シ民心漸ク動搖シ兆アリタ
 ルヲ以テ十一月三日特別鎮撫班ヲ派
 遣シ流言蜚語取締ト相俟テ慰撫取締
 結果漸ク民心ヲ鎮靜セシメ得タル

(一)

等警戒員不眠不休ノ施措宜シキヲ得
民心ノ動搖ヲ防止シ聊ノ事故ナク軍
ノ行動ヲ遂行セシメ得タリ

陸海軍刑法違反及檢舉
麗水郡華井面汝自島

鮮魚仲買商

崔

奉

安

當二十年

右者昭和十二年十一月十日午後一時
頃木浦發大田行列車中ニ於テ木浦西
南方島嶼ニハ武装警察官カ通行船舶
ヲ抑留シ之ニ應ヒテケレハ發砲シテ
停艀セシメ珍島附近ニハ軍艦五十八
隻

隻カ碇泊シ支那カラ日本ヲ襲ヒ来ル
 支那艦ヲ待テ受テテ井ル云々ト造言
 蜚語^ヲシ居ルヲ光州警察署列車移動
 警察官ニ於テ現認檢舉シ取調ノ上昭
 和十二年十一月二十四日海軍刑法違
 反トシテ光州地方法院檢事正ニ事件
 送致ノ結果十一月二十九日起訴猶豫
 處分ヲナセリ
 (乙) 務安郡石谷面歸鶴里

漁夫

柳

小

者

當二十九年

右者昭和十二年十一月十三日午後五

時頃木浦發光州行列車中ニ於テ多島
 海ニハ日本軍艦カ黒山ノ様ニ集ツテ
 兵卒ハ天幕ヲ張ツテ野營シツ、毎日
 演習ヲナシ空ニハ飛行機カ飛ンテ支
 那飛行機カ来ルノヲ待ツテ居ル云々
 ト造言飛語ヲナシ居ルヲ光州警察署
 列車移動警察官ニ於テ現認檢舉シ取
 調ノ上昭和十二年十一月二十四日海
 軍刑法第百條ニ該當スル犯罪トシテ
 光州地方法院檢事正ニ事件送致ノ結
 果十一月三十日起訴猶豫處分ト爲セ
 リ

(3)

麗水郡麗水邑東町

泰動機組水夫

劉

占

岩

當二十年

右者昭和十二年十一月十一日午後五
 時頃ヨリ教田ニ亙リ麗水邑東町理髮
 業劉漢秀方麗水邑東町巴屋金物店等
 ニ於テ本浦港附近ハ敵艦ノ包圍及攻
 撃ニ至便ニシテ世界大戰ナラハ最適
 地ナリ將來飛行場ヲ新設スルニ至ル
 ヘシ警備員ノ抑留ニ肯セスシテ銃殺
 セラレタル組員相當多数アリ云々ノ
 造言飛語ヲ示シタルヲ麗水警察署ニ

(三)

於テ探知檢擧取調ノ上十二月九日海
軍刑法第百條談當犯罪トシテ順天支
廳檢事ニ事件送致シタル結果十二月
十七日禁錮四ヶ月ノ判決言渡アリ不
服トシテ被告ヨリ控訴中ノ處原審通
判決セラレタリ

(三)
外諜容疑者檢索

外諜潛入、暗躍ヲ防止スヘク港灣船舶
列車其ノ他交通機關ノ檢索宿屋飲食
店其ノ他集合所等ノ臨檢、檢索の一齊
戸口調査等ニヨリ外來容疑者ノ發見
ニ努メ檢索人員二一八九名ニ達シタリ

ルカ容疑濃厚ニシテ身柄物束ノ上嚴
重取調ヲナシ身元ヲ釋然タラシメタ
ル也ノ
木浦 四件 十名
光州 二件 二名

濟州島

一件

一名

海南

一件

一名

其ノ狀況左記ノ通ニシテ外謀ノ暗躍
ヲ完全ニ防止シ得タリ
人國籍支那山東省
住所不定

李 奉

三

當三十八年

國籍支那山東省

住所全北井邑郡井州邑々内

林、徳、先、當二十七年

右ハ滿洲國人ト稱シ末木セルヲ驛査

察員ニ於テ奏見言動曖昧ナリシ爲テ

月二十四日木浦警察署ニ引致取調ヘ

タル結果益山領事館ノ命ヲ受ケ木浦

在在中國人ノ現況調査ニ末リタルモ

ノナルコト判明シタルカ容疑濃厚ナ

ルヲ以テ身元照會中ノ處全北井邑警

察署ノ囑託ニ依リ十一月十七日井邑

警察署ニ勾引ス

本籍長野縣西筑摩郡福島町二六九

カ

住新大阪府豊能郡池田町六九九

バロイカ 杉本篤雄

當三十年

本籍全南務安郡長山面台里

住新 不定

無職 朴龍彬

當二十六年

本籍全南莞島郡青山面麗西里

住新 不定

無職 金有峯

當二十七年

本籍慶南金海郡金海面海月里

住所不定

無職

金 未 字

當三十年

本籍全南務安郡荷衣面下台里

住所不定

無職

張 京 泰

當四十七年

右五名ハ同伴ニ荷衣面方面ニ渡島セ
 ントスルヲ察見十月二十四日檢舉所
 持品ヲ檢スルニ特別警戒地域ノ地圖
 ヲ所持シ容疑ノ点アリ檢束取調タル
 モ證據擧ラス十一月八日釈放セリ

3、本籍珍島郡義新面五垓里六八五

住所名

農業

金 蓮 培

當二十五年

十月二十三日伯父訪問ノ夕メト桶ニ
光州ニ来リ爾来旅人宿ヲ轉々シ無為
徒食シ居リテ舉動不審ナルヲ以テ十
月二十七日檢束取調ヲ為スニ所持此
中中等學校教練書並安東縣官電街文
錢量印刷所宛ノ封筒ヲ所持シ居リ就
職ノ目的ニテ渡滿ノ途次ナル旨申立
ツルモ言動曖昧ニシテ容疑ノ点アル

二件住所地所轄署宛身元照會ノ結果
 渡満ノ目的ニテ實家ヨリ棉代十五円
 テ携帶無断家出セルモノナルモノナ
 ルニ性未放浪癖アル外思想上容疑ノ
 點ナキ旨回答ニ接シ十一月十二日説
 諭ノ上本籍ニ返還セシメタリ
 又本籍平北宣川郡宣川邑南洞二四五
 住所平北新義州府若竹町六

平和洋食堂
飲食店

盧鳳瑞

當五十年

本名ハ昭和十二年十月二十八日入
 港ノ水浦船ニテ現金五百二十円ヲ

所持宿病ノ肺病治療ノタメト補シ
 濟州島ニ来リシモ本名ノ供述ニ係
 ル末島用件ハ曖昧ニシテ且ツ本名
 ノ所持ニ係ル五百円ハ新シキ百円
 紙幣ニシテ所持方法モ封筒ニ入レ
 ズボンノポケット内ニ納メアリタ
 ル点其ノ地先年全人カ外国人ニ使
 役セラレ居リタル事實等ニ徴シ或
 ハ何等カノ使命ヲ帯ヒテ末島セル
 ニ非スヤト認メラレ十月二十八日
 検束取調ヲ實施スルト共ニ關係各
 署ニ照會セルニ其ノ回答孰レモ本

名ノ供述ニ相違ナク且詐稱ニ基ク
 病狀トモ認メラレズバヤ等ノ使
 命ヲ帶ヒテ来島シタルモノニ非ス
 シテ單ナル視察ノタメナルコト判
 明シタルヲ以テ十一月二日釈放服
 免セシム

又、本籍京畿道長瑞郡長南面高浪浦里
 在所京畿府新堂町二四七

文具高

中林次郎 信儀ゴト

李俊鳳

當二十二年

十月二十六日長城方面ヨリト稱シ
 光州ニ来リ南平旅館ニ投宿シ内地ハ

人啞者ヲ装ヒ擬裝其ノ地文具類ヲ
 高價ニ販賣行商シ動靜容疑ノ点ア
 リタルヲ以テ所持品檢索スルニ紙
 片ニ、老州府内並住内地人戸教人口
 ヲ記載セルモノヲ所持シ居り出發
 後南鮮主要都市ヲ巡訪シ市場及都
 市ノ人口交通關係等ヲ調査シアリ
 本名ハ之ヲフツトンシヤツ行商ノ
 下調ナリト稱シ居ルモ時局柄間諜
 ノ容疑アルヲ以テ身柄檢束ノ上住
 所地並關係各署ニ照會シタル結果
 身許確實ニシテ出發後ノ動靜格別

容疑ノ点ナキコト判明、諜報容疑ノ
点薄ク證據擧ラス、嚴重訓戒ノ上十
一月二十六日釋放セリ

人、本籍水浦府竹洞六六九
住所右全

鄭學鉉 當三十年

特別警戒中、十月二十五日水艇ニ潜
入、特別警戒地域内ニ潜入セムトス
ルヲ發見、檢束取調ヲ爲スニ容疑ノ
点ナキヲ以テ十一月十二日釈放セ
リ

久、本籍全南海南郡花源面鳩林里

ハル

在所 水浦 旗大正町

酒類高

馬

歌

俊

當二十七年

特別警戒實施中務安郡海南郡靈岩
郡地方ノ地圖ヲ携帶シ居リタルヲ
以テ密疑者ト認メ十月二十六日檢
束ノ上身元照會スルト共ニ取調フ
ルニ該地圖ハ本名鉾山探查ノタメ
常時携帶スルモノニシテ身元確實
ナルコト判明叙放セリ
本籍 濟州島西飯面
住所 不定

無職

吳

満

王

當二十三年

本籍住所右同

無職

高

甲

春

當二十四年

京城

ヨリ徒歩ニテ水浦ニ来レルヲ

春見十月二十二日検束取調ヲナス

二本籍地ニ般省途中ニシテ容疑ト

点十夕十月二十四日身柄釈放セリ

(四)

流言蜚語取締

海上交通遮断ハ水浦地方ニ相當多大

ノ衝動ヲ與ヘ延テ多島海方面ニハ悪

疫流行セリ重大犯罪事故突發セリ又

那軍ノ来襲アリ等相當民心ヲ刺戟動ハ

揺セシムヘキ流言蜚語頻出喧傳セラ
 レ珍島方面ニ於テモ其那軍ノ進撃ニ
 依リ忽チ戰場化スルモノ、如ク恐怖
 シ民心騒然タルモノアリ延テハ軍威
 ヲ漏洩スル虞レアリタルノミナラス
 道内各地ニモ旅行其ノ地交通又ハ通
 信ニ依リ散発的ニ流言、造言セラレタ
 ルモノ悉ク必罰主義ヲ以テ臨ミ軍事機
 密ノ保護ニ努メタル結果漸ク其ノ影
 ヲ没スルニ至リタルカ流言蜚語中特
 異ノ事例ヲ擧クレハ警告戒初期ニ於テ

- (イ) 多島海方面ニハ交通遮断ノ上軍事施設ヲナシツ、アリ交通遮断ノ爲物價頓ニ騰貴ス
- (ロ) 多島海交通遮断ノ理由ハ虎列刺流行シタル爲ナリ
- 中間期ニ於テハ
- (ハ) 珍島海岸ニ支那潜水艦カ来島巡回シ危険ナルヲメ日本軍艦ハ交通ヲ遮断シ搜查中ナリ
- (ニ) 多島海ニハ支那兵二名カ爆彈ヲ携帶侵入シ隨所ニ投擲爆撃シタルヲメ或ハ支那人スバイ潛入セル爲ナリ

警戒中ナリ

(ハ) 珍島鳥島附近ニハ軍艦四十数隻碇

泊シ往來艇船ハ四十日ノ懲役ニ處

セラル

等ノ流言蜚語乃至ハ造言飛語ハ百二

十一件ニ達シ勅モスレハ軍機ヲ漏洩

セラルハ虞アリタルヲ以テ之カ絶

滅ヲ期シ左記内容ノ如キ要質ナルモ

ノハ悉ク處罰セルカ其ノ件数三十四

件ニ達シ完全ニ作戦行動ヲ秘匿セリ

(イ) 江口箕三郎ハ多島海方面ハ相當長

期間交通遮断セラレ其ノ間ニ於テ

皇軍ハ大成功裡ニ杭州灣ノ敵前上陸
 ヲ敢行セリ、交通遮断中ハ警備艇不足
 シ他ノ發動機艇モ警備ニ利用セラレ
 警察官モ警備ニ相當苦勞シタラシイ
 ト洩セルヲ十一月十八日本浦警察署
 ニ於テ檢舉料十九月ニ處レタリ
 (2) 朴昌俊ハ最近支那ノ飛行機カ朝鮮
 ニ飛来スルカモ知レナイノテ軍艦
 数隻力之ヲ防止スル爲ニ三日前ヨ
 リ水流里附近ニ来テ碇泊中テアル
 ト語リタルヲ珍島警察署ニ於テ十
 一月一日檢舉拘留十日ニ處心タリ

〇〇ハ

(3)

曹圭棟ハ軍艦數十隻カ長山方面へ
 碇泊シ居ルハ上海方面へ戦争ニ行
 ク準備ナリト尚長山面ハ要塞地ノ
 模様ナリト流布セルヲ十一月九日
 珍島警察署ニ於テ檢舉拘留十日ニ
 處ス

(4)

朴元根ハ加沙島長山島附近ニハ軍
 艦數十隻カ碇泊シ附近通過ノ船舶
 ハ悉ク抑留セラレ一回引致サレタ
 ラ一年乃至二年監禁セラル、由テ
 遠方出漁ハ行カレナリト流布セシ
 ヲ十一月十二日珍島警察署ニ於テ

(15)

檢擧シ拘留十日ニ處シタリ
曹明五ハ珍島附近海面要路ニハ軍
艦カ澤山来テ居ル長山附近ニ出ル
船舶ハ引張ツテ懲役ニ處ス金カ無
イカラ國防献金カ出来ナイト言フ
ト引張ラレルカラ一人残ラス出シ
マスト流布セルヲ十一月十三日珍
島警察署ニ於テ檢擧拘留十日ニ處
ス

(16)

吳仁夏ハ鳥島丸ニテ航海中加沙島
附近ニ於テ軍艦ニ御留セラレ務安
郡安佐面ニ行キタル處帝國ノ飛行
56

(ハ)

金良植ハ務安郡飛禽面安佐面方面

處ニタリ

七日珍島警察署ニ於テ拘留十日ニ

族ハ困難セリト流布セルヲ十一月

ハ食料ヲ與ヘタルモ其ノ日線ノ家

船ハ悉リ四十日間監禁ニ乗込員ニ

四十隻カ碇泊シ居リ附近通過ノ船

(ク)

李基浩ハ最近多島海方面ニハ軍艦

擧拘留十五日ニ處ニタリ

ヲ十一月九日珍島警察署ニ於テ檢

船漁船ヲ抑留シ居タリト流布セル

機及軍艦カ澤山居テ附近航行中汽

(9)

ニ交通遮断ノ工軍事防備ヲ爲シ居
 ル爲金ク封鎖サレ爲ニ物價騰貴シ
 居レリ警戒ノ爲警察官百余名出動
 取締中ナリト流布セルヲ十一月ニ
 十六日木浦警察署ニ於テ檢舉料
 十九円ニ處シタリ
 丁瑣變ハ務安郡安佐地方ハ交通遮
 断シ警察官六十名ニテ警戒中ナル
 カ日支事變ニ關係アルコトナラン
 ト流布シタルヲ十一月二十六日木
 浦警察署ニ於テ檢舉料十五円ニ
 處シタリ

(10)

金洪弼ハ現在交通カ遮断サレ塩價
 カ暴騰シ夕カ自分等ノ小サナ時カ
 ラ荷衣面至島ハ海軍ノ重要ナ島テ
 アルコトヲ聞サレテ牛夕ト流布セ
 ルヲ十一月十八日木浦警察署ニ於
 テ檢舉料料十四ニ處シ夕リ
 趙泰洪ハ務安郡長山面ハ軍部カ制
 限シ夕為定期艀カ着カス未往カ出
 来ヌ又又警備艀カ警戒シテ牛夕ト流
 布シタルヲ十一月二十八日珍島警
 察署ニ於テ檢舉拘留十日ニ處シ夕
 リ

- (12) 金龍河ハ帝國軍艦數隻カ馬津島栗島附近ニ碇泊シテ居ル鳥島丸モ之カ爲平沙島ニ引止メラレテ牛ルト流布セルヲ十月三十一日珍島警察署ニ於テ檢舉拘留十日ニ處シタリ
- (13) 朴秉河ハ木浦方面ヨリ軍艦六隻カ鳥島方面ニ進行中一隻ハ途中引返シ再ヒ木浦方面ニ向ヒ五隻ハ南方ニ進行シタト流布セルヲ十月三十一日珍島警察署ニ於テ拘留十日ニ處シタリ
- (14) 李芳燮ハ十月三十日飛行機カ一台ヲ

馬津島方面ニ伺ツタカ碇泊中ノ軍
艦ト連絡ヲ爲カモ知レナイ再ヒ引
返シテ春夕ト流布シタルヲ十月三
十一日珍島警察署ニ於テ検挙拘留
十日ニ處シタリ

(15)
金炳允ハ馬津島栗島附近ニ軍艦カ
碇泊シテ井ル爲漁業カ出来ス生魚
カナイト流布セルヲ十月三十一日
珍島警察署ニ於テ検挙拘留十日ニ
處シタリ

(16)
張東俊ハ昨日軍艦数隻栗島馬津附
近ニ来リ碇泊中ナルカ其以外ニモ

(17)

潜水艦モ二回未往シタル事實アリ
 ト流布シタルヲ十一月一日珍島警
 察署ニ於テ檢舉拘留中日ニ處シタ
 リ
 島敏權ハ本年十一月初旬荷衣面ニ
 上陸セル日本兵ハ泥酔ノ上室内ニ
 於テ奏砲セリ荷衣面ニハ日本兵カ
 多数上陸シタノ副食物不足ノタメ
 牛一頭ヲ提獲セリ
 全面ニ上陸セル軍人ハ支那飛行機
 ニ〇〇機ヲ撃墜セルメタル勇士テ
 アツタト流布セルヲ十二月八日本
 小

浦警察署ニ於テ檢舉拘留五日ニ處
シタリ

(18)

金亨泰ハ務安郡飛禽面安佐面方面
ニ交通遮断セラレタルカ全地ニコ

レラ發生ノ爲ナラント流布セル事

十一月二十六日本浦警察署ニ於テ

檢舉料料五円ニ處シタリ

(19)

鄭元有ハ自己所有ノ漁舩二隻カ安

佐方面ニテ巡洋艦ニ引致サレタル

由ニテ困リ居レリト流布セルヲ十

一月二十六日本浦警察署ニ於テ檢

舉料料三円ニ處シタリ

(20)

金豊吉ハ最近木浦ト島嶼方面トノ
 交通カ断タレタルタメ木浦ノ塩價
 カ暴騰シタリト流布セルヲ十一月
 二十六日本浦警察署ニ於テ檢舉科
 料五月ニ處シタリ

(21)

朴徽林ハ務安郡荷衣面及黒山島方
 面ニハ軍艦力出入シ居リ島嶼部方
 面ニ何事力起キタルナラント流布
 セルヲ十一月二十六日本浦警察署

(22)

ニ於テ檢舉拘留七日ニ處シタリ
 金濟淳ハ數日前ヨリ軍艦數隻カ来
 テ島島面如沙島附近ヲ巡回シナカ

(23) ラ往來ノ船舶ヲ遮断シ居ルリト流
 布セルヲ十一月七日珍島警察署ニ
 於テ檢舉シ拘留十五日ニ處シタリ
 (24) 金龍七八加沙島附近ニ於テ兵隊乗
 組乗勤機組ニ抑留セラレタリト見
 聞ノ事實ヲ流布シタルヲ十一月十
 一日珍島警察署ニ於テ檢舉拘留十
 日ニ處シタリ
 (25) 金用丸ハ玄徳甲島島面加沙島附近
 ニ於テ抑留セラレタル事實ヲ見聞
 1 儘流布セルヲ十一月十一日珍島
 警察署ニ於テ檢舉シ拘留十日ニ

(25)

處ニタリ

姜先文ハ今軍艦カ珍島ノ周圍ノ海

ニ集ツテ井ルノテ他所トノ交通カ

遮断セラレテ居ルト流布シタルヲ

十一月二日珍島警察署ニ於テ檢舉

拘留十日ニ處シタリ

(26)

任恭錫ハ珍島郡島島面海岸ニ帝國

軍艦カアリテ漁艇ノ出入ヲ禁シ數

十隻カ碇泊シテ井ルト流布セルヲ

十一月五日珍島警察署ニ於テ檢舉

拘留五日ニ處シタリ

(27)

朴洪祚ハ加沙島附近ニハ軍艦カ碇
61

(28)

泊シ三堂里附近ハ毎日官公吏カ来
往シ献金セシトテ井ル爲非常ニ困
ルト流布セルヲ十一月十二日珍島
警察署ニ於テ檢舉シ拘留十日ニ處
シタリ

(29)

裴仁煥ハ加沙島ニ抑留セラレ舩来
後軍艦ノ行動ヲ洩シタルヲ以テ十
一月十二日珍島警察署ニ於テ檢舉
拘留十日ニ處ス
朴仁淑ハ多島海方面ノ交通ハ数日
前ヨリ遮断セラレタ金ヲ譯カ分ラ
シイカ軍艦ノ爲ラシイト流布セル

(30)

ヲ十一月十三日珍島警察署ニ於テ
 検挙シ拘留十日ニ處シタリ

盧南俊ハ最近軍艦數十隻カ馬津島

栗島附近ニ來リ行動中ナリト流布

セルヲ十一月一日珍島警察署ニ於

テ検挙シ拘留十五日ニ處シタリ

(31)

車東元ハ口外シテハナラナイ事テ

アルカ島島方面ニ軍艦カ來テ要所

要所ニ陣取ツテ交通ヲ遮断シテ居

ル日支事變ノ爲國防献金ヲ納メヨ

ト言フカラ人民カ困ルト流布シタ

ルヲ十一月十四日珍島警察署ニ於
 此

(五)

部民ニ及シタル影響及警戒ニ對スル

タリ

警察署ニ於テ檢舉拘留十日ニ處シ

イト流布シタルヲ十一月一日珍島

シテ牛ル爲漁業カ出来ス生漁カナ

(33)

金明玉ハ馬津島（原島）附近ニ軍艦カ碇泊

ニ於テ檢舉拘留十日ニ處シタリ

布セルヲ十一月十三日珍島警察署

ノ他漁艀等抑留セラレテ居ルト流

方面ニ軍艦カ澤山末テ島島丸及其

(32)

河延瑞ハ珍島近海及務安郡長山面

テ檢舉拘留十日ニ處シタリ

部民ノ言動
影響

(1) 水浦府陽洞四一

寡婦

柳

性

女

當

三

十

八

年

長男吳世洪一九年、長女吳大阿一

二年ノ三人暮ニシテ母親ニ於テ

小間物行商ヲナシ糊口ヲ湊キツ

ツアリタル處母ハ二三日間ノ豫

定ニテ十月二十日頃慈恩島ニ行

高シタル儘抑留セラレ消息ヲ絶

キ食糧ニ窮シ長男吳世洪ハ母ヲ

尋ネテ渡島ニタル儘之ヲ抑留セ

(2)

ラレタル夕メ取残サレタル十二
 歳ノ少女ハ饒ニ堪ヘス毎日埠頭
 横橋ニ現ハレ母親ヲ號泣叫喚ス
 ル悲惨事アリ近隣者ニ介抱セシ
 ム

木浦舟橋里一六三

金梅子 外一名

ノ幼女ハ独リ母親ノ行商ニヨリ
 生活中ノ處十月十一日母親ハ慈
 恩島ニ行商シタル儘抑留セラレ
 タル夕メ二人ノ少女ハ近隣ノ同
 情ニ依リ予フシテ糊口ヲ凌キ居

(13)

タルモ之亦續カス遂ニ乞食ノ餘
儀ナキニ至リ毎日姉妹抱合ヒテ
泣キ暮ス悲惨事アリタリ
珍島郡臨淮面南桃里

裴

相

玉

(14)

右ハ實糸ト共ニ十月二十日頃長
山島近海ニ出漁中抑留セラレタ
ル爲老父母及妹三人ハ食糧ニ窮
シ僅カ畑ヨリ藷大豆等ヲ取入レ
辛フシテ飢餓ヲ免レ得タリ

務安郡望雲面松峴里

金

鍾

南

(ハ)

水浦府常盤町

漁業

高

口

注

太

郎

右者所有漁船八十月二十五日出
 漁中柳留セラレタルメ乗組漁
 夫十九名ノ家族ハ生活ニ窮レタ
 ルノミナラズ遭難レタルモノト
 憂慮シ毎日船主ヲ責メ一時形勢
 險悪ナリシヲ船主ヨリ食糧ヲ補
 給シ所轄駐在所ニ於テ慰撫シ事
 ナキヲ得タリ

右者所有漁船六隻ハ各六、七名宛
 鮮人漁夫ヲ乗込マセ十月初旬

(16)

近海へ出漁十月二十二三日頃帰
 港豫定ノ處抑留セラレタル爲約
 四十名ノ鮮人漁夫ノ家族ハ生活ニ
 困窮シタルノミナラス生死不明
 ノタメ憂慮シ船主ニ泣訴シ漸ク
 慰撫シ得タリ

珍島郡臨淮面鳳翔里

金 熙 珍

居里農村振興實行組合長トシテ
 十月二十六日水浦ヨリ里民ノ麥
 作肥料ヲ購入シ級島途中長山島
 ニ於テ抑留セラレタル爲麥作遅
 65

- (17) 延シ里民ハ當惑シ居タリ
朝鮮棉花株式會社木浦分工場多
島海ヨリ買取セル棉花運搬不能
トナリ棉花ハ變色スルノミナラ
ス繰綿織二百台中百台ハ運轉中
止トナリ損害多大ナラント社員
李璵草ハ歿セリ
- (18) 漬物時期ニシテ塩價ニ因内外ヨ
リ三月以上四月内外ニ暴騰ハ從
ツテ農村ニ於テハ漬込時期ヲ逸
シ多大ノ損害ヲ來セリ云々
- (19) 穀ノ出廻停滯シ穀相場高騰ノ説

下り

(1)

歳戒ヲ證明スヘキ部民ノ言動

珍島有識者等ハ警察當局ニ於テ

ハ軍機ノ保護及流言蜚語ノ取締

嚴重ナル爲一般民衆モ相當緊張

シテ居ル軍機漏洩者流言蜚語者

ニ對シテハ當局ニ於テ早期ニ摘

發シ数名ノ犠牲者ヲ出シタルモ

應急措置トシテ機宜ヲ得タルモ

ノナリトノ通評ヲナシタリ

(2)

珍島地方部民等ハ査察官ノ寢食

ヲ忘レテ警戒シ軍機ノ漏洩防止

66

(3)

流言蜚語ノ取締ニ當リ居ルヲ見
 吾々ハ荒唐無稽ノ流言ニ迷ハス
 專心生業報告ノ實ヲ揚ケ警察官
 ノ迷惑トナラサル様注意スヘキ
 ナリト語レリ
 靈岩郡始終面九山里

裴奉洙 當四十年

(4)

右ハ到ル處ニ於テ自動車檢問艱
 船臨檢力行ハレ始終面ノ如キ片
 田舎ニ至ル迄各方面ノ取締檢索
 嚴重ナルカ相當重大事案ナラン
 靈巖郡西湖面長川普通學校訓導

金水成

當三十三年

六年生二十名ヲ引率シ十一月一日
 木浦方面ニ修學旅行シタルカ
 木浦市内ニ於ケル警察ノ取締嚴
 重ニテ到ル處誰彼ノ別ナク檢問
 檢索ヲ受ケル有様テアツタト洩
 セリ

(ハ)

珍島郡々西面鹿津里

金漢

弘

當二十二年

木浦ニ行ツテ勑ヲ賣却販來シタ
 ルカ販途船中ニ於テ木浦港警察
 官ハ勑賣傳票ト現金トヲ對照シ

(6)

テ検問ニ身体ヲ検査スル等警戒
力嚴重テアツタト語レリ
珍島郡々内面

面協議會員

曹 季 煥

時局ノ重大化ニ伴ヒ警察取締ハ

嚴重トナリツヽアリ殊ニ軍事行

動ニ對スル言動ハ注意セサルハ

カラスト語レリ

(7)

靈岩郡靈岩面草武里

洪 淳 恭 當三十三年

本籍地タル海南ニ赴キ木浦經由
級来ニタルカ木浦ニ於テハ船客



ヲ調ヘルコト嚴重ニシテ殊ニ島
 嶼方面ヨリ来ルモノハ容易ニ上
 陸ヲ許サス港湾埠頭一帯ニハ刑
 事多數労働者ノ如ク変装シテ巡
 回シテ嚴重ナル警戒振リテアツ
 タト。

五
卷
成
本

全羅南道警戒部隊編成表

總司令

全羅南道知事

新貝

肇

司令長

警察部長

齋藤岩藏

副官

警部水野京三

海上本部

本部長兼任司令長

警察部長 齋藤岩藏

參謀兼任陸上地方部隊長

水浦警察署長 視 稻田壽生

參謀兼任司令長副官

警部水野京三

主任

警部永里常樹

會計係長

警部長 島亀喜

船舶事務及物資調達係

南道運輸委員會 事務部長 金聲振

衛生係長

衛生技師 二宮司

住 榮丸 監視員	本部 豫備員 巡査	水 鴨丸 巡査	監視員 巡査部長	南 慶丸 船長	監視員 巡査	高 麗丸 船長	巡査	監視員 巡査部長	機 關長	警 備丸 船長	金 室谷
堀 切喜久次郎	至 利一男	井 上三市	鯨 岡光 癸	尹 尚 禁	森 重 雄	金 正 煥	中 西直 矩	竹 腰嘉 市	千 葉隆 三	空 谷喜久治	金 義澤

第一小隊

麗興丸
本部豫備員及
住榮丸監視員警小隊長
宇都宮市太

船長

監視員
巡查部長

荒	小林	朴	本	申	金	鄭	金	金	金	宣	巡
水	顯	奉	川	奉	三	彦	容	煥	鍾	貴	查
辰	治	植	與	根	清	基	日	洙	熙	安	桐
二	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	谷
											和
											夫

〃	〃	〃	〃	巡	〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡
				查	巡査部長員	船長					查
金	江	小	馬	宮	立	竹	金	李	小	小	木
	崎	野	場	本	山	房	詰	春	鮒	麥	村
元	阜	文	重	正	靜	重	文		友	崎	庄
熙	夫	治	義	明	人	雄	洙	雨	治	實	之

第二小隊長

無等山丸

鳳山丸

漢拏山丸

監視員
巡查部長

坪池儀郎

機関長

伊藤長雄

船長

才木小太郎

警部補

工藤勲

巡查員

金占同

巡查員

伊東敏夫

船長

姜先峰

監視員
巡查員

金黃末岩

船長

高景和

監視員
巡查員

村上二郎

〃

鄭潤根

〃

金安善

新第
十五
生丸號

巡査部長 徳永陸太郎	巡査部長 瀬谷傳吉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡査部長 南條盛一	〃	〃	巡査部長 早崎盛治
丁宗男	金宗石	金判同	林安弘	松岡是	樋口良三	朴東奎	佐藤彌七					

朝	江										
洋	慶										
丸	丸										
巡査部長	巡査部長										
中山	遠藤	皆川	山田	宋鍾	橋本	渡邊	金斗	金孝	金桂	中村	山本
唯	出口	又	顯	茂	直	吉	千	術	珠	七	二
	恒	意	治	先	人	吉	千	術	珠	七	二
	義										

第三小隊

第三小隊長

第三小隊長

警部補

湯田

焦場博

之敏

安光丸

巡査部長

金炳

敏

〃

金

尚

春

〃

鄭

祥

鉛

巡査部長

杉山春

男

巡査部長

姫井義

雄

鳥島丸

巡査部長

姜大

夙

〃

金

永

台

〃

福

井

雄

巡査部長

滿

岡

三

巡査部長

藤

三

三

第三鶴丸

瀨田長田中清太郎
 監視員 篠原省吾
 巡查部長 佐々木賢治
 廣田武夫
 朴亨魯
 宮崎勝彌
 山本正雄
 崔學奉
 金洙洙
 申慶植
 岡橋竹一
 中村鶴松
 巡查部長 雄
 巡查部長 雄

第四小隊長

南信丸

〃	〃	巡査	巡査部長	巡査部長	〃	〃	〃	巡査	巡査部長	〃	巡査
金	近	安	山	荒	河	宗	園	今	藏	梁	田
錫	藤	倍	本	武	彩	崎	村	長	口	在	邊
成	武	魯	金	真	伊	新	吉	谷	未	速	武
		一	藏	平	郎	次	要	吉			

		幸			佳							
		運			榮							
		丸			丸							
巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長	巡査部長
金	渡	奥	高	鄭	古	鄭	金	鄭	衣	古	島	張
南	邊	岡	瑞	連	庄	斗	東	永	笠	川	松	春
模	明	才	雲	出	屹	根	變	詰	久	太	辰	培
	網	郎							雄	三	次	
									郎			

別動隊

定期
一丸

監視員
巡查部長

野田 平

南 大 丸

巡查部長

立花 淳

巡查部長

朴 亨 學

神海
接地区警備

巡查部長

青木 金 治 郎

巡查部長

三島 京 一

巡查部長

多田 碧

巡查部長

黄 采 奎

巡查部長

河 錫 必

智島
接地区警備

巡查部長

神田 四 朗

巡查部長

飯 筵 年 男

巡查部長

牧 原 一 二

7)

				巡査部長				巡査		
				松浦	金	李	東	武	森	金
			川崎	浦				田口		秋
			越	武	石	庚		照	未	永
			純	規	瑠	植	傳	一	吉	判
權	曹	柳	宮	夫	瑠	植	傳	一	吉	童
天	吉	春	清	規	瑠	植	傳	一	吉	童
相	柱	杰	清	規	瑠	植	傳	一	吉	童

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡査
外	増	高	李	崔	金	岩	目	金	石	張	渡	金
大	本	萬	致	震	漢	水	取	亨	田	判	邊	正
錫	太郎	才	文	煥	秀	光	真	浩	佐	水	太	鉉
							元		太郎		市	
							俊					

航路指導 本浦海軍出張所
通信隊 航路監視隊 山口 浩 資
 七發島燈台 首 員 荒川 正 輝
 省只島燈台 中 島
 下島島燈台 清水 覺 治 郎
 第一小隊 機 長 富 永 義 男
 覆 丸 機 長 劉 卓 岩
 水 夫 金 元 植
 〃 金 京 恭
 〃 機 長 朴 憲 英
 水 夫 梁 鍾 碩
 〃 昔 永 天
 〃 朴 京 喆
 〃 明 南 喆

[illegible]

任				幸	茅	安	第						
榮				運	四	光	二						
丸				丸	隊	丸	隊						
水	旗	〃	〃	水	機	永	臨	金	〃	臨	〃	〃	水
夫	関			夫	関	夫	水	市		水			夫
鄭	金	李	姜	林	朴	白	原	辛	朴	金	松	李	
斗	東	恭	基	奉	元	漢	保	仁	福	龍	本	鍾	
南	萬	奎	柄	安	峯	九	登	守	萬	采	三	鉉	

(10)

高麗丸			玉座島丸					鳥茅島丸隊		
機関長	水夫	機関長	船長				水夫	機関長	水夫	
崔	崔	金	岸部	山本	吳	韓	鄭	金	韓	金
旭	夢	炯	勇		仁	正	江	庚	用	成
皓	孫	烈	治	進	夏	鎰	洙	録	柄	仁
										實
										七

南別				鳩				南	部			
一郭								慶	附			
九隊				丸				丸				
能	臨 南一 北 水 夫	〃	〃	水	〃	〃	〃	水	機	臨 時 雇	〃	水
長				夫				夫	長			夫
李	金	金	徐	鄭	文	尹	李	金	金	姜	朴	郭
			加									
重	奇	相	五	化	昌	在	連	炳	南	正	載	厚
七	守	云	洙	瑞	順	玉	凡	尚	奎	奉	順	田

(1)

1920

南	南											
信	大											
小	丸											
隊	丸											
水	機	シ	々	々	々	水	機	シ	々	水	機	機
夫	関					夫	関			夫	関	関
李	長					李	長			李	長	長
	石	金	朴	李	金	朴	徐	李	千	李	白	白
	場											
元	盛	良	亭	乙	在	寶	石	連	萬	金	仁	順
玉	吉	振	春	碩	弘	化	同	鳳	鎬	立	昌	基

第 三 小 隊	鳳 山 小 隊						第 三 小 隊						
機 関 長	水 夫 長	機 関 長	〃	〃	〃	水 夫	機 関 士	機 関 長	〃	〃	〃	永 夫	
藤 山 吾 一	明 在	李 贊	張 順	朴 勝	金 知	李 奇	金 今	田 原 音	韓 仁	金 龍	李 龍	車 沒	
	變	錫	宗	煥	院	奉	吾	一	用	達	同	根	

2)

水 夫 金 亨 斗
 文 德 午
 金 兩 斗
 金 相 煥
 趙 草 同
 趙 用 告
 姜 正 鳳
 敏 長 宅 種 清
 水 夫 朴 淳 京
 金 東 洙 洙
 李 吳 洙
 金 基 行
 河 福 速

本館所屬
 三日月丸

第三
 鵲丸

鴨 一舟				第 一				學 所
				一				部
				鵲				所
丸 舟				丸				属
蟻	〃	永	機	船	〃	〃	水	機
起		夫	関	長			夫	関
			長					長
李	有	朴	板	香	金	李	李	朴
			村	山				
大	馬	大	村	弘	敬	成	致	正
	盛		貞	次				
用	助	化	夫	郎	子	來	德	德
								順

陸上本部

部長兼主任司令長

参謀兼庶務係長

警察部長

齋藤岩藏
片山一郎

部員

庶務係長

庶務會計班

警務課長
警視

警部

〃

警部補

巡查部長

〃

巡查

片山一郎
長島亀喜
孫景洙
佐々木一千
小田春吉
内田嘉藏
大屋薫
小畑令太郎

警

警戒係長
企画班

外事班

巡查

警署警務課長

警部

警部補

警部補

警部補

警部補

警部補

・

渡邊英吾

田中城治

池田公二

岡田秋治

伊藤益雄

吉田利恵美喜

盧周鳳

石田賢二

木村伴太郎

盧周鳳

石田賢二

松村一二

飯田功兵

檢閱民情班

巡查部長

華

警部

警部補

巡查部長

カ

保安課長

警部補

巡查部長

2

浪
本
慶
次
郎

木村伴太郎

佐藤重太郎

梅田福松

山上安雄

水江松男

土屋三郎

曹壽仁

金
玉
賢

石田賢治

東
亀
次
郎

森田 邦彦

保安係長

船舶危険物班

保安課長
警部補

道致手

巡査部長

・

・

・

巡査

道致手

道致手

道致手

衛生係長
防疫検査班

土屋三郎

山本成雄

木村幸助

鈴木順

佐々木設二

末石考三

服部一

平柳利涉

竹田忠次

吉岡貞藏

平木寅太郎

大原徳壽

陸上地方部隊 (警戒區域所轄警察署)
 本浦部隊長 警察署長 穂田 壽生

警部 鄭 宰 賢

警部補 池 宮 讓

警部補 笠 原 武 男

警部補 高 島 逸 夫

巡查部長 重 富 平 次

〃 佐々木 梅 治

〃 主 税 正 治

〃 彌 永 一 二

〃 小 西 政 雄

〃 山 浦 七 郎 次

〃 中 島 鹿 苗

(分)

巡査部長 田中清彦
辻惣八
鄭吉洪
山本安藏
米村嘉一
海良田勘八
森本正治
安武佐市
郡山弘
松浦恭次郎
安崎平
河内歳一
洪鎔球

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡	〃	巡查部長
									查		古賀嘉助
岡田	吳	金	白	松本	崔	丁	金	金	本	齊藤登四郎	百瀬友次郎
伊六	舜鐸	基永	時福	久市	占圭	永郁	亨九	喜圭	多福次		

巡査 嚴 柱 午
 梁 會 英
 申 滿 求
 有 田 百 次 郎
 金 千 洙
 崔 鳳 三
 鄭 斗 光
 山 下 章
 金 在 萬
 林 龍 雄
 渡 邊 玄 道
 吉 武 重 利
 溝 口 司

巡 査
 韓 錫 鍾
 鄭 奎 溶
 多 田 文 雄
 伊 達 廣 美
 韓 禎 日
 田 代 春 美
 大 月 隆 三
 金 壬 達
 河 村 良 默
 韓 錫 洙
 若 狹 勝 治
 尾 花 信 俊
 徳 永 正 元

(17)

巡 査 朱 鎮 次
 朱 會 南
 谷 川 利 三
 文 昌 赫 堅
 菅 沼 盛 利
 氏 原 德 彬
 金 森 國 雄
 福 池 屬 廣
 三 池 應 斗
 池 炳 益 鳳
 朱 炳 鶴 載
 金 敬 載

了	早	篠	金	朴	上	趙	齊	島	清	火	山	巡
永	野	塚	珠	珍	萩	鍾	嘉	根	治	山	崎	査
壽	不	字	殊	大	五	變	正	耕	新	清	市	尹
	二	太	烈	五	五	敏	敏	一	一	一	五	鶴
	雄	郎									郎	鉉

(8)

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡
山	權	金	小	朴	洪	山	萱	金	姜	徐	神	朴
中			川		在	口	島	萬	德	公	藤	容
正	平	仁	鐵	元		九	則				清	
光	原	王	男	東	雄	州	彦	恭	洪	道	治	河

アジア歴史資料センター

巡 査 高 奇 峯
 徐 三 郎
 小 谷 寛 造
 須 田 彌 三 郎
 李 斗 鉉
 張 錫 環
 盧 炳 石
 裴 相 鉉
 鄭 琮 鉉
 文 濟 任
 趙 延 學
 金 洪 淑
 姜 大 元

巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	警部補	警察署長	巡		
村野幸	金春洙	澤村八幡太郎	尹在宇	許煖	石田明海	宋泰榮	本田盛義	森口忠彦	松尾繁一	輕部虎之進	安達桃衛	五所猛

珍島部隊 部隊長

〃	〃	〃	〃	〃	〃	巡	巡	警	〃	〃	巡
金	遠	朴	金	李	藤	遠	遠	警	崔	川	藤
	又		二	德	本	藤	藤	署	王	原	本
容	久	同	守	文	犬	長	三	長	變	傳	金
善	吾	五			亥	郎	治	部		吉	矢
								補			
								竹			
								谷			
								源			
								四			
								郎			

谷城部隊	光陽部隊	順天部隊	麗水部隊	光州部隊
部隊長	部隊長	部隊長	部隊長	部隊長
警察署長	警察署長	警察署長	警察署長	警察署長
部	部	部	部	部
佐原	重枝	山田	河原	須江
亥	延	至	榮	睦
作	廣	郎	助	茂

長興部隊 隊長 警部補 佐藤忠壽	和順部隊 隊長 警部補 井原義人	康津部隊 隊長 警部補 山岸三郎	譚陽部隊 隊長 警部補 中島命門	巡查部長 佐田義武	警部補 泉直光	警部補 中西靜馬	警部補 諸岡道三郎	警部補 濱崎正義	警部補 西川末彦	巡查部長 内田保次郎	警部補 小野虎市
---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------	------------	-------------	--------------	-------------	-------------	---------------	-------------

長城部隊 警部補 丸山直興	靈光部隊 警部補 坂東義局	巡査部長 濱島繁男	警部補 國吉虎男	高興部隊 警部補 白井津賀次	警部補 武濤涉	咸平部隊 警部補 今村勉	警部補 阿南十九	羅州部隊 警部補 松木久磨	巡査部長 神田金次	警部補 加藤治右衛門	寶城部隊 警部補 福島義春
---------------------	---------------------	--------------	-------------	----------------------	------------	--------------------	-------------	---------------------	--------------	---------------	---------------------

(22)

警部補	三島	廣	喜
巡查部長	内藤	義	宗
警部補	古田	島	鏘
警部補	山崎	利	貞
警部補	山口	幸	太
警部補	大宅	迦	紀
警部補	古川	貞	吉
警部補	笹川	定	衛
警部補	谷本	富	藏
以上			

海上部隊編成表

(昭和二一・〇・二九現在)

本部長(兼任司令長)

齋藤警察部長

参謀(兼任陸上地方部隊長)

稻田警視

参謀(兼任司令長副官)

水野警部

主任

永里警部

船舶事務及物資調達係

金聲振(南一會
警務)

本部員

庶務記録

赤間警部補(部)

松本部長(室城)

比岡部長(赤浦)

安藤部長(部)

藤岡部長(部)

會計配給

警備船鳩丸	連絡	炊事	衛生						
機関長 千葉隆三	金義澤 巡査(ク)	水馬 巡査(水浦)	藤本 巡査(部)	伴藤 巡査(宝城)	富永 部長(部)	高部 部長(部)	二宮 技師(部)	李利根 巡査(水浦)	中西(元) 巡査(成平)
監視員 竹腰部長(部)									

航路指導

水浦海軍出張所
通信技術部航路標識科

山口浩資	福井巡査(光州)	鯨岡部長(部)	南慶丸 船長尹金基	南慶丸 船長尹金基	監視員森	監視員森	高麗丸 船長金正煥	監視員中西(直)巡査(部)
------	----------	---------	--------------	--------------	------	------	--------------	---------------

豫備員

鄭	金	金	金	宣	柏	桐	堀	玉
彦	容	煥	鐘	貴	原	谷	切	利
基	日	洙	熙	安	巡	巡	巡	巡
巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡
查	查	查	查	查	查	查	查	查
(シ)	(教習)	(光州)	(長嶽)	(光州)	(光州)	(莞島)	(長興)	(翼岩)

第	隊 小 一 第				別隊 ^小
荷	内 管 面 山 長 佐 安				區 ^小 責 ^小 任 ^小 隊 ^小
工	補 部 警 官 都 宇				小隊長
五丸 ^十 生 ^新	丸山 ^鳳	丸山 ^擊	丸正 ^南	丸信 ^南	配屬
隊長 廣瀬 隆吉 三 名	隊長 廣瀬 隆吉 三 名	隊長 廣瀬 隆吉 三 名	隊長 廣瀬 隆吉 三 名	隊長 廣瀬 隆吉 三 名	員
島根 巡查	金占 同 巡查	金得 珠 巡查	金元 熙 巡查	金錫 成 巡查	氏 名
和順	長興	教習	光州	光州	部 署
			鄭 潤 根 巡查	金 錫 成 巡查	氏 名
			金 錫 成 巡查	金 錫 成 巡查	部 署
			金 錫 成 巡查	金 錫 成 巡查	備 考

二 小 隊			
衣 黒 山 面 (牛 耳 島) 管 内			
藤 警 部 補			
江 慶 丸	無 等 山 丸	朝 洋 丸	島 島 丸
政長出口基松 職長雄性永 其他 三名	政長才奈太郎 職長伴藤長雄 無管係 清水豊 其他 九名	職長中村唯人 職長田原信貞 其他 三名	職長等大夙 職長金成仁 其他 五名
遠 藤 部 長	坪 池 部 長	南 條 部 長	炬 井 部 長
皆 川 巡 査	早 崎 巡 査	満 岡 巡 査	杉 山 巡 査
山 田 巡 査	佐 藤 巡 査	金 永 台 巡 査	鄭 商 巡 査
家 鐘 先 巡 査	外 東 奎 巡 査	金 高 春 巡 査	金 高 春 巡 査
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
和 順 天	和 順 天	和 順 天	和 順 天
橋 本 巡 査	林 岡 巡 査	金 判 同 巡 査	金 判 同 巡 査
渡 邊 巡 査	金 岩 巡 査	金 宗 石 巡 査	金 宗 石 巡 査
金 斗 子 巡 査	金 桂 珠 巡 査	金 桂 珠 巡 査	金 桂 珠 巡 査
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
谷 城	谷 城	谷 城	谷 城

[illegible]

別 動 隊					
木浦安佐航路	押海	智島	荏子	馬津里 (所視監)	
南一丸	南大丸				
船長李重七 機長白順基 其他三名	船長徐連鳳 機長朴斗鎬 其他四名				
野田部長 長興	沘八島巡查 慶島	立花部長 慶平	朴亨學巡查 〃	青木巡查 唐津	三島巡查 莞島
神田巡查 麗水	飯筵巡查 光州	武田巡查 宣城	森口巡查 〃	松浦部長 長城	川崎巡查 〃
宮城巡查 慶平	柳春巡查 教習	曹吉巡查 〃	權天巡查 〃		

別 勤 隊				
伏虎里	旧堡里	慈恩	查察	敵船舶管理
生野部長 玉田巡査 河祥圖巡査 野村部長 丁春桂巡査 金正圭巡査 久印巡査 全秀岩巡査 趙東奎巡査 李真壽巡査 山本(三)部長 金三清巡査	吳岩 長城 吳岩 長興 教習	康津	宮城 長城 羅州	和欣 教習

海上部隊編成表 (昭和三二 三現在)

本部長(兼任司令長) 齋藤警察部長

参謀(兼任陸軍地方部隊長)

稻田警視

参謀(兼任司令長副官)

水野警部

主任

永里警部

會計主任

長島警部

船舶事務及物資調達係

金聲振(警務会)

本部員

庶務記録

赤間警部補(部)

松本部長(宝城)

片岡部長(木浦)

安藤部長(部)

會計配給

藤岡部長(部)

中西元巡査(盛平)

李利根巡査(木浦)

衛生 二宮技師(部)

高部部長(部)

炊事 富永部長(部)

伊藤藤巡査(宝城)

連絡 藤本巡査(部)

水馬巡査(木浦)

金義澤巡査(〃)

警備 船鳩 丸船 長室谷喜久治

機周長千葉隆三

		南慶丸		高麗丸		監視員竹
		船長		船長		腰部
	監視員	長	監視員	長	中西(道)	部
柏	鯨	金	森	崔	巡	長(部)
岡部	南	尚	巡	旭	煥	
原	基	禁	查(長水)	吉		
巡	長(部)					
查(光州)						

B

豫備員

金	鄭	金	金	宣	桐	堀	玉	井
三	彦	容	煥	貴	谷	切	利	上
清	基	日	洙	安	巡	巡	巡	巡
巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡
查	查	查	查	查	查	查	查	查
(〃)	(〃)	(習)	(〃)	(光州)	(境島)	(長興)	(灵岩)	(部)

第	隊 小 一 第				小隊別
荷	内 管 面 山 長 佐 安				區責小 域任隊
工	補 部 警 宮 都 宇				小隊長
五丸 十生 薪	丸山鳳	丸山攀	丸正南	丸興麗	船名
其他 三名	船長姜先峯 機長李贊錫 其他 二名	船長高景和 機長金洛潤 其他 三名	船長劉文洙 機長朴憲英 其他 四名	船長朴奉植 機長富永義男 其他 三名	配 屬 船 員
島根 巡查 員 岩	德永 巡查 和順	金占同 巡查 高興	伊東 巡查 長興	金得洙 巡查 教習	村上 巡查 員 岩
					黃米岩 巡查 員 岩
					金元熙 巡查 〃
					宮本 巡查 〃
					立山 巡查 〃
					竹房 巡查 〃
					小麥崎 巡查 〃
					荒木 巡查 〃
					小林 巡查 〃
					氏 名
					部 署
					警 備 員
					氏 名
					部 署
					備 考

二												小												隊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
江慶丸												無等山丸												警部補												山面(牛耳島)管內																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
船長出口基松				機長樞性永				其他三名				船長才木太郎				機長伊藤長雄				兼電係				清水豊				其他九名				船長中村唯七				機長田原雇員				其他五名				船長姜大夙				機長金成仁				其他五名				安光丸				繁兼機長				金				其他一名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
遠藤				皆川				山田				宋鍾先				坪池				早崎				佐藤				朴東奎				山本				満岡				福井				金福永				姫井				杉山				鄭祥				金尚				福島				一法師																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
部長				巡査				巡査				部長				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡査				巡			

隊 小 四 第				隊 小 三 第			
内 管 草 都 禽 飛				内 管 恭 岩 憲 慈			
長 部 原 萩				補 部 警 田 湯			
丸 運 幸		丸 榮 住		丸 信 南		丸 鶴 三 第	
船長 奥田方太郎 機長 井元奉 其他 二名		船長 兼 鄭千根 其他 四名		船長 荒武真平 機長 石場盛吉 其他 五名		船長 馬場博之 機長 田中清太郎 其他 三名	
金南模 巡査	渡邊 巡査	高橋 雲 巡査	鄭連出 巡査	張春培 巡査	近藤 巡査	金錫成 巡査	山本 金部 長 巡査
和順 部		教習 部		羅州 順天	順天 光州	光州 順天	光州 順天
				金東燮 巡査	鄭永諾 巡査	衣笠 巡査	古川 巡査
				河彩珠 巡査	宗崎 巡査	園長 巡査	今谷 巡査
				廣水 巡査	高城 巡査	谷城 巡査	長興 巡査

隊			動		品等	
馬津里 (所視監)	子任	島	海	神	路航	安浦木
					丸大南	丸一南
					其長 徐運鳳 機長 朴斗鎬 其他 四名	其長 白順基 機長 李重入 其他 二名
藤吉 天相 巡査	柳春 杰巡 査	宮越 巡査	川崎 巡査	松浦 部長	森口 巡査	武田 巡査
飯田 巡査	神田 巡査	三島 巡査	青木 巡査	朴亨 學巡査	立花 部長	沈八 萬巡査
野田 部長	長興	莞島	摩	摩	摩	摩

別動隊			
伏虎里	旧堡里	慈恩	查察
生野部長 玉利巡查 河祥圖巡查	野村部長 丁春桂巡查 金正圭巡查	久切巡查 唐津	全秀岩巡查 趙東奎巡查 李恩輝巡查
吳岩 長城 吳岩	長興 教習		皇城 長城 羅州

海上部隊編成表

(昭和二三・二八現在)

本部長(兼任司令長)

齊藤警察部長

参謀(兼任陸上地方部隊長)

稲田警視

参謀(兼任司令長副官)

水野警部

主任

永里警部

會計主任

長島警部

船舶事務及物資調達係

金聲振(南一會
警務)

本部員

庶務記録

赤間警部補(部)

松本部長(宝城)片岡部長(木浦)安藤部長(部)

會計配給

藤岡部長(部)

中西元巡查(庶)

李利根巡查(不補)

衛生 二宮技師(部)

高部部長(部)

炊事 富永部長(部)

伊藤巡查(室城)

連絡 藤本巡查(部)

水馬巡查(不補)

金義澤巡查(〃)

警備 船嶋

丸船長室谷喜久治

機関長千葉隆三

航路指導

小浦海軍出張所
通信技術兼航路標識看守

山口浩資	柏原巡査(シ)	立山部長(岩手)	監視員鯨岡部長(部)	機関長金南基	南慶丸船長尹尚禁	監視員森巡査(麗水)	機関長崔旭吉	高麗丸船長金正煥	監視員竹腰部部長(部)	中西直巡査(部)
------	---------	----------	------------	--------	----------	------------	--------	----------	-------------	----------

豫備員

井上	王利	桐谷	宣貴	金煥	金容	鄭彦	金三	申奉	小鯨	金喆	本川
巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査	巡査
(部)	(岩)	(島)	(州)	(シ)	(習)	(シ)	(シ)	(シ)	(天)	(腹)	(部)

第	第一	隊別
衣 荷	安佐長山面管內	小隊黃區
工	宇都宮警部補	小隊長
丸 山 等 無	丸 山 擊 漢	麗 興 丸
船長才木大郎 機長伊藤長雄 無線係 清水豐 其他 九名	船長高景和 機長金啓潤 其他 三名	船長朴奉植 機長富永義男 其他 三名
坪池部長 早崎巡查 佐藤巡查 朴東奎巡查	村上巡查 黃米岩巡查 金得珠巡查	小荒木部長 木村巡查 小麥崎巡查
高興 麗水	濟州 吳若	羅州 潭陽
南條部長 樋口巡查 松岡巡查 林同巡查 金判同巡查 金宗石巡查 金宗男巡查		李春雨巡查
順天 和順 順天 順天		光州
加沙島附近 海	安昌島伏虎重 前海	不務島附近 海上
		長山水道 海上
		備考

二 小 隊				
黒山面(牛耳島)管 内				
藤 警 部 補				
丸光安	丸島鳥	丸洋朝	丸慶江	五生新
船長 葉茂 関長 其他 金炳彬 一名	船長 姜大夙 機長 金成仁 其他 五名	船長 中村唯七 機長 田原産貞 其他 五名	船長 出口基松 機長 梶 胜永 其他 二名	船長 瀬谷得吉 機長 崔 洪植 其他 三名
一法師 巡査	福島 巡査	金尚春 巡査	鄭祥鉉 巡査	杉山 巡査
姫井 部 長	金永台 巡査	福井 巡査	満岡 巡査	山本 三 部 長
和順	和順	和順	和順	和順
橋本 巡査	渡邊 巡査	金斗 巡査	金孝 巡査	金桂 巡査
谷城	和順	和順	和順	和順
第 示 隊 連 絡 船トス (加次島附近に 置入)	高沙島南方 海上	京鶏水道に在 る遊動監視 艇トス	下台島附近 海上	懸水道入口 海上

隊 小 四 第				隊 小 三 第			
内 管 草 都 禽 飛				内 管 泰 岩 恩 慈			
長 部 原 萩				補 部 警 田 湯			
丸 運 幸		丸 榮 住		丸 山 鳳		丸 鶴 三 第	
船長 奥岡才太郎 機長 林元峯 其他 二名		船長 兼 機長 鄭斗根 其他 四名		船長 姜先峯 機長 李贊錫 其他 二名		船長 馬場博之 機長 田中清太郎 其他 三名	
金 渡 邊 明 巡 査		高 鄭 堀 古 庄 巡 査		金 伊 東 巡 査		梁 田 前 中 朴 廣 佐 篠 巡 査	
和 順 部		夕 教 習 長 興 部		高 興 長 典		〃 〃 澤 陽 光 州 光 州 澤 陽 〃 兎 州	
		金 鄭 衣 古 島 巡 査				河 宗 園 今 藏 中 金 崔 山 宮 巡 査	
		東 永 笠 川 松 巡 査				秋 崎 村 長 〇 谷 部 巡 査	
		〃 〃 〃 市 羅 州 巡 査				麗 〃 〃 高 谷 康 高 長 〃 羅 州 巡 査	
飛 禽 鼓 島 海 上		飛 禽 島 入 口 大 曲 島 海 上		飛 禽 島 南 方 海 上		北 江 水 道 上 〇	

隊 動 別				路航佐安浦木	
馬津里 (所視監)	荏子	智島	押海		
				南一丸	南大丸
				船長李重久 船長白順基 其他三名	船長徐連鳳 船長朴升鎬 其他四名
松浦部 官越巡 柳春杰 權天相 曹吉柱 金鍾熙	武田巡 森口巡	神田巡 飯筈巡	青木巡 三島巡	朴亨學 立花部長	野田部長 沈八萬巡
長城 成平 教習	室城	震永 兎州	唐津 莞島	咸平	莞島
				木浦一忠禽	木浦一慈恩

別動隊			
伏虎里	同金里	慈恩	查察
生野部長 王田巡查 河祥園巡查 長城	野村部長 丁春桂巡查 金正巡查 長城	久功巡查 長城	全秀岩巡查 趙東奎巡查 李惠卿巡查 長城
			中佐南内 馬味光河 八南方面